

羽島市公共施設等総合管理計画

【第5次改訂版】

令和4年11月

羽島市

羽島市公共施設等総合管理計画 目次

第1章 計画策定の目的等	1
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 対象範囲	3
4. 計画期間	5
第2章 羽島市の概要	7
1. 市勢概要	8
2. 人口の状況	9
3. 財政状況	12
第3章 公共施設等の実態整理	19
1. 公共建築物の状況	20
2. インフラ資産の状況	35
第4章 公共施設等の更新費用の試算	41
1. 今後の更新費用の見込み	42
2. 個別施設計画策定の効果額	46
第5章 公共施設に関する意識調査	47
1. 市民意識調査	48
第6章 公共施設等の更新等に係る課題の整理	51
1. 現状・課題の整理	52
第7章 公共施設等マネジメントの基本方針	55
1. 基本的な考え方	56
2. 基本方針	57
3. 管理目標	62
第8章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	65
第9章 計画の推進にあたって	103
1. 全庁的な取組体制の構築方針	104
2. 情報管理及び共有方策	105
3. フォローアップの実施方針	105

第1章 計画策定の目的等

- 1. 計画策定の背景と目的**
- 2. 計画の位置づけ**
- 3. 対象範囲**
- 4. 計画期間**

第1章 計画策定の目的等

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

わが国では、高度経済成長期の急激な人口増加に対応して建設された公共施設が数多く存在しており、本市においても昭和 50 年代を中心に多くの公共施設を整備・拡充してきました。現在保有する施設の半数以上は、築後 40 年以上経過しており、今後 10 年ほど経つと耐用年数を迎えることになります。

今後も同じように施設を利用するためには、施設の建替えが必要となりますが、わが国における人口減少や少子化・高齢化は、本市においても例外ではなく、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少という厳しい財政状況を踏まえれば、今ある施設の全てを同じ規模で建替えることは困難であると考えられます。これまで、公共施設は多様な市民ニーズに対応した行政サービスを的確に提供するため、拠点性や地域性に配慮して整備を進めてきましたが、今後は、限られた財源の中で、市全体におけるサービス水準を維持しつつ、時代や市民ニーズの変化に即して、施設のあり方を検討することが必要となっています。

こうした状況のもと、国において、平成 26 年度に地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、総合的かつ計画的な管理を推進するための計画である「公共施設等総合管理計画」を策定するよう全国の地方公共団体に要請があり、公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針が示されました。また、平成 29 年度に個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定し、公共施設等総合管理計画に個別施設計画の内容等を反映させるよう指針の改定がありました。

このような状況を踏まえ、本市は、「羽島市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月）」を策定し、公共施設等の老朽化対策に取り組んできました。これまでに平成 30 年 3 月、市役所庁舎に係る方針等の部分改定（第 1 次改訂）、平成 30 年 12 月及び令和元年 12 月に各施設のユニバーサルデザイン等に係る部分改定（第 2 次、第 3 次改訂）を行いました。また、市内の主要な施設について個別施設計画の策定をおこなったことから、令和 3 年 3 月に「羽島市公共施設等総合管理計画」を改定（第 4 次改訂）するものです。

(2) 公共施設等マネジメントの必要性

全国的な動向として、高度経済成長期に一斉に整備した学校や集会施設等の施設の老朽化が進み、建替えや改修に必要な費用が大幅に不足することが見込まれています。このような現状に対し、各地方公共団体には将来に向けた対応策が求められており、全国的な課題となっています。

人口減少や少子化・高齢化が進み、経済状況の大きな好転が見込めない中、これまでの経済成長期のように施設の建替えや改修等に要する費用を確保することは容易ではありません。このまま何の対策もしなければ、必要な施設であっても建替えや改修等に要する費用を確保できないことも考えられます。また、施設建設当時と社会状況や市民ニーズも大きく変わってきており、現状の施設が今後もそのまま必要とは言いきれません。

こうした状況を踏まえ、市民サービスを低下させないように、将来に必要な施設機能を維持していくためには、公共施設等全体を把握し、長期的な視点をもって、本市の将来像にふさわしい公共施設

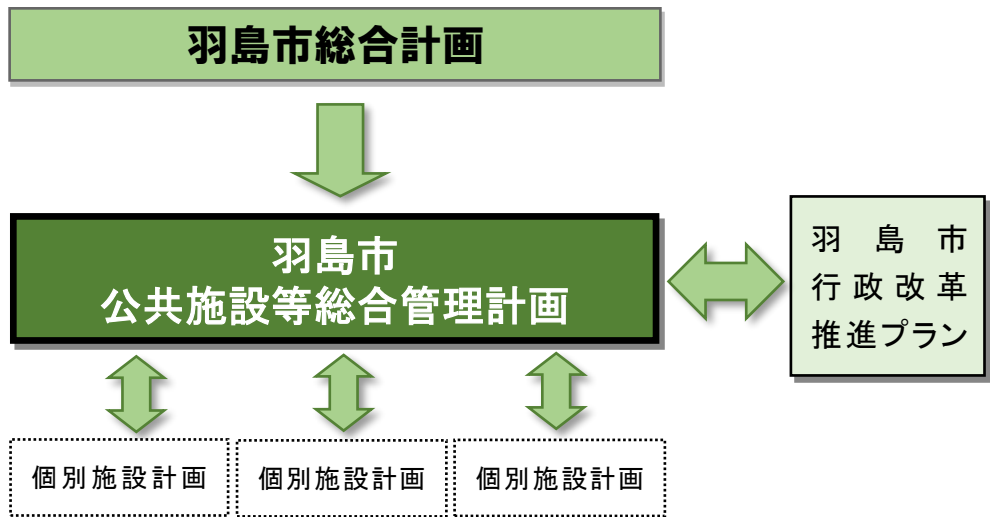
等のあり方を考える必要があります。また、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等全体を最小の費用で効果的に活用していくためのマネジメントが必要となっています。

2. 計画の位置づけ

羽島市公共施設等総合管理計画は、市の最上位計画である「羽島市総合計画」を公共施設等の適正管理の観点から下支えする計画であり、「羽島市行政改革推進プラン」と連動して健全な行財政運営をけん引する計画です。

なお、国により平成 25 年 11 月 29 日に取りまとめられた「インフラ長寿命化基本計画」では、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定することが期待されており、この「羽島市公共施設等総合管理計画」は、これに該当するものです。

図 1-1 公共施設等総合管理計画の位置づけ



3. 対象範囲

本市が所有し管理する財産は、地方自治法に基づき、公有財産、物品、債権、基金に分類されます。本計画では、「公共施設等」として、市役所庁舎、小・中学校、市民病院、コミュニティセンター等の「公共建築物」と、道路、橋梁、上・下水道等の「インフラ資産」を対象とします。

なお、公共建築物は次頁のとおり 16 類型に分類します。

図 1-2 計画の対象範囲

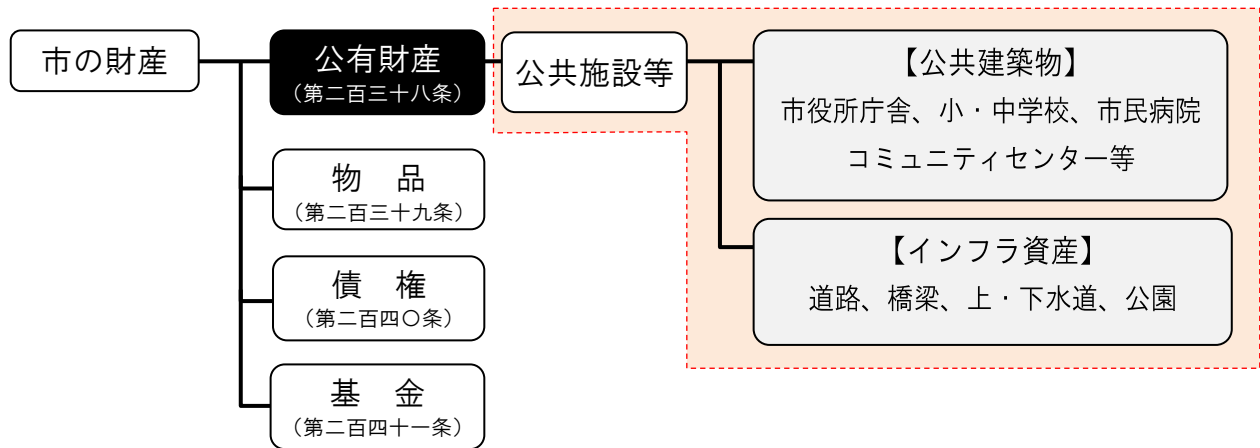


表 1-1 施設類型別公共建築物の一覧

施設類型	施設	施設数 (複合施設を含む)
コミュニティ施設	コミュニティセンター 福寿地域交流センター	13 施設
市民文化施設	文化センター・中央公民館 市民会館	2 施設
社会教育施設	図書館 歴史民俗資料館・映画資料館 竹鼻町屋ギャラリー	3 施設
スポーツ施設	弓道場 柔剣道道場 運動公園	3 施設
学校教育施設	小学校 中学校 義務教育学校 市立幼稚園 学校給食センター	16 施設
子育て支援施設	放課後児童教室 児童センター	5 施設
福祉施設	老人福祉センター 老人福祉センター羽島温泉 はしま福祉サポートセンター いきいき元気館 発達支援センター「もも」 福祉ふれあい会館	6 施設
保健・医療施設	保健センター 市民病院 市民病院旧看護師宿舎	3 施設
行政系施設	市役所庁舎 教育センター	5 施設
公営住宅	市営住宅	1 施設
防災施設	防災ステーション	1 施設
消防・水防施設	消防本部・分署 消防倉庫 消防車庫 消防器具庫 水防倉庫	60 施設
供給処理施設等	環境プラント 資源物ストックヤード 一般廃棄物最終処分場 市営斎場	4 施設
上・下水道施設	水源地 浄化センター	5 施設
観光施設	はしま観光交流センター (ぐるっと羽島) 竹鼻まつり山車会館	2 施設
その他	駅南防犯ステーション 商工振興センター 旧桑原輪中事務所 飯柄倉庫	4 施設

4. 計画期間

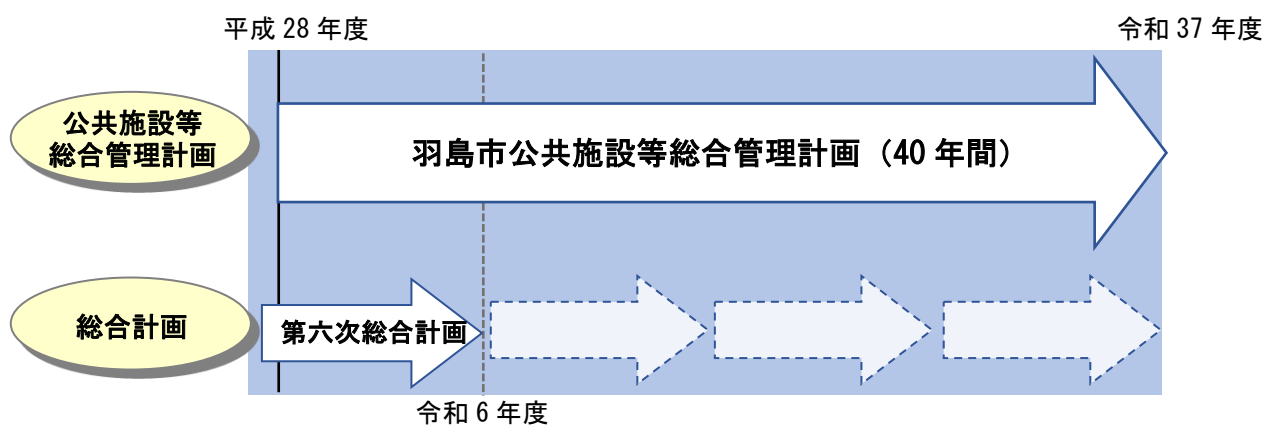
公共施設等マネジメントの推進にあたっては、中・長期的な視点が不可欠です。

公共施設等の老朽化やそれに伴う大規模改修、更新時期等を踏まえ、本計画の計画期間を平成 28 年度（2016 年度）から令和 37 年度（2055 年度）までの 40 年間とします。

また、羽島市（第六次）総合計画や羽島市まち・ひと・しごと創生総合戦略に示された将来の人口ビジョン等も考慮するものとします。

なお、計画の期間中であっても、社会経済情勢や関連計画との整合を図るために必要な場合には、状況に応じた見直しを行います。

図 1-3 計画期間



第2章 羽島市の概要

1. 市勢概要

2. 人口の状況

3. 財政状況

第2章 羽島市の概要

1. 市勢概要

(1) 地勢

本市は、岐阜県の南部に位置し、北は岐阜市及び笠松町、南は海津市、東は愛知県一宮市及び稲沢市、西は大垣市（墨俣）、安八町及び輪之内町に接し、東西 8.77km、南北 12.86km、面積 53.66km² の都市です。

市の東西には一級河川の本曾川、長良川が流れ、水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。一方、東海道新幹線岐阜羽島駅、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジを併せ持ち、「岐阜県の玄関口」として交通の要衝でもあります。

図 2-1 羽島市周辺の市町村



(2) 歴史

本市は約 500 年前に現在の竹鼻町（上城町・下城町付近）に竹ヶ鼻城が築かれ、城下町・門前町として栄えてきました。昭和 29 年に 1 町 9 村が合併し、人口 39,033 人、世帯数 7,147 世帯で市制施行され、現在に至っています。

①江戸時代

江戸時代における現在の本市周辺は、現存している字ほどの規模の集落によって、広大な農地を耕作しており、それぞれの集落に庄屋―組頭―百姓代という三役を配置して、農業生産の管理から集落内の自治までを行っていました。

農作物は、稲作のみから綿等の生産を多角的に展開する農業へと移行し、農地も用排水の整備により拡大され、水害対策として、いくつかの大きな輪中もできました。一方、竹ヶ鼻では専福寺を中心に“まち”ができ、現在の中心市街地（竹鼻町内）が形成されました。

②明治・大正時代

本曾川、長良川に囲まれている地理的条件によって、洪水の被害が発生するため、水害に強い農作物の導入が長年にわたって行われ、その中で最も時流にのった農作物が桑であり、養蚕業でした。明治の中頃には、本市は繭の集散場所として盛況を極め、絹織物も盛んに生産されました。また、従来からの綿織物についてもその生産基盤、流通基盤が確立され、やがて、毛糸が入るようになると毛織物の生産も盛んになりました。

さらに、竹鼻鉄道（現在の名鉄竹鼻線）が大正 10 年に開通し、岐阜市、名古屋市との時間距離は大幅に短縮されました。

③昭和・平成・令和時代

昭和に入ってから基幹産業である繊維産業の拡大に努めましたが、戦争の勃発により、繊維統制会（昭和 17 年設立）の管理下で生産を行いました。

戦争終結後は、広大な農地の生産性の向上を目的としたほ場整備の推進とともに、繊維業を中心とする市内の産業の復興に努め、昭和 39 年に旧国鉄（現在は JR 東海）の東海道新幹線岐阜羽島駅の開

業、昭和 58 年に名神高速道路岐阜羽島インターチェンジの設置により、岐阜県の玄関口としての機能が強化され、運輸、流通拠点としての位置づけも強化されました。また、岐阜羽島駅周辺において土地区画整理事業を行いました。

現在、岐阜羽島インターチェンジへのアクセス性を活かした企業誘致を進めています。

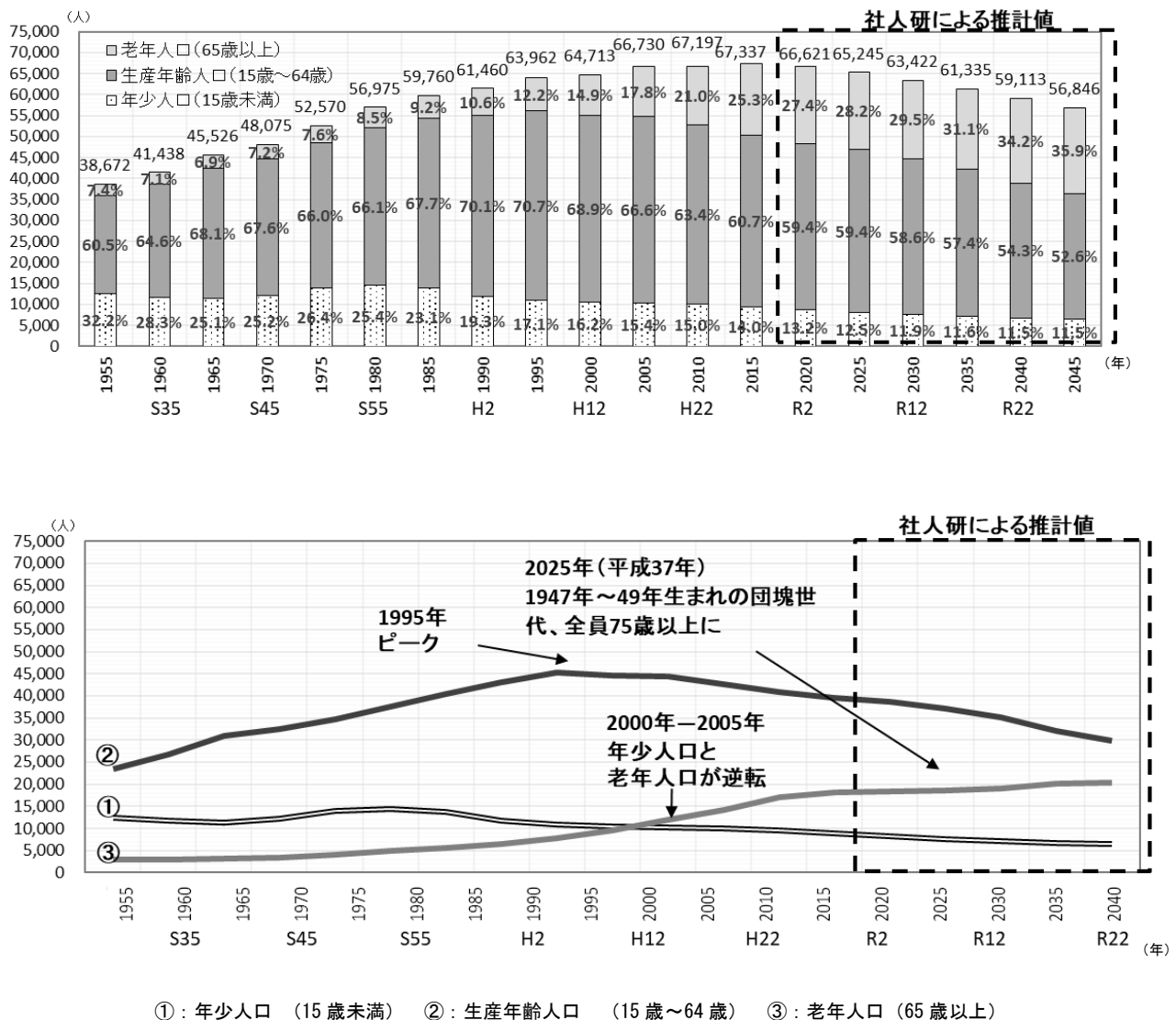
2. 人口の状況

(1) 人口推移（全体及び年齢 3 区分）

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値によると、令和 27 年（2045 年）には 56,846 人となり、平成 27 年の国勢調査による人口 67,337 人と比較して、10,491 人、割合にして約 16%の減少になると推計されています。

本市の令和 27 年（2045 年）の人口は、昭和 55 年と同程度になると推計されますが、今後、年少人口や生産年齢人口は減少する一方で、老年人口の増加が一層加速し、その年齢構成は大きく変化することが見込まれます。

図 2-2 年齢 3 区分別人口の推移と将来推計

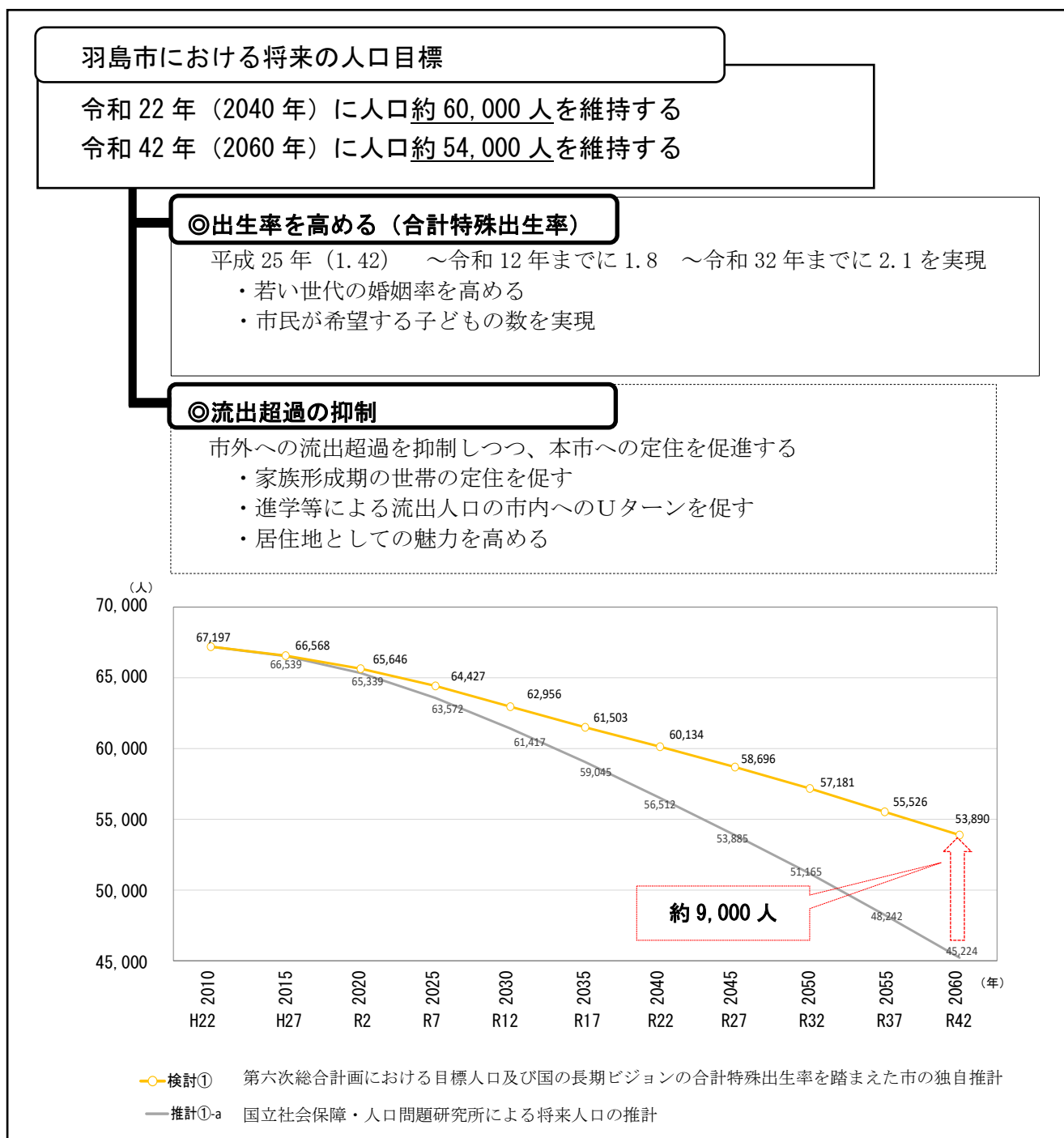


(2) 人口の将来展望

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計（【推計① - a】）では、現状の人口動態が今後も続いた場合、令和 42 年（2060 年）には本市の人口は約 45,000 人となり、平成 22 年の人口のおよそ 70%弱にまで人口減少が進行すると見込まれます。

そのため、羽島市第六次総合計画における目標人口及び国の長期ビジョンの合計特殊出生率を踏まえ、市外への流出超過を抑制しつつ、本市への定住を促進することにより、令和 22 年（2040 年）において人口約 60,000 人、令和 42 年（2060 年）においては【推計① - a】と比較して約 9,000 人の人口減少を抑制し、人口約 54,000 人の維持を目指します。

図 2-3 人口の将来展望



資料：羽島市人口ビジョン（一部加工）

(3) 地域別の人口動態

本計画における地域区分は、右図のとおり中学校区を単位として、北部地域、中部地域、南部地域としています。

本市の平成7年度から平成27年度までの地域別人口の推移は、下図となり、近年の推移は中部では増加傾向にあり、北部、南部では減少傾向にあります。また、年齢3区分別では、各地域とも15歳未満の年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向にあり、老年人口の割合は増加傾向にあります。

図 2-4 地域区分図

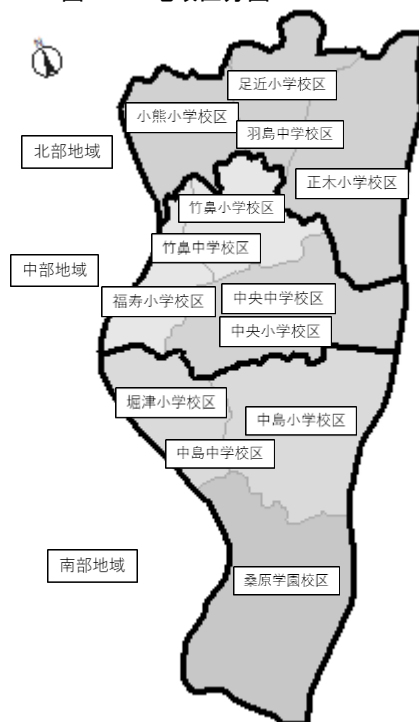
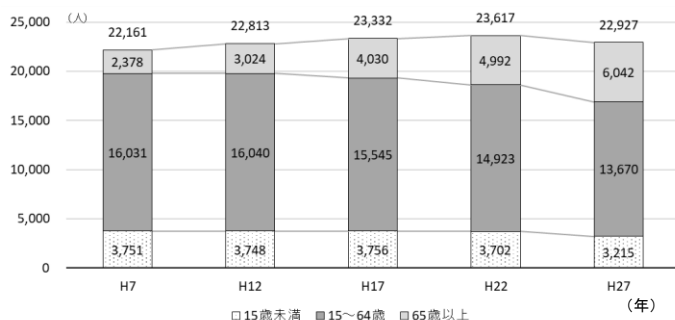
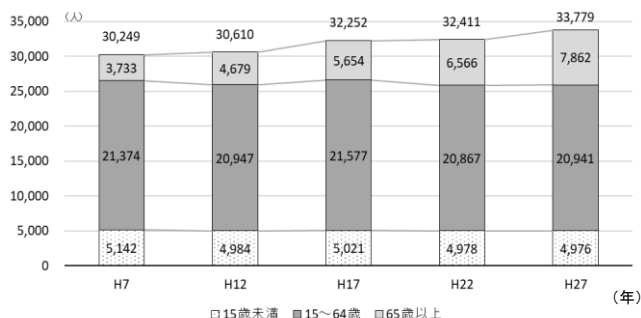


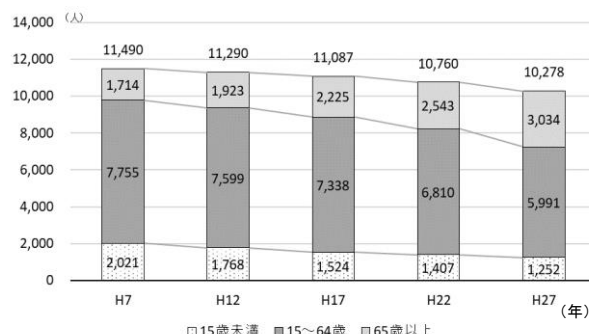
図 2-5 地域別・年齢3区分別人口の推移
【北部】



【中部】



【南部】



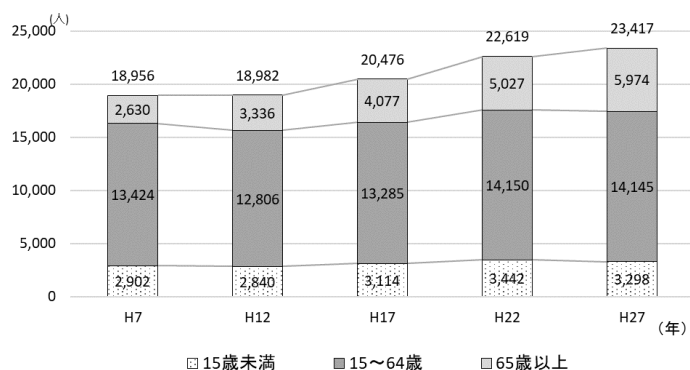
資料：国勢調査

注：年齢不詳は除いているため、各地域の合計は国勢調査における人口と一致しません。
また、学校区をまたぐ町の人口は按分しているため、実際とは異なります。

(4) 人口集中地区の人口動態

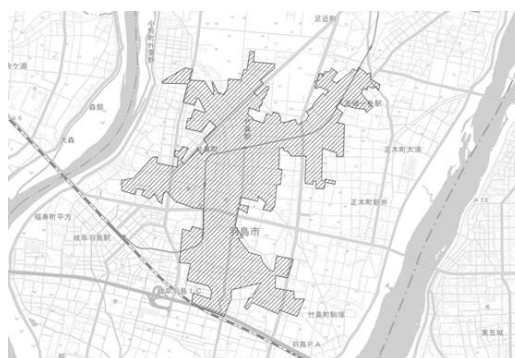
本市の平成7年度から平成27年度までの人口集中地区における人口の推移は増加傾向にあり、平成22年度から平成27年度にかけて約800人増加しています。

図 2-6 人口集中地区における年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

図 2-7 人口集中地区境界図



資料：国勢調査

3. 財政状況

(1) 歳入

平成30年度における普通会計決算は、歳入総額約227億6,804万円で、市税などの自主財源が55.1%、地方交付税などの依存財源が44.9%となっています。

平成30年度までの歳入の推移は、平成28年度が最も多くなっています。歳入の根幹を成す市税の割合は、概ね40%程度となっています。

図 2-8 平成30年度 歳入（普通会計）の内訳

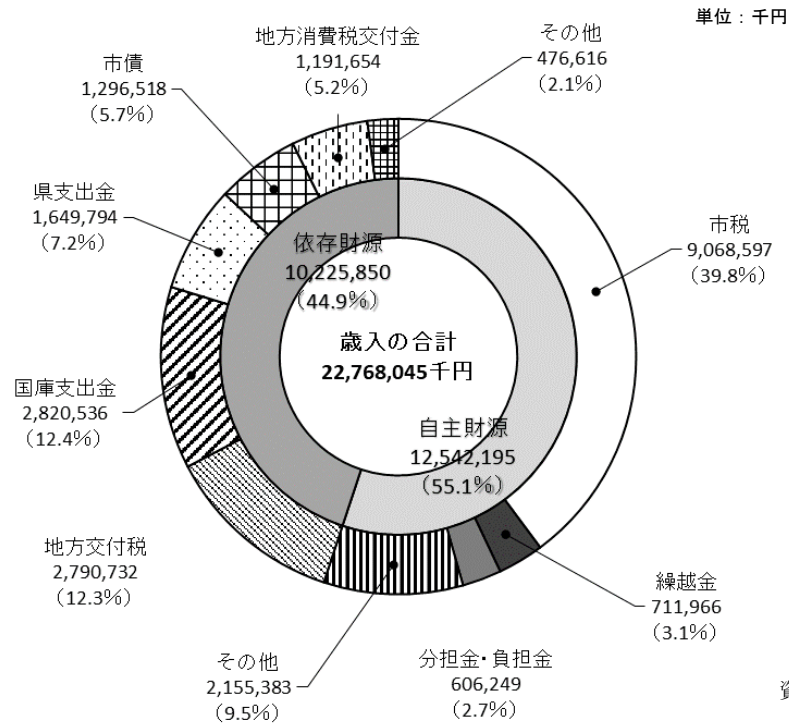
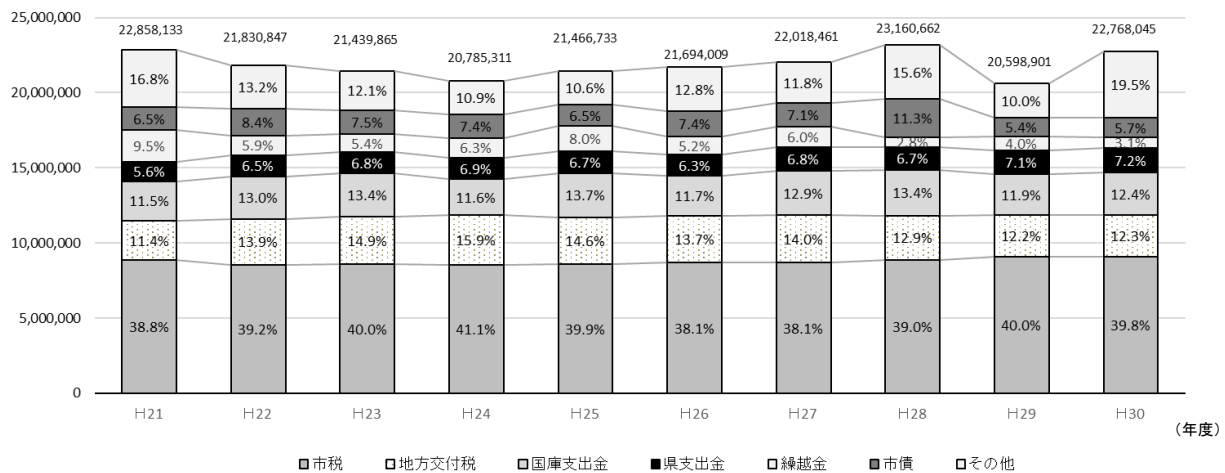


図 2-9 歳入（普通会計）の推移
(千円)



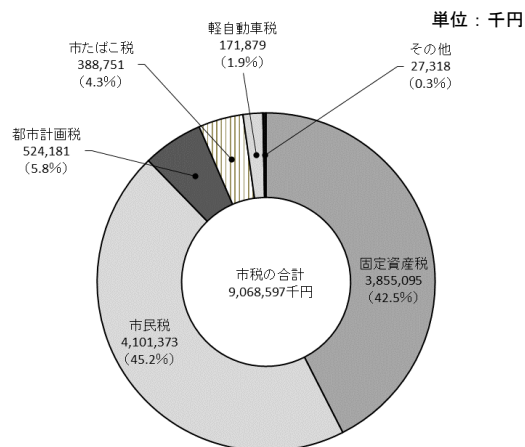
注：四捨五入により合計が100%になりません。

平成 30 年度の市税の内訳は固定資産税が 42.5%、市民税が 45.2%で、この 2 つの税目で全体の約 9 割を占めています。

依存財源は国の財源に左右されるため、財政基盤の強化には自主財源の比率、特に市税の割合を高めることが重要です。

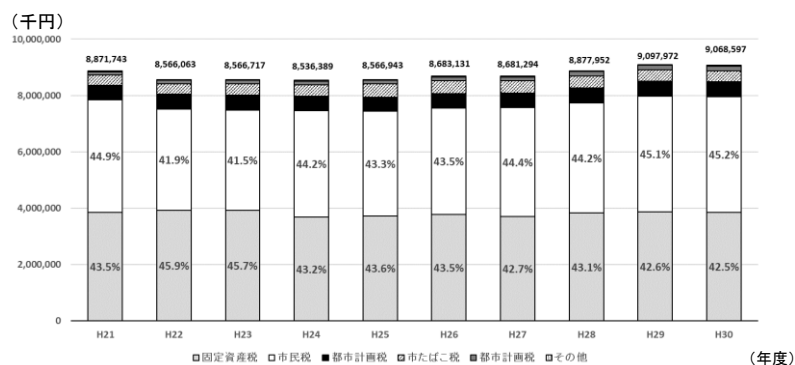
しかし、将来人口の推計からもわかるように生産年齢人口が減少していくことが予想されていることから、市税の大幅な好転は見込めない状況にあります。

図 2-10 平成 30 年度市税の内訳



資料：地方財政状況調査

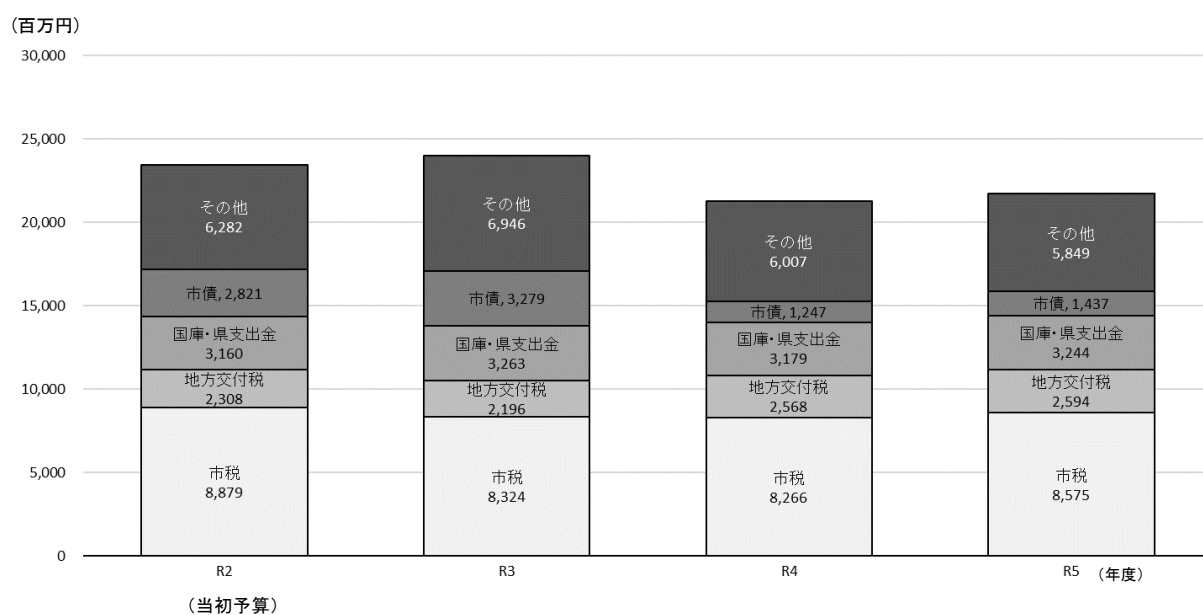
図 2-11 市税の推移



資料：地方財政状況調査

本市の今後の財政需要等を積算した中期財政見通しでの令和 2 年度から令和 5 年度までの歳入の見込みは、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等により、市税全体として減少傾向にあります。

図 2-12 令和 5 年度までの歳入（一般会計）の見込み



資料：令和 2 年度羽島市中期財政見通し

(2) 歳出

平成 30 年度における普通会計決算は、歳出総額約 221 億 1,271 万円で、扶助費、人件費、公債費からなる義務的経費の割合は 45.2%、普通建設事業費からなる投資的経費は 8.6%、その他の経費は 46.2%となっています。

図 2-13 平成 30 年度歳出（普通会計）の内訳

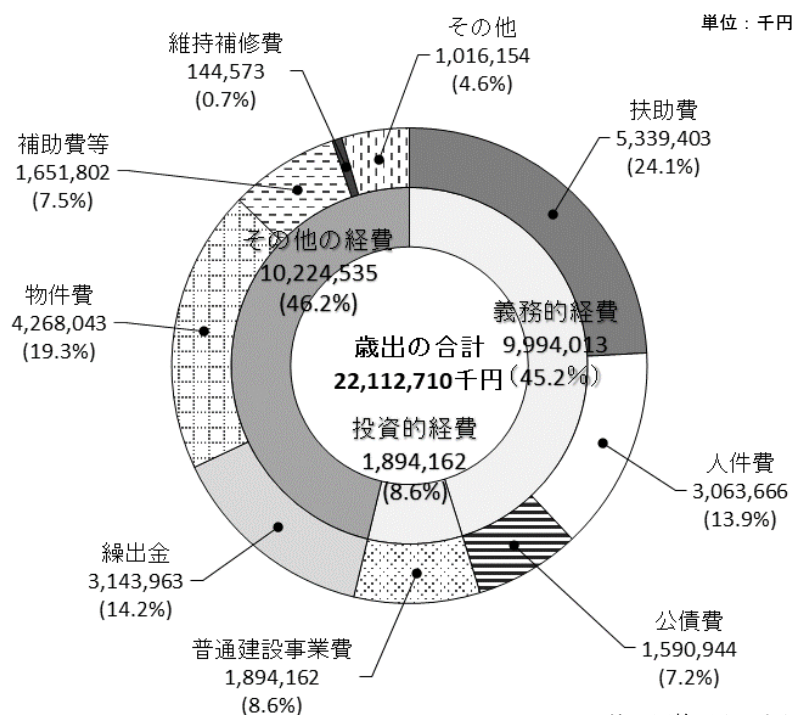
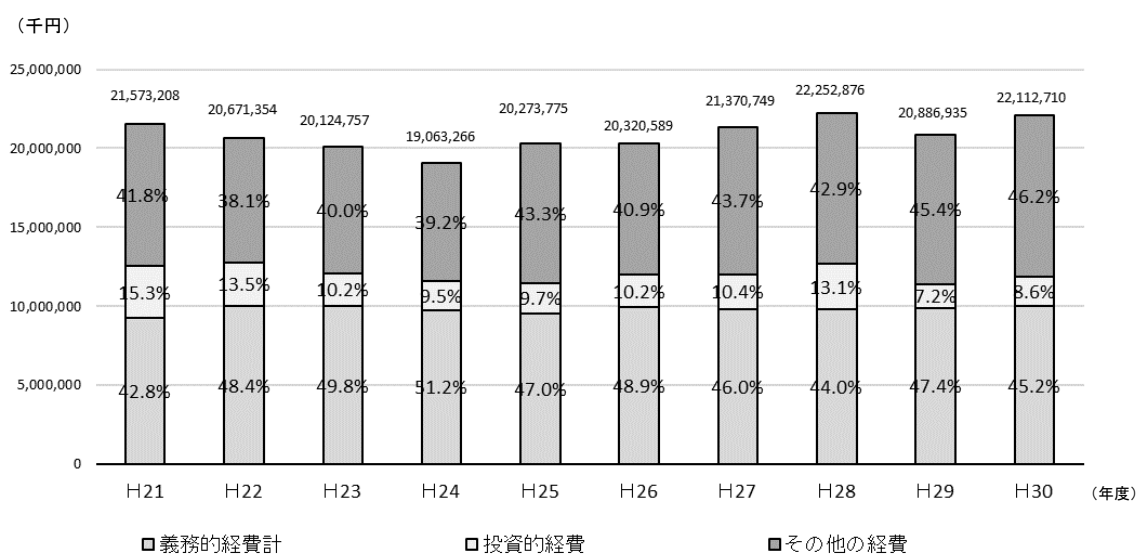


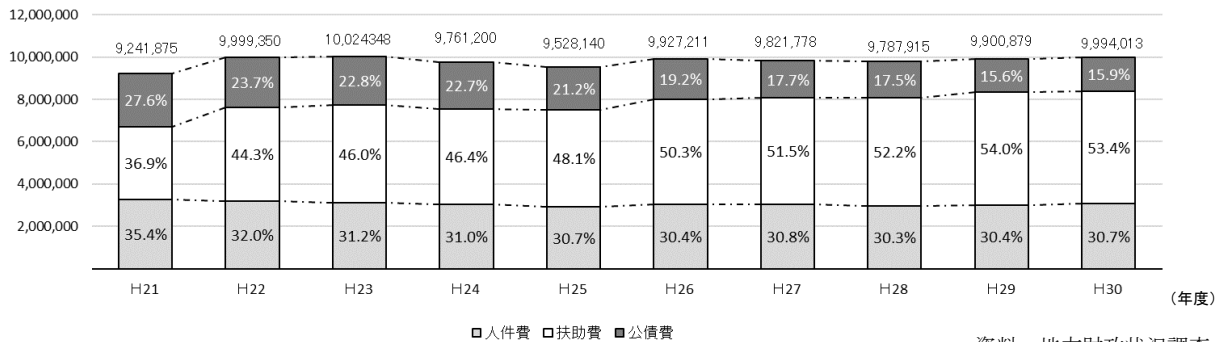
図 2-14 歳出（普通会計）の推移



支出が法令等で義務付けられ、任意に削減することができない義務的経費の平成 30 年度までの推移について、人件費の割合は約 30%で一定になっています。一方、扶助費の割合は増加しており、平成 30 年度は平成 21 年度と比較して割合は約 1.4 倍に増加しています。

図 2-15 義務的経費（普通会計）の推移

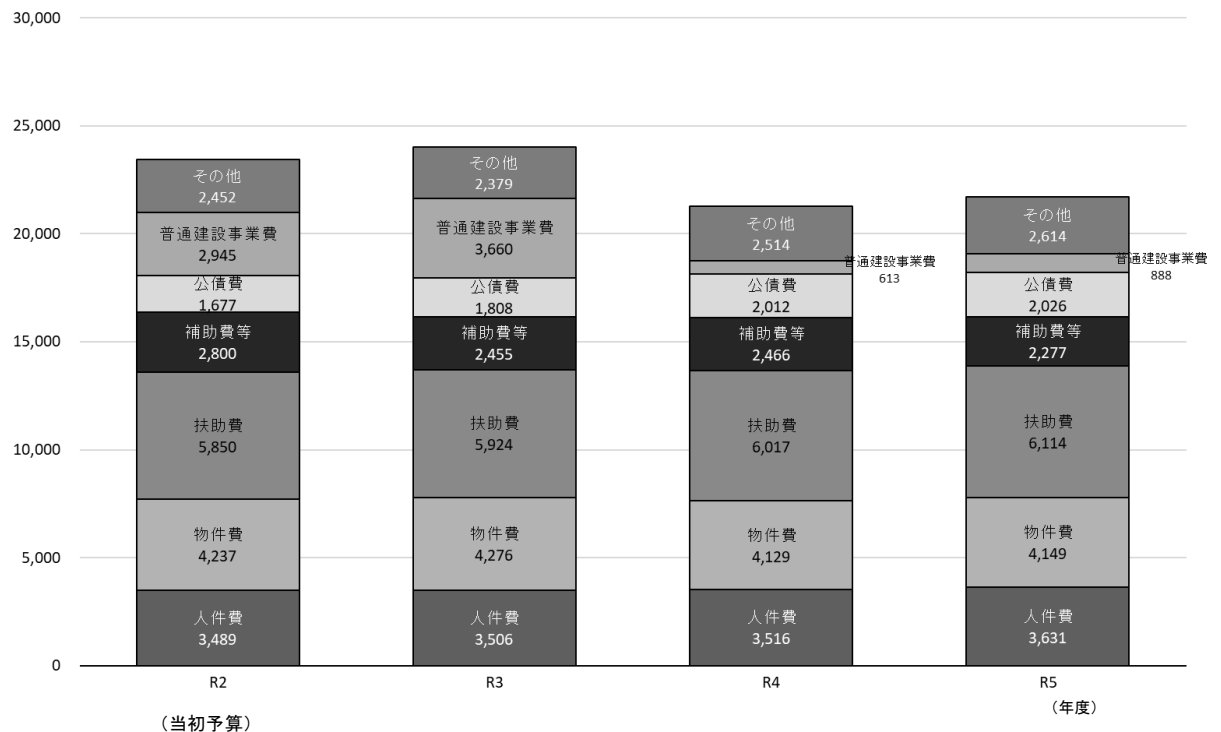
(千円)



中期財政見通しでの令和 2 年度から令和 5 年度までの歳出見込みでも、扶助費については今後も増加していくことが見込まれています。

図 2-16 令和 5 年度までの歳出（一般会計）の見込み

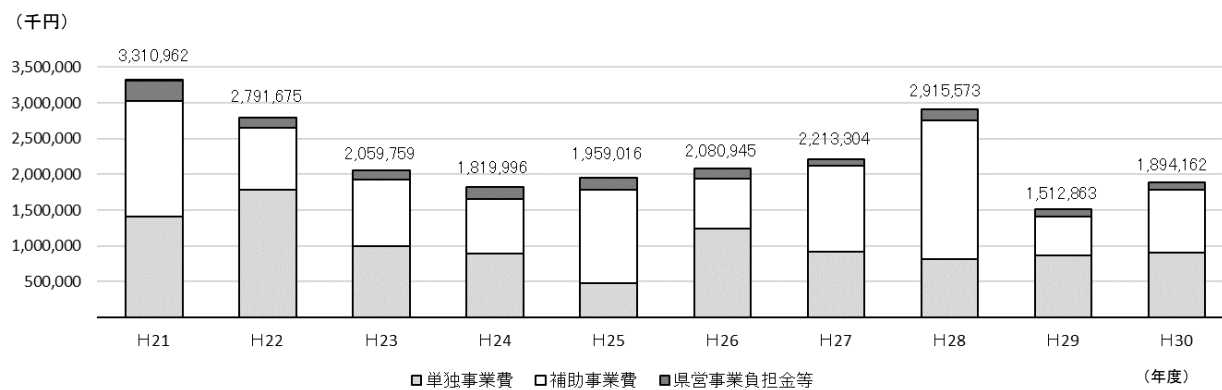
(百万円)



(3) 投資的経費（普通建設事業費）

平成 30 年度までの普通建設事業費の推移は、平成 21 年度が最も多く約 33 億 1,096 万円となっており、年度による変動はあるものの減少傾向にあります。

図 2-17 普通建設事業費（普通会計）の推移



資料：地方財政状況調査

(参考) 水道・下水道・病院事業における建設改良費

図 2-18 水道事業における建設改良費の推移

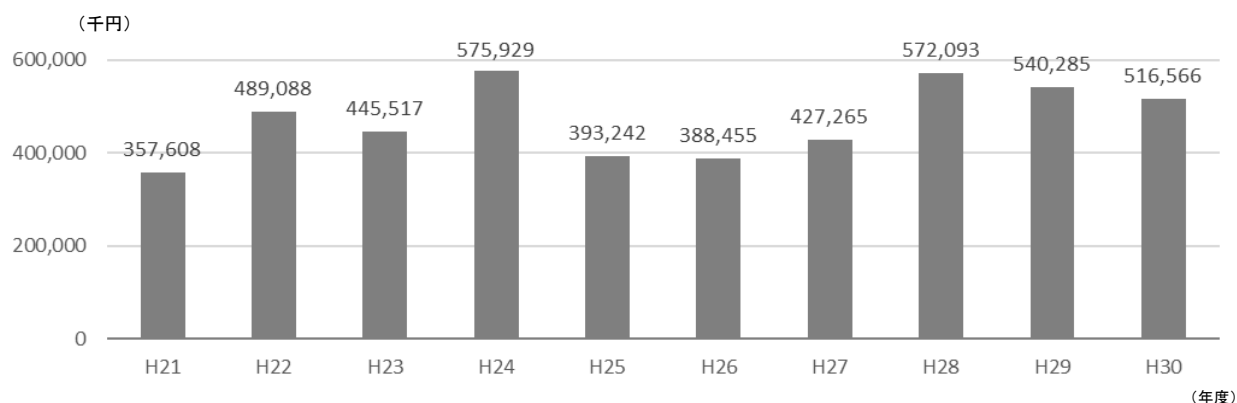
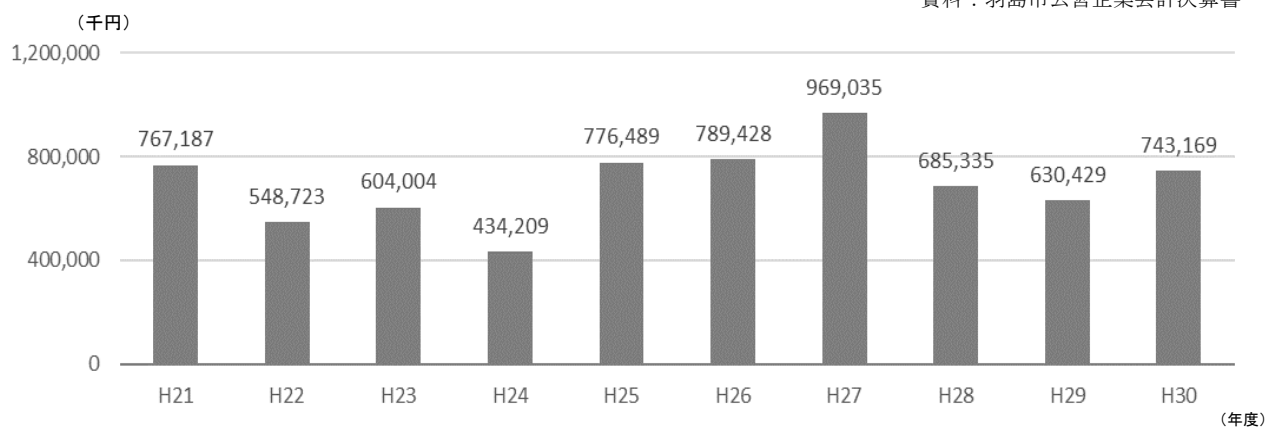


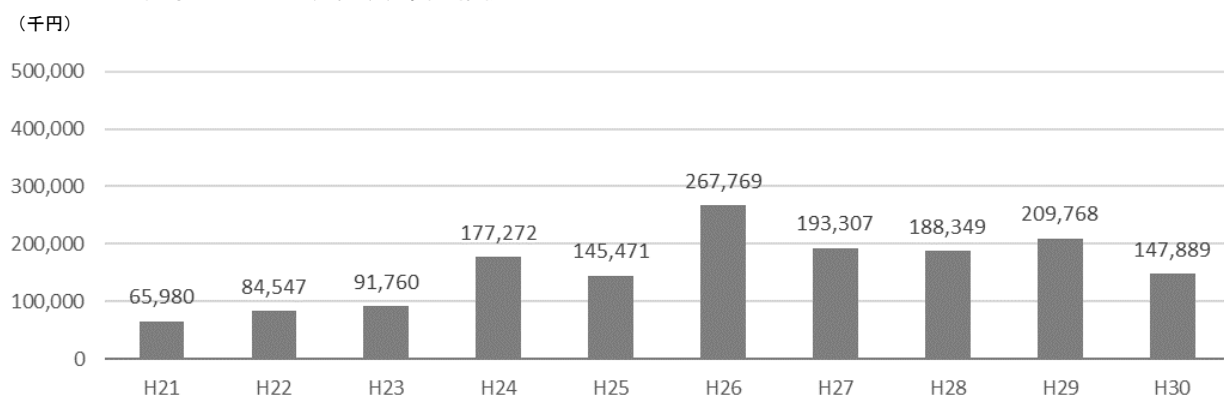
図 2-19 下水道事業における建設改良費の推移



資料：羽島市公営企業会計決算書

資料：地方公営企業決算状況調査

図 2-20 病院事業における建設改良費の推移



資料：羽島市公営企業会計決算書

第3章 公共施設等の実態整理

1. 公共建築物の状況

2. インフラ資産の状況

第3章 公共施設等の実態整理

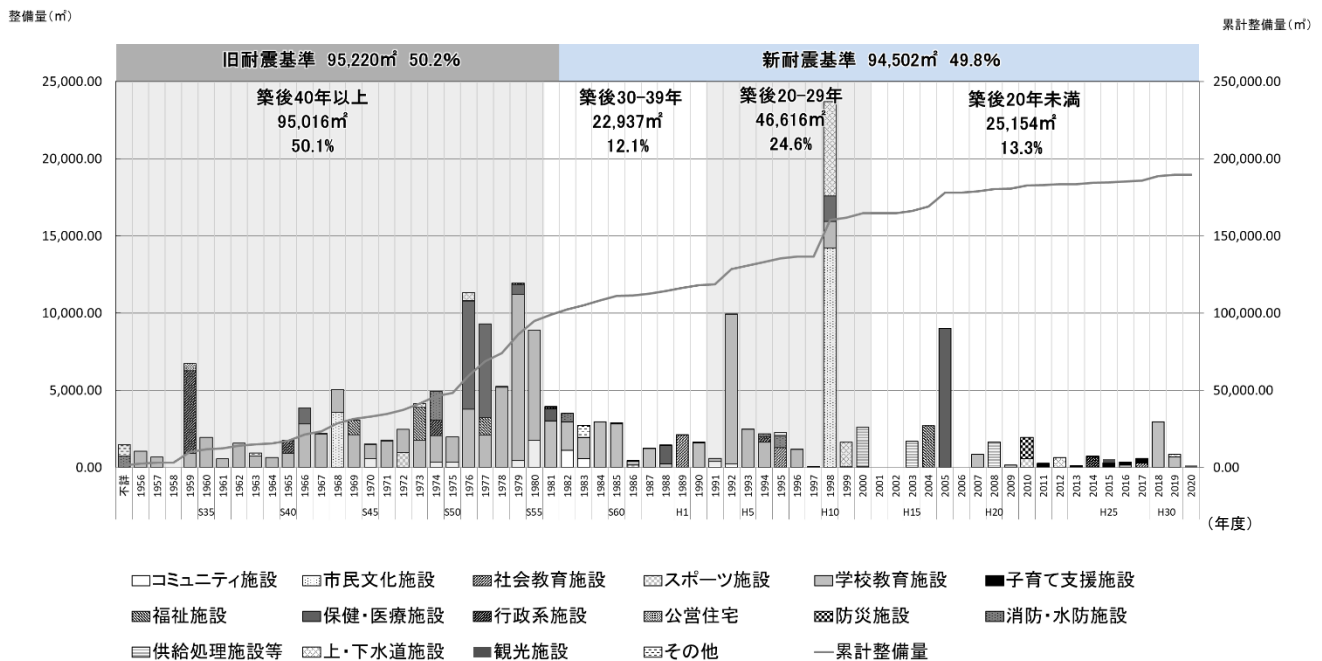
1. 公共建築物の状況

(1) 築年別整備状況

本市の令和2年度末における公共建築物の延床面積は全体で189,722㎡となっており、旧耐震基準により建設されたものは全体の50.2% (95,220㎡) と半数以上を占め、新耐震基準により建設されたものは49.8% (94,502㎡) となっています。

築後年数別の状況では、築後40年以上経過している施設が最も多く、全体の50.1% (95,016㎡) となっています。また、築後30年以上経過している施設は、全体の約60%を占めています。

図3-1 築年別整備状況



資料：羽島市公共施設実態調査

注：不詳分については築後40年以上に分類しています。

四捨五入により延床面積の内訳と合計が一致しない場合があります。

耐震基準：建築基準法改正に伴い、現行の耐震基準は、昭和56年6月1日に導入されました。そのため、それ以前のものは旧耐震基準、現行のものは新耐震基準と示しています。

コミュニティ施設、社会教育施設、スポーツ施設、学校教育施設、福祉施設、保健・医療施設、行政系施設、公営住宅、消防・水防施設は、半数以上の施設が築後 30 年以上経過しています。

コミュニティ施設、学校教育施設、行政系施設など災害時に避難場所として活用される施設において、築後 20 年未満の割合が少なくなっています。

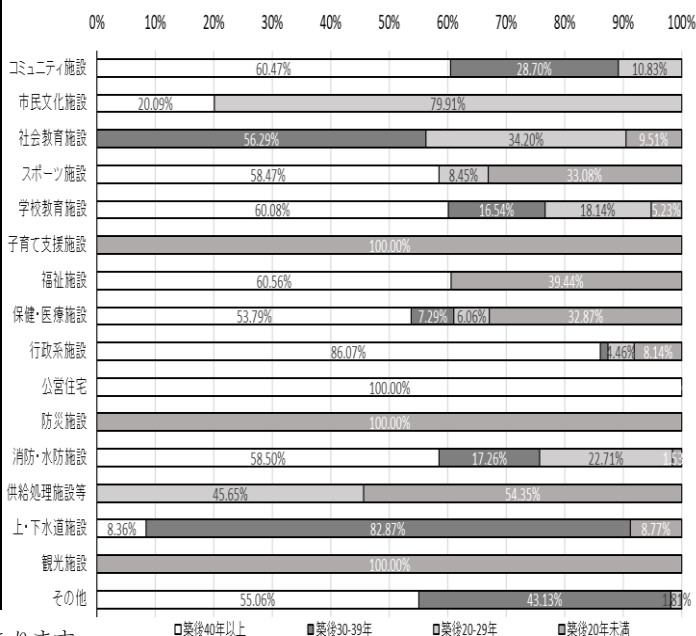
表 3-1 施設類型別の築後年数の状況

単位：㎡

分類	築後 40 年 以上	築後 30-39 年	築後 20-29 年	築後 20 年 未満
コミュニティ施設	3,489	1,656	625	0
市民文化施設	3,576	0	14,222	0
社会教育施設	0	2,089	1,269	353
スポーツ施設	974	0	141	551
学校教育施設	55,788	15,362	16,849	4,831
子育て支援施設	0	0	0	1,017
福祉施設	4,148	0	0	2,701
保健・医療施設	14,737	1,996	1,659	9,004
行政系施設	7,296	113	378	690
公営住宅	478	0	0	0
防災施設	0	0	0	1,384
消防・水防施設	2,785	822	1,081	73
供給処理施設等	0	0	2,802	3,337
上・下水道施設	777	0	7,698	815
観光施設	0	0	0	368
その他	968	758	32	0

注：四捨五入により延床面積の内訳と合計が一致しない場合があります。

図 3-2 施設類型別の築後年数の割合



資料：羽島市公共施設実態調査

（２）有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、類似団体（Ⅱ-2）※と比較しても高く、同規模他自治体と比較しても施設の老朽化が進んでいる状況です。

表 3-2 有形固定資産減価償却率の推移

		H28	H29	H30
有形固定資産 減価償却率	羽島市	62.0	63.4	65.5
	類似団体 平均値	57.2	58.5	59.9

資料：羽島市財務課

※ 類似団体とは、人口と産業構造に応じて自治体を類型化したものです。

類型Ⅱ-2には、人口規模が5万人以上10万人未満、第2次及び第3次産業就業者数の割合が95%以上かつ第3次産業就業者数の割合が65%未満の市が該当します。

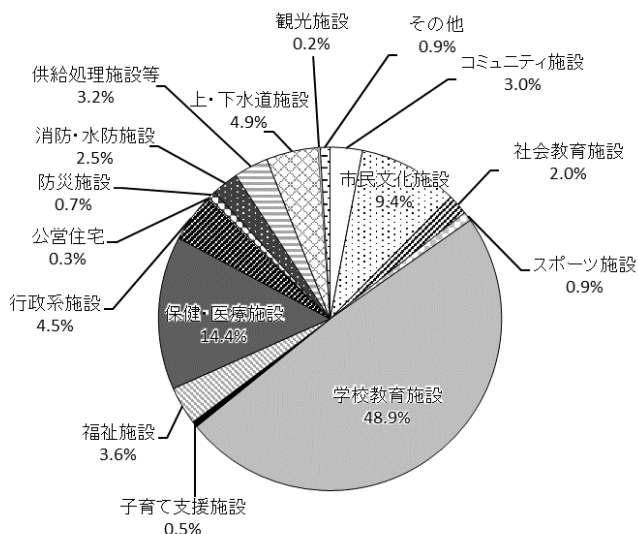
(3) 施設類型別整備状況

施設類型別の施設割合は、学校教育施設が 48.9%と最も多く、全体の約半数を占めています。次いで保健・医療施設が 14.4%、市民文化施設が 9.4%となっています。

表 3-3 施設類型別整備状況

用途区分	延床面積 (㎡)	割合
コミュニティ施設	5,770	3.0%
市民文化施設	17,798	9.4%
社会教育施設	3,711	2.0%
スポーツ施設	1,666	0.9%
学校教育施設	92,860	48.9%
子育て支援施設	1,017	0.5%
福祉施設	6,849	3.6%
保健・医療施設	27,396	14.4%
行政系施設	8,477	4.5%
公営住宅	478	0.3%
防災施設	1,384	0.7%
消防・水防施設	4,761	2.5%
供給処理施設等	6,139	3.2%
上・下水道施設	9,290	4.9%
観光施設	368	0.2%
その他	1,758	0.9%

図 3-3 施設類型別整備状況の割合



資料：羽島市公共施設実態調査

注：四捨五入により延床面積の内訳と合計が一致しません。
また、四捨五入により合計が 100% になりません。

(3) 施設類型別の耐震性の状況

①旧耐震基準と新耐震基準の割合

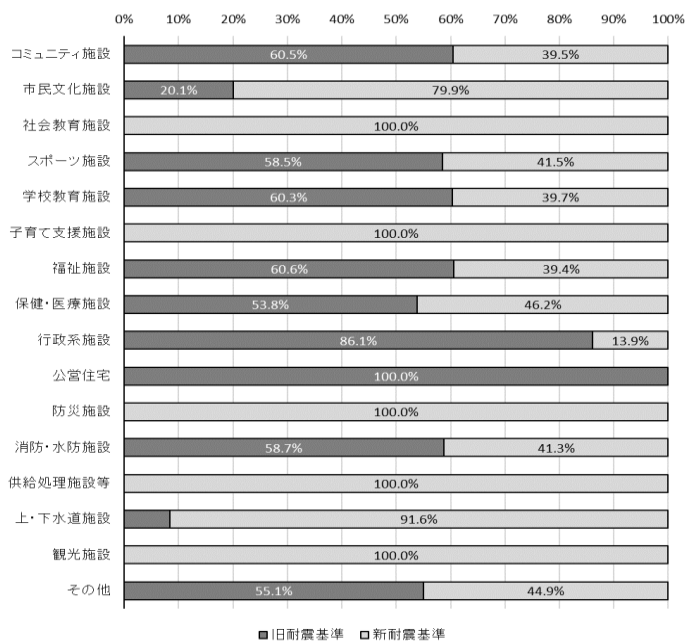
コミュニティ施設、スポーツ施設、学校教育施設、福祉施設、保健・医療施設、行政系施設、公営住宅、消防・水防施設は、旧耐震基準により整備された施設が半数以上を占めています。

表 3-4 施設類型別の旧・新耐震基準の状況

単位：㎡

分類	旧耐震基準	新耐震基準
コミュニティ施設	3,489	2,281
市民文化施設	3,576	14,222
社会教育施設	0	3,711
スポーツ施設	974	692
学校教育施設	55,981	36,879
子育て支援施設	0	1,017
福祉施設	4,148	2,701
保健・医療施設	14,736	12,660
行政系施設	7,296	1,181
公営住宅	478	0
防災施設	0	1,384
消防・水防施設	2,796	1,965
供給処理施設等	0	6,139
上・下水道施設	777	8,513
観光施設	0	368
その他	968	790

図 3-4 施設類型別の旧・新耐震基準の割合



資料：羽島市公共施設実態調査

注：四捨五入により延床面積の内訳と合計が一致しません。

②耐震化の割合

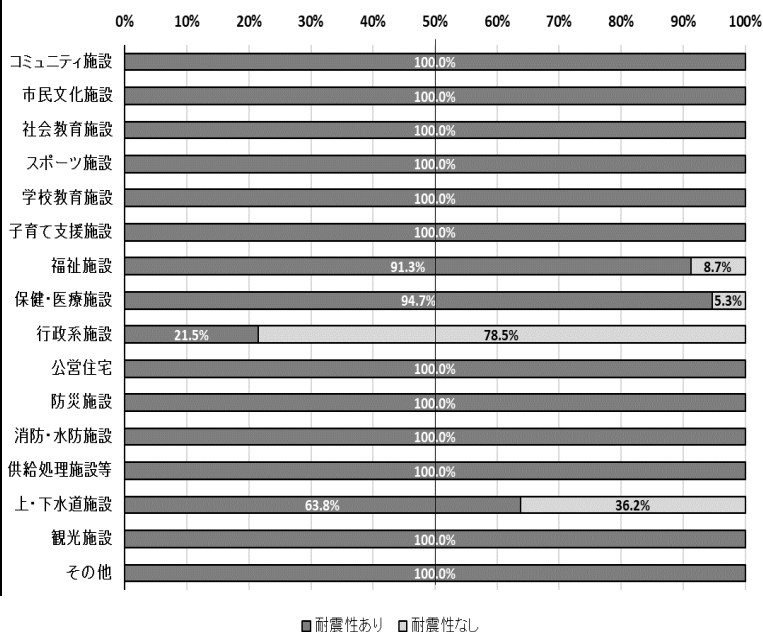
施設類型別の耐震化の割合では、行政系施設の約 80%が耐震性のない施設となっています。

表 3-5 施設類型別の耐震化の状況

単位：㎡

分類	耐震性あり	耐震性なし
コミュニティ施設	5,770	0
市民文化施設	17,799	0
社会教育施設	3,358	0
スポーツ施設	1,626	0
学校教育施設	88,821	0
子育て支援施設	646	0
福祉施設	6,137	588
保健・医療施設	25,932	1,464
行政系施設	1,776	6,480
公営住宅	478	0
防災施設	1,384	0
消防・水防施設	3,171	0
供給処理施設等	5,683	0
上・下水道施設	5,942	3,280
観光施設	235	0
その他	758	0

図 3-5 施設類型別の耐震化の割合



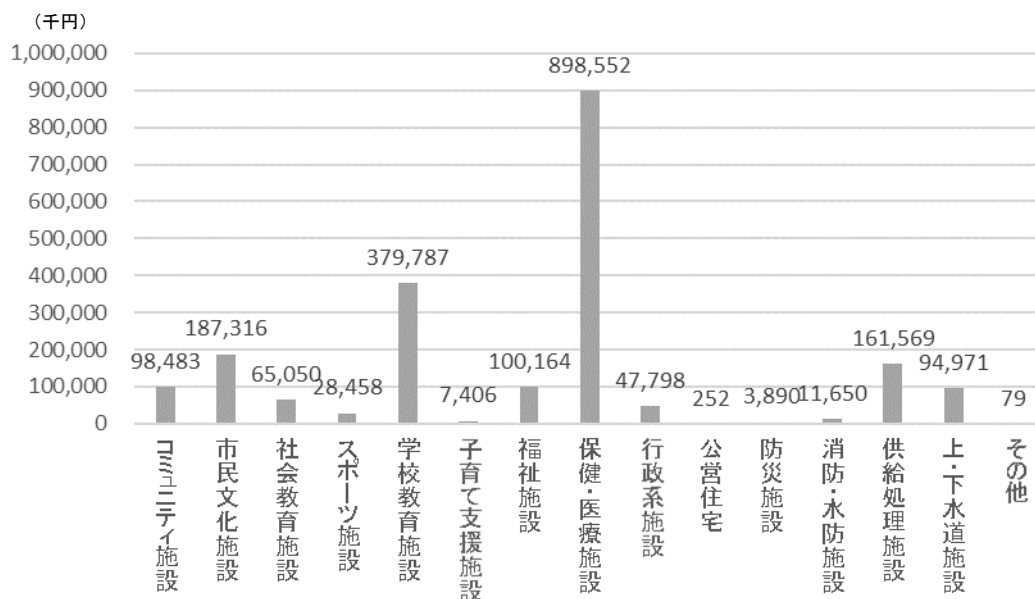
※ 非木造のうち、2 階以上又は延床面積 200 ㎡を超える施設を対象としています（倉庫等一部施設を除きます）。

資料：羽島市公共施設実態調査

（４）施設類型別維持管理費の状況

令和元年度の施設類型別の維持管理費は、保健・医療施設が最も高く、次いで学校教育施設となっています。また、全施設累計では約 20.9 億円維持管理費がかかっています。

図 3-6 施設類型別維持管理費

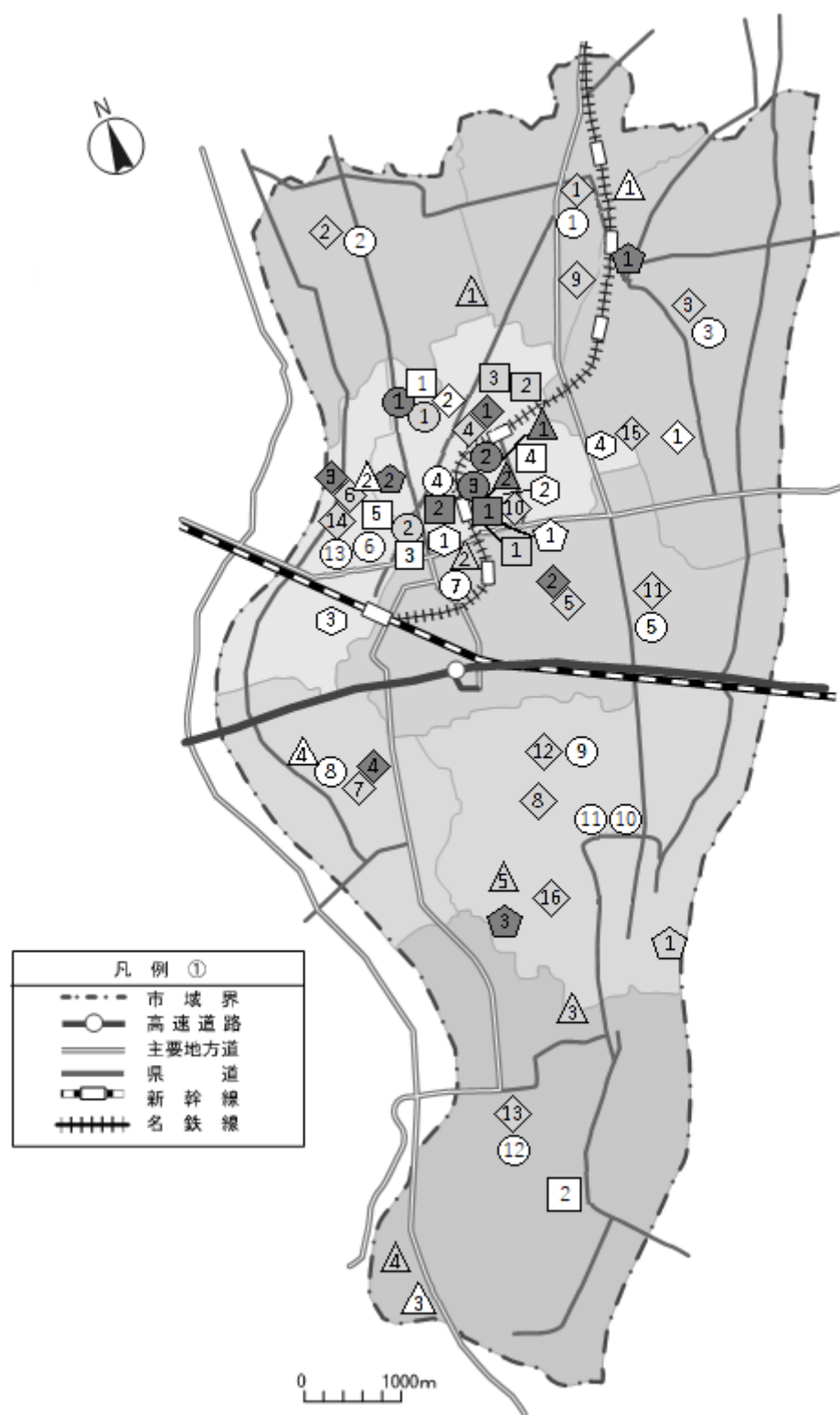


資料：羽島市総合政策課

（５）公共建築物の配置状況

本市の公共建築物の配置状況は次のとおりです。

図 3-7 施設配置状況



凡例 ②

コミュニティ施設

- ① 足近コミュニティセンター
- ② 小熊コミュニティセンター
- ③ 正木コミュニティセンター
- ④ 竹鼻コミュニティセンター
- ⑤ 竹鼻南コミュニティセンター
- ⑥ 福寿コミュニティセンター
- ⑦ 江吉良コミュニティセンター
- ⑧ 堀津コミュニティセンター
- ⑨ 上中コミュニティセンター
- ⑩ 下中コミュニティセンター
- ⑪ はしまコミュニティセンター
- ⑫ 桑原コミュニティセンター
- ⑬ 福寿地域交流センター

市民文化施設

- ① 文化センター・中央公民館
- ② 市民会館

社会教育施設

- ① 図書館
- ② 歴史民俗資料館・映画資料館
- ③ 竹鼻町屋ギャラリー

スポーツ施設

- ① 運動公園
- ② 柔剣道道場・弓道場

学校教育施設

- ① 足近小学校
- ② 小熊小学校
- ③ 正木小学校
- ④ 竹鼻小学校
- ⑤ 中央小学校
- ⑥ 福寿小学校
- ⑦ 堀津小学校
- ⑧ 中島小学校
- ⑨ 羽島中学校
- ⑩ 竹鼻中学校
- ⑪ 中央中学校
- ⑫ 中島中学校
- ⑬ 桑原学園
- ⑭ 西部幼稚園
- ⑮ 北部学校給食センター
- ⑯ 南部学校給食センター

子育て支援施設

- ① 足近小学校放課後児童教室
- ② 小熊小学校放課後児童教室
- ③ 正木小学校放課後児童教室
- ④ 竹鼻小学校放課後児童教室
- ⑤ 中央小学校放課後児童教室
- ⑥ 福寿小学校放課後児童教室

- ④ 堀津小学校放課後児童教室
- ⑧ 中島小学校放課後児童教室

福祉施設

- ① 老人福祉センター
- ② 老人福祉センター羽島温泉
- ③ いきいき元気館
- ④ はしま福祉サポートセンター
- ⑤ 福祉ふれあい会館
- ⑤ 発達支援センター「もも」(福祉ふれあい会館内)

保健・医療施設

- ① 保健センター
- ② 市民会館
- ③ 市民病院旧看護師宿舎

行政系施設

- ① 市役所
- ② 教育センター

公営住宅

- ① 公営住宅

防災施設

- ① 防災ステーション

消防・水防施設

- ① 北分署
- ② 消防本部
- ③ 南分署

以下の施設は小規模のため割愛しています。

- ・ 消防倉庫
- ・ 消防車庫
- ・ 器具庫
- ・ 水防倉庫

供給処理施設

- ① 一般廃棄物最終処分場
- ② 市営斎場
- ③ 環境プラント
- ④ 資源物ストックヤード

上・下水道施設

- ① 小熊水源地
- ② 江吉良水源地
- ③ 桑原水源地
- ④ 西小薮水源地
- ⑤ 浄化センター

観光施設

- ① 観光交流センター
- ② 山車会館

その他

- ① 旧桑原輪中事務所
- ② 商工振興センター
- ③ 駅南防犯ステーション
- ④ 飯柄倉庫

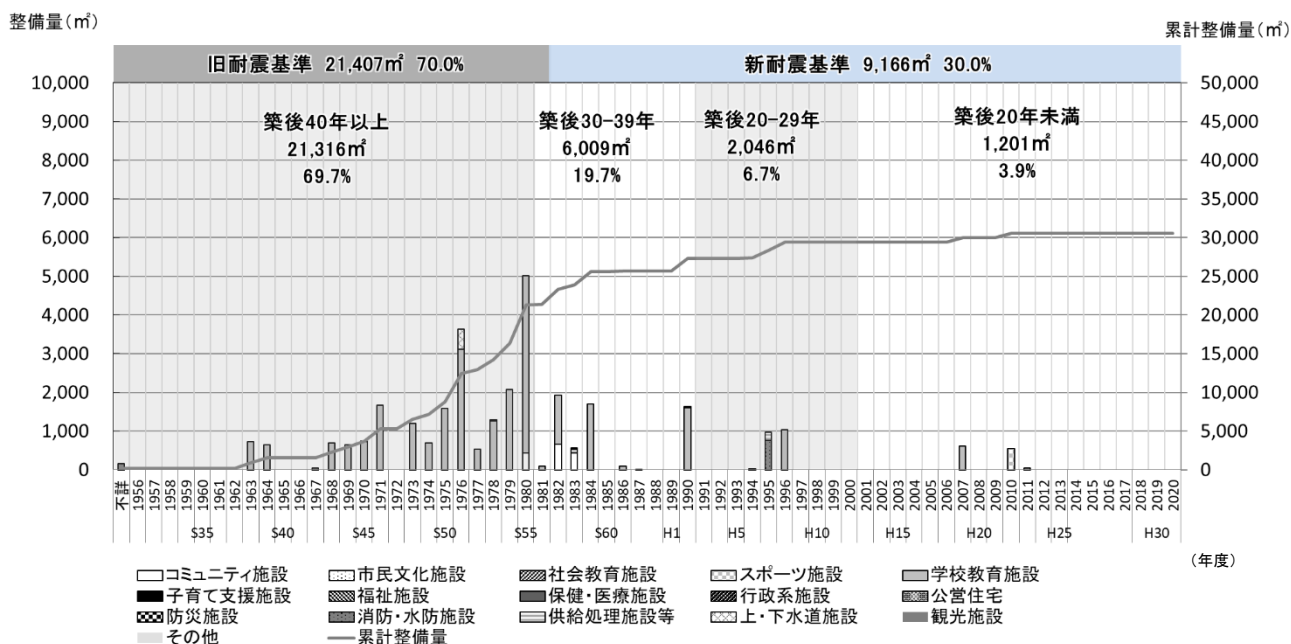
注：同じ施設内に複数の機能がある場合、延床面積の大きい機能を優先し凡例に反映しています。

(6) 地域別の整備状況

①北部地域

北部地域にある公共建築物は 30,573 m²（市全体の 16.1%）となっており、旧耐震基準により建設されたものは地域全体の 70.0%（21,407 m²）を占め、新耐震基準により建設されたものは 30.0%（9,166 m²）となっています。築後年数別の状況では、築後 40 年以上経過している施設が最も多く、地域全体の 69.7%（21,316 m²）を占めています。

図 3-8 築年別整備状況



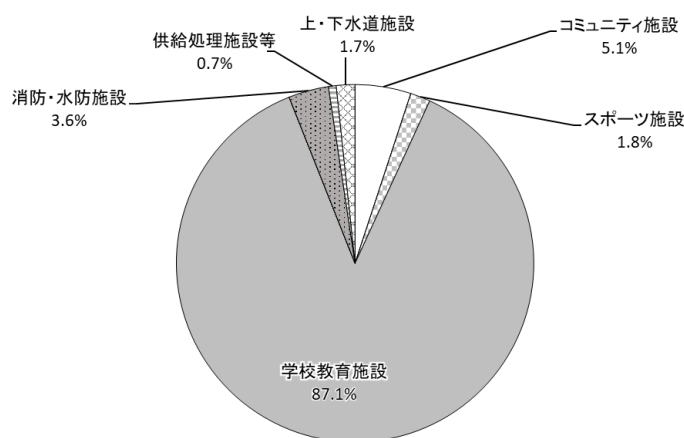
資料：羽島市公共施設実態調査
注：不詳については築後 40 年以上に分類しています。

施設類型別の施設割合は、学校教育施設が 87.1%と北部地域にある公共建築物のほとんどを占めています。次いでコミュニティ施設が 5.1%、消防・水防施設が 3.6%となっています。

表 3-6 施設類型別整備状況

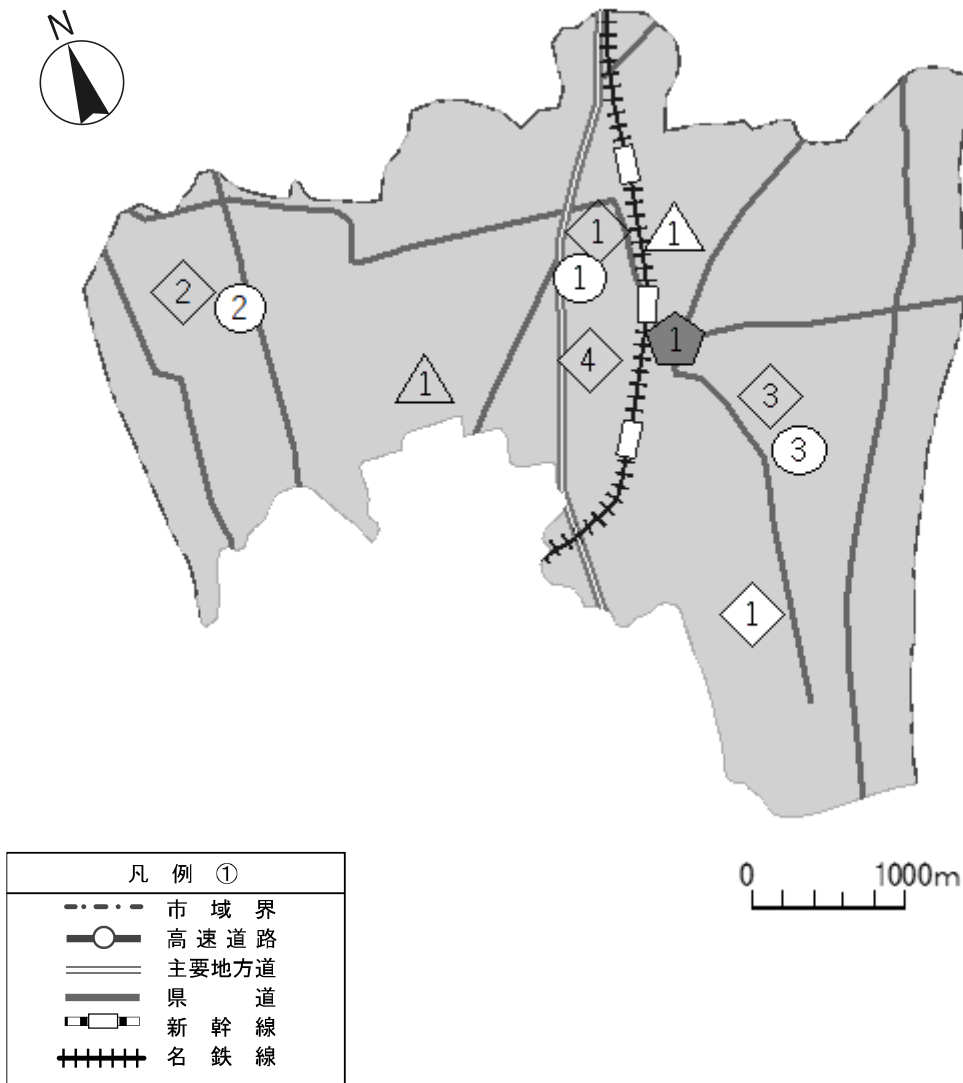
用途	面積	割合
コミュニティ施設	1,545	5.1%
市民文化施設	0	0.0%
社会教育施設	0	0.0%
スポーツ施設	551	1.8%
学校教育施設	26,637	87.1%
子育て支援施設	0	0.0%
福祉施設	0	0.0%
保健・医療施設	0	0.0%
行政系施設	0	0.0%
公営住宅	0	0.0%
防災施設	0	0.0%
消防・水防施設	1,110	3.6%
供給処理施設等	213	0.7%
上・下水道施設	517	1.7%
観光施設	0	0.0%
その他	0	0.0%

図 3-9 施設類型別整備の割合



資料：羽島市公共施設実態調査
注：四捨五入により延床面積の内訳と合計が一致しません。
また、四捨五入により合計が 100% になりません。

図 3-10 北部地域における施設配置状況



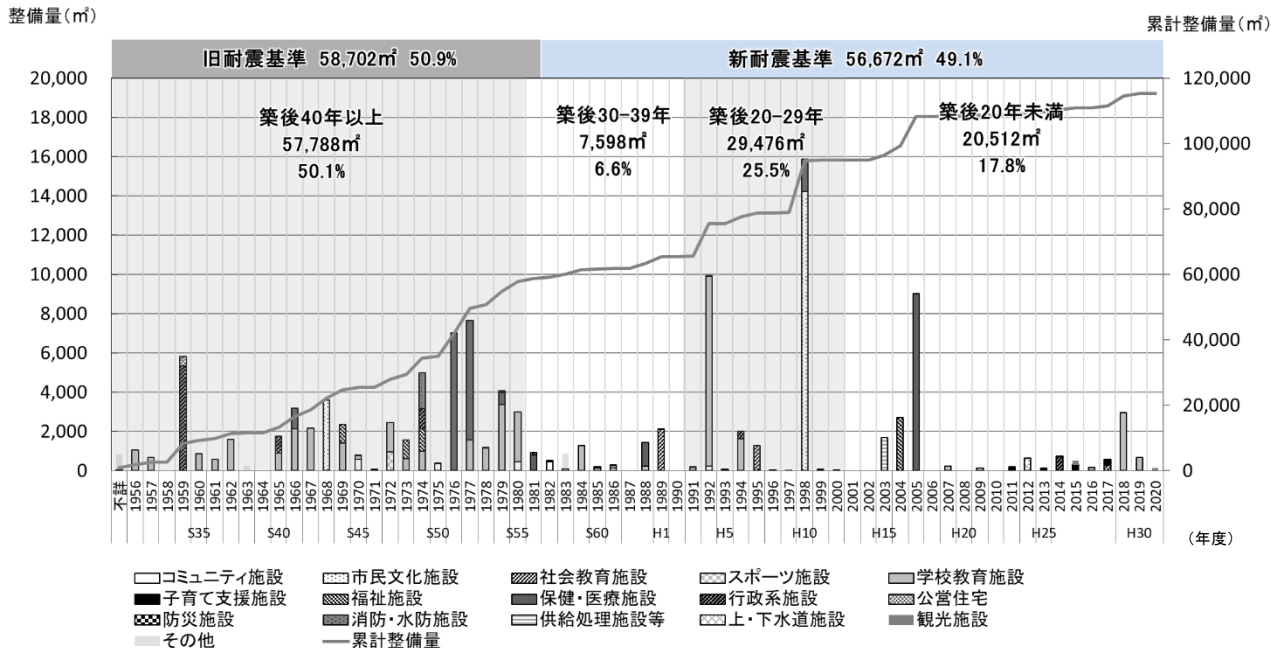
凡例 ②	
コミュニティ施設	子育て支援施設
① 足近コミュニティセンター	④ 足近小学校区放課後児童教室
② 小熊コミュニティセンター	② 小熊小学校区放課後児童教室
③ 正木コミュニティセンター	③ 正木小学校区放課後児童教室
スポーツ施設	消防・水防施設
① 運動公園	① 北分署
学校教育施設	供給処理施設等
① 足近小学校	△ 一般廃棄物最終処分場
② 小熊小学校	上・下水道施設
③ 正木小学校	△ 小熊水源地
④ 羽島中学校	

注：同じ施設内に複数の機能がある場合、延床面積の大きい機能を優先し凡例に反映しています。

②中部地域

中部地域にある公共建築物は115,374㎡（市全体の60.8%）となっており、旧耐震基準により建設されたものは地域全体の50.9%（58,702㎡）と半数以上を占め、新耐震基準により建設されたものは49.1%（56,672㎡）となっています。築後年数別の状況では、築後40年以上経過している施設が最も多く、地域全体の50.1%（57,788㎡）となっています。

図 3-11 築年別整備状況



資料：羽島市公共施設実態調査

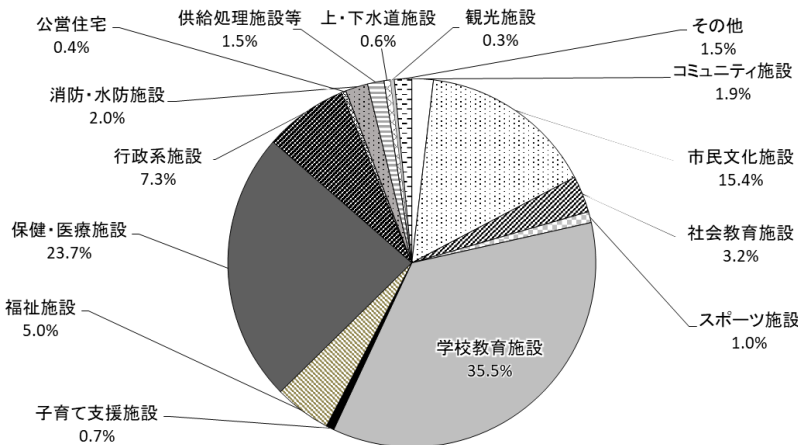
注：不詳分については築後40年以上に分類しています。

施設類型別の施設割合は、学校教育施設が35.5%と最も多くなっています。次いで保健・医療施設が23.7%、市民文化施設が15.4%となっています。

表 3-7 施設類型別整備状況

用途	面積	割合
コミュニティ施設	2,174	1.9%
市民文化施設	17,799	15.4%
社会教育施設	3,711	3.2%
スポーツ施設	1,115	1.0%
学校教育施設	40,942	35.5%
子育て支援施設	817	0.7%
福祉施設	5,735	5.0%
保健・医療施設	27,396	23.7%
行政系施設	8,476	7.3%
公営住宅	478	0.4%
防災施設	0	0.0%
消防・水防施設	2,262	2.0%
供給処理施設等	1,681	1.5%
上・下水道施設	662	0.6%
観光施設	368	0.3%
その他	1,267	1.5%

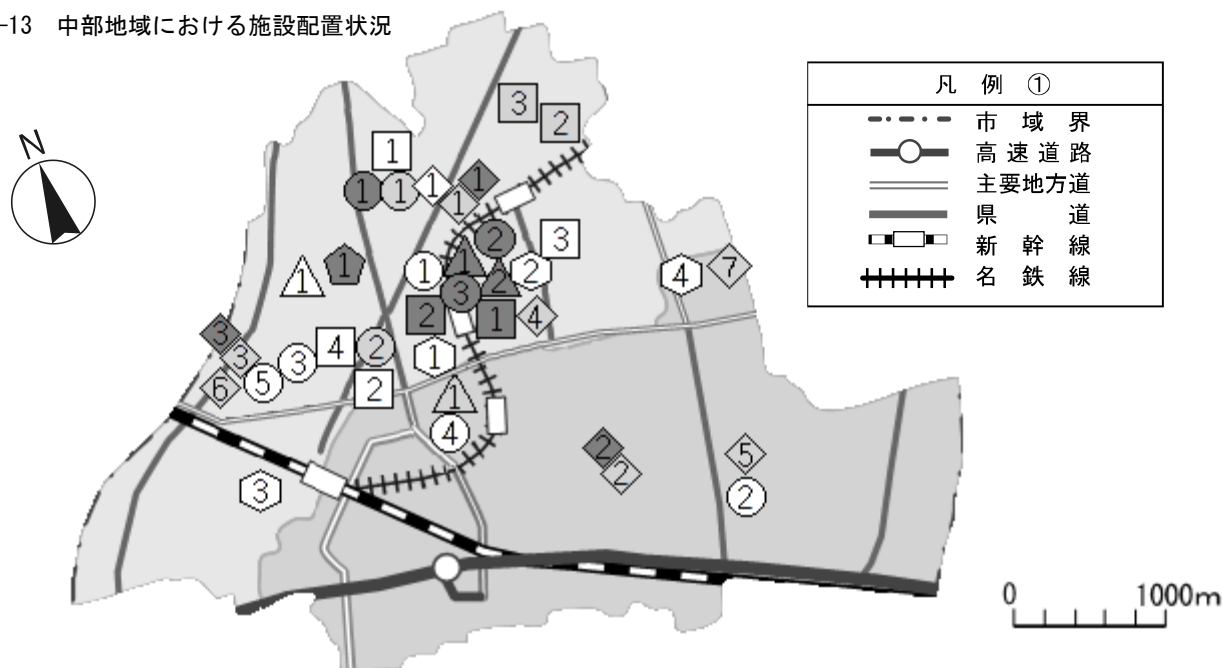
図 3-12 施設類型別整備の割合



資料：羽島市公共施設実態調査

注：四捨五入により合計が100%になりません。

図 3-13 中部地域における施設配置状況



凡例 ②

コミュニティ施設

- ① 竹鼻コミュニティセンター
- ② 竹鼻南コミュニティセンター
- ③ 福寿コミュニティセンター
- ④ 江吉良コミュニティセンター
- ⑤ 福寿地域交流センター

市民文化施設

- ① 文化センター・中央公民館
- ② 市民会館

社会教育施設

- ① 図書館
- ② 歴史民俗資料館・映画資料館
- ③ 竹鼻町屋ギャラリー

スポーツ施設

- ① 柔剣道道場・弓道場

学校教育施設

- ① 竹鼻小学校
- ② 中央小学校
- ③ 福寿小学校
- ④ 竹鼻中学校
- ⑤ 中央中学校
- ⑥ 西部幼稚園
- ⑦ 北部学校給食センター

子育て支援施設

- ① 竹鼻小学校放課後児童教室
- ② 中央小学校放課後児童教室
- ③ 福寿小学校放課後児童教室
- ④ 児童センター

福祉施設

- ① 老人福祉センター
- ② いきいき元気館
- ③ はしま福祉サポートセンター
- ④ 福祉ふれあい会館
- ④ 発達支援センター「もも」(福祉ふれあい会館内)

保健・医療施設

- ① 保健センター
- ② 市民病院
- ③ 市民病院旧看護師宿舎

行政系施設

- ① 市役所
- ② 教育センター

公営住宅

- ① 公営住宅

消防・水防施設

- ① 消防本部

供給処理施設

- ① 市営斎場

上・下水道施設

- ① 江吉良水源地

観光施設

- ① 観光交流センター
- ② 山車会館

その他

- ① 旧桑原輪中事務所
- ② 商工振興センター
- ③ 駅南防犯ステーション
- ④ 飯柄倉庫

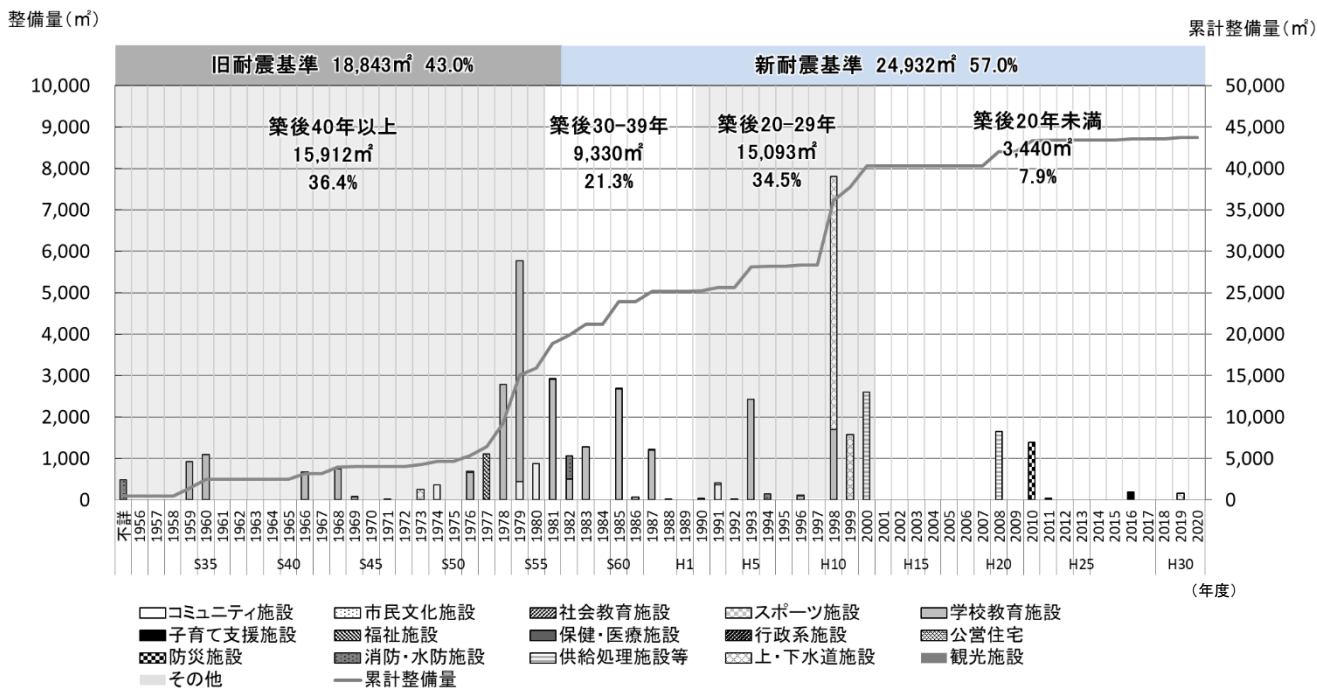
注：同じ施設内に複数の機能がある場合、延床面積の大きい機能を優先し凡例に反映しています。

③南部地域

南部地域にある公共建築物は 43,775 m²（市全体の 23.0%）となっており、旧耐震基準により建設されたものは地域全体の 43.0%（18,843 m²）、新耐震基準により建設されたものは 57.0%（24,932 m²）で、3 地域の中で唯一、新耐震基準により建設された公共建築物の割合が半数以上を占めています。

築後年数別の状況では、築後 40 年以上経過している施設が最も多く、地域全体の 36.4%（15,912 m²）となっています。

図 3-14 築年別整備状況



資料：羽島市公共施設実態調査

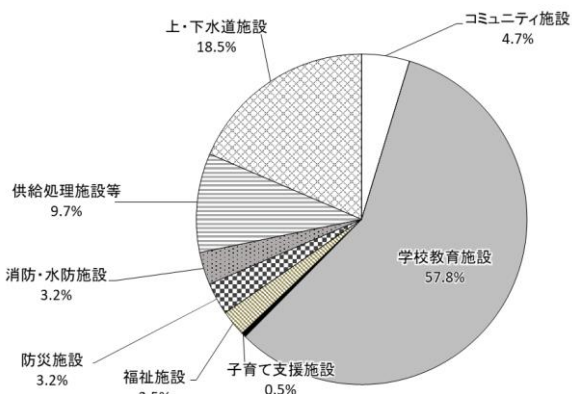
注：不詳分については築後 40 年以上に分類しています。
四捨五入により合計が 100% になりません。

施設類型別の施設割合は、学校教育施設が 58.0%と最も多くなっています。次いで上・下水道施設が 18.6%、供給処理施設等が 9.7%となっています。

表 3-8 施設類型別整備状況

用途	面積	割合
コミュニティ施設	2,052	4.7%
市民文化施設	0	0.0%
社会教育施設	0	0.0%
スポーツ施設	0	0.0%
学校教育施設	25,280	57.8%
子育て支援施設	200	0.5%
福祉施設	1,114	2.5%
保健・医療施設	0	0.0%
行政系施設	0	0.0%
公営住宅	0	0.0%
防災施設	1,384	3.2%
消防・水防施設	1,389	3.2%
供給処理施設等	4,245	9.7%
上・下水道施設	8,111	18.5%
観光施設	0	0.0%
その他	0	0.0%

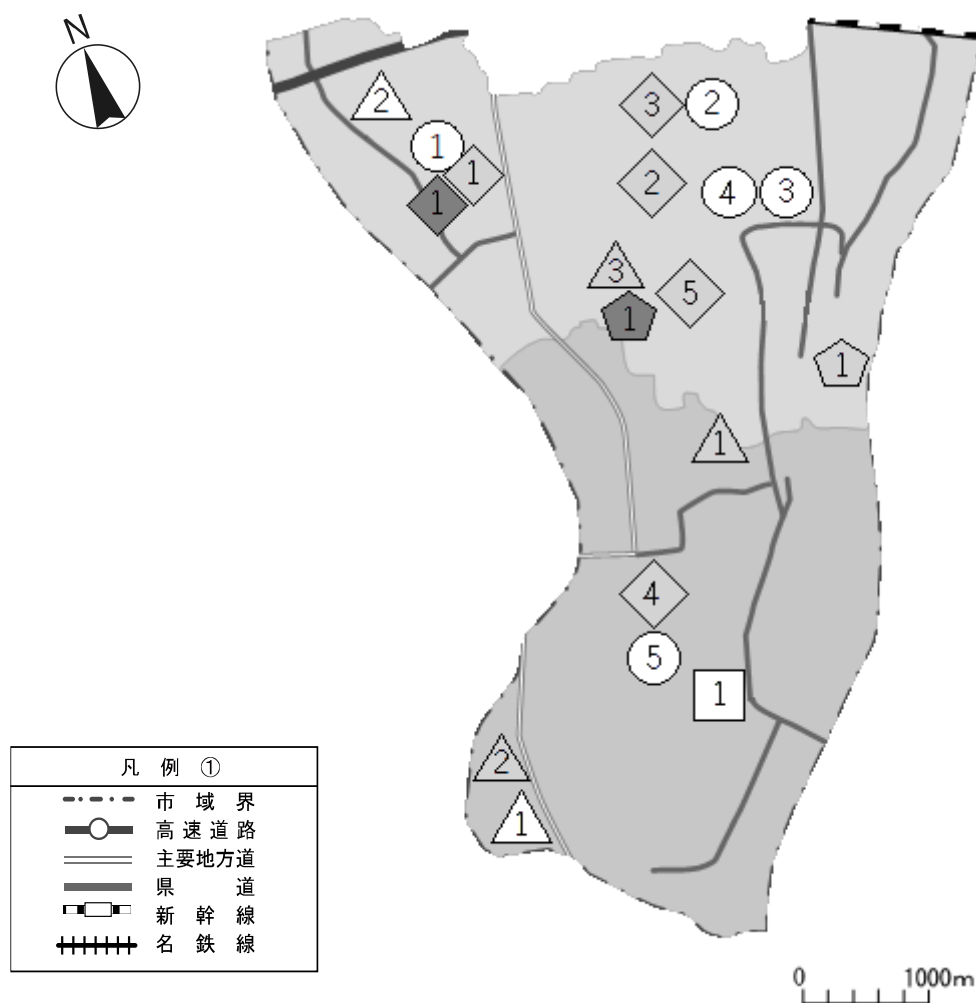
図 3-15 施設類型別整備の割合



資料：羽島市公共施設実態調査

注：四捨五入により延床面積の内訳と合計が一致しません。
また、四捨五入により合計が 100% になりません。

図 3-16 南部地域における施設配置状況



凡例 ②	
コミュニティ施設	福祉施設
① 堀津コミュニティセンター	① 老人福祉センター羽島温泉
② 上中コミュニティセンター	防災施設
③ 下中コミュニティセンター	① 防災ステーション
④ はしまコミュニティセンター	消防・水防施設
⑤ 桑原コミュニティセンター	① 南分署
学校教育施設	供給処理施設
① 堀津小学校	① 環境プラント
② 中島小学校	① 資源物ストックヤード
③ 中島中学校	上・下水道施設
④ 桑原学園	① 桑原水源地
⑤ 南部学校給食センター	① 西小藪水源地
子育て支援施設	① 浄化センター
① 堀津小学校放課後児童教室	
② 中島小学校放課後児童教室	

注：同じ施設内に複数の機能がある場合、延床面積の大きい機能を優先し凡例に反映しています。

(7) 地域別（中学校区別）の配置状況

表 3-9 地域別（中学校区別）の公共建築物の配置状況（1/2）

施設 類型	羽島中学校区	竹鼻中学校区	中央中学校区	中島中学校区	桑原学園校区
コミュニティ 施設	 正木コミュニティセンター (666. 75) 足近コミュニティセンター (439. 20) 小熊コミュニティセンター (439. 20)	 竹鼻コミュニティセンター (363. 65) 福寿コミュニティセンター (366. 48) 福寿地域交流センター (565. 00)	 竹鼻南コミュニティセンター (439. 20) 江吉良コミュニティセンター (439. 20)	 上中コミュニティセンター (439. 20) 下中コミュニティセンター (439. 20) はしまコミュニティセンター (372. 16) 堀津コミュニティセンター (361. 82)	 桑原コミュニティセンター (439. 20)
市民文化 施設		 文化センター・中央公民館 (1422. 33) 市民会館 (3576. 42)			
社会教育 施設		 図書館 (2089. 00) 歴史民俗資料館・映画資料館 (1347. 26) 竹鼻町屋ギャラリー (274. 67)			
スポーツ 施設	 運動公園 (551. 18)	 柔剣道道場 (974. 15) 弓道場 (140. 73)			
学校教育 施設	 羽島中学校 (9065. 00) 正木小学校 (9035. 00) 小熊小学校 (4786. 00) 足近小学校 (3751. 00)	 竹鼻小学校 (7775. 00) 竹鼻中学校 (8015. 34) 福寿小学校 (4295. 00) 西部幼稚園 (608. 00) 北部学校給食センター (2972. 47)	 中央中学校 (9704. 00) 中央小学校 (7419. 00)	 中島中学校 (6807. 00) 中島小学校 (5123. 00) 堀津小学校 (3243. 16) 南部学校給食センター (1426. 85)	 桑原学園 (8834. 00)
子育て 支援施設	(複) (複) (複) 足近小学校区放課後児童教室 (複) 小熊小学校区放課後児童教室 (複) 正木小学校区放課後児童教室 (複)	 (複) 竹鼻小学校区放課後児童教室 (170. 78) 福寿小学校区放課後児童教室 (318. 58) 児童センター (複)	 中央小学校区放課後児童教室 (327. 79) *複数教室をまとめて計上	 (複) 堀津小学校区放課後児童教室 (199. 61) 中島小学校区放課後児童教室 (複)	
福祉 施設		 (複) 福祉ふれあい会館 (2701. 31) 老人福祉センター (1130. 95) いきいき元気館 (960. 79) はしま福祉サポートセンター (941. 78) 発達支援センター「もも」 (複)			 老人福祉センター羽島温泉 (1114. 22)
保健・ 医療施設		 市民病院 (25991. 63) 保健センター (801. 65) 市民病院旧看護師宿舎 (602. 86)			

表 3-9 地域別（中学校区別）の公共建築物の配置状況（2/2）

施設 類型	羽島中学校区	竹鼻中学校区	中央中学校区	中島中学校区	桑原中学校区
行政系施設		     市役所（本庁舎・車庫等） (5223.64) 教育センター (1009.43) 市役所（中庁舎） (845.30) 市役所（北庁舎） (708.00) 市役所（情報・防災庁舎） (690.00)			
公営住宅			 市営住宅 (478.27)		
防災施設				 防災ステーション (1383.66)	
消防・水防施設	   北分署 (759.90) 【消防車庫】 足近分団 (28.90) 足近分団市場 (15.75) 小熊分団 (30.60) 小熊分団東小熊 (13.40) 正木分団 (31.50) 正木分団新井 (26.00) 【器具庫】 足近分団直道 (7.70) 足近分団小荒井 (14.40) 小熊分団外栗野 (10.50) 正木分団上大浦 (17.77) 正木分団須賀 (10.51) 【水防倉庫】 直道 (42.40) 小熊 (42.40) 南及 (34.70) 大浦 (33.82)	    消防本部 (1850.26) 【消防車庫】 竹鼻第一分団昭和町 (40.50) 竹鼻第一分団大仏町 (29.50) 福寿分団 (26.00) 福寿分団平方 (13.00) 【器具庫】 竹鼻第一分団狐穴 (17.20) 竹鼻第二分団蜂尻 (7.10) 福寿分団間島 (7.80) 【水防倉庫】 本郷 (33.70) 平方 (33.12)	    【消防車庫】 竹鼻第二分団 (29.10) 竹鼻第二分団駒塚 (15.13) 江吉良分団 (23.90) 江吉良分団舟橋 (22.31) 上中分団 (26.00) 上中分団長間 (24.00) 【器具庫】 江吉良分団牧野 (13.90) 【水防倉庫】 駒塚 (33.10)	     南分署 (560.72) 消防倉庫 (不詳) 【消防車庫】 下中分団 (33.75) 下中分団加賀野井 (15.43) 堀津分団 (28.60) 堀津分団入の戸 (115.00) 【器具庫】 上中分団午北 (11.10) 下中分団市之枝 (14.40) 下中分団石田 (10.51) 堀津分団中屋敷 (9.20) 【水防倉庫】 加賀野井 (33.10) 城屋敷 (64.40) 堀津 (33.10) 防災ステーション内 (複)	    【消防車庫】 桑原分団 (26.00) 桑原分団西小藪 (22.04) 【器具庫】 桑原分団東方 (7.82) 桑原分団大須 (15.75) 桑原分団中小藪 (10.98) 桑原分団前野 (6.84) 【水防倉庫】 八神 (115.60) 東小藪 (61.00) 東方 (116.60) 中小藪 (61.60)
供給処理施設等	 一般廃棄物最終処分場 (212.82)	 市営畜場 (1680.59)		 資源物ストックヤード (1656.00)	 環境プラント (2589.15)
上・下水施設	 小熊水源地 (517.00)	 江吉良水源地 (661.65)		 浄化センター (7841.54)	 桑原水源地 (260.00) 西小藪水源地 (9.72)
観光施設		  観光交流センター (235.43) 山車会館 (132.86)			
その他		   商工振興センター (758.14) 旧桑原輪中事務所 (213.84) 飯柄倉庫 (753.94)	 駅南防犯ステーション (31.85)		

凡例

 : 10,000 m²以上
  : 5,000 m²以上 10,000 未満
  : 1,000 m²以上 5,000 m²未満
  : 500 m²以上 1,000 m²未満

○ : 500 m²未満及び延床面積不詳
 ○ : 倉庫・器具庫等
 (複) : 複合施設
 () 内の数値は延床面積

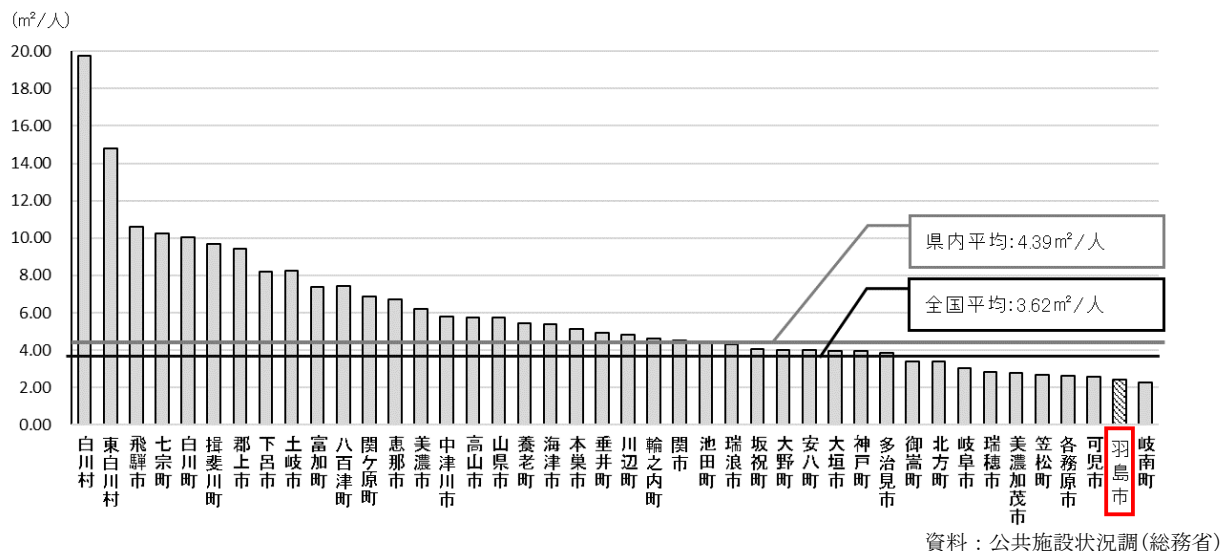
注：複合施設の延床面積は建物の主要用途に含めています。

(8) 他都市との比較

① 県内市町村との比較

公共施設状況調(総務省)によると、平成 30 年度末における本市の人口一人当たりの公共建築物の延床面積は $2.40 \text{ m}^2/\text{人}$ となっています。これは、県内平均 $4.39 \text{ m}^2/\text{人}$ 、全国平均 $3.62 \text{ m}^2/\text{人}$ を下回っています。

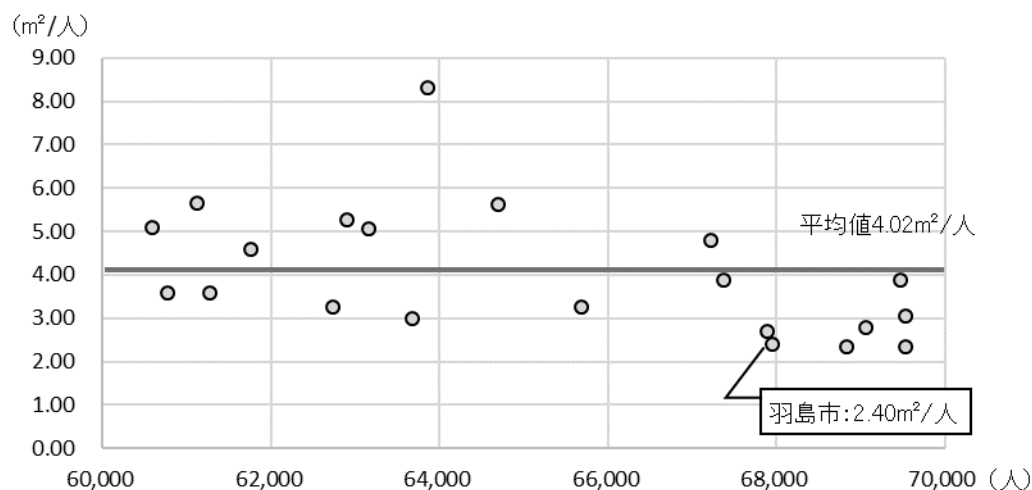
図 3-17 人口一人当たりの公共建築物の延床面積（県内市町村との比較）



② 類似団体（人口規模が同等）との比較

類似団体のうち、本市と人口規模が同等（6～7 万人）の都市の人口一人当たりの公共建築物の延床面積は平均約 $4.02 \text{ m}^2/\text{人}$ となり、本市の値は平均を下回っています。

図 3-18 人口一人当たりの公共建築物の延床面積（人口規模が同等の類似団体との比較）

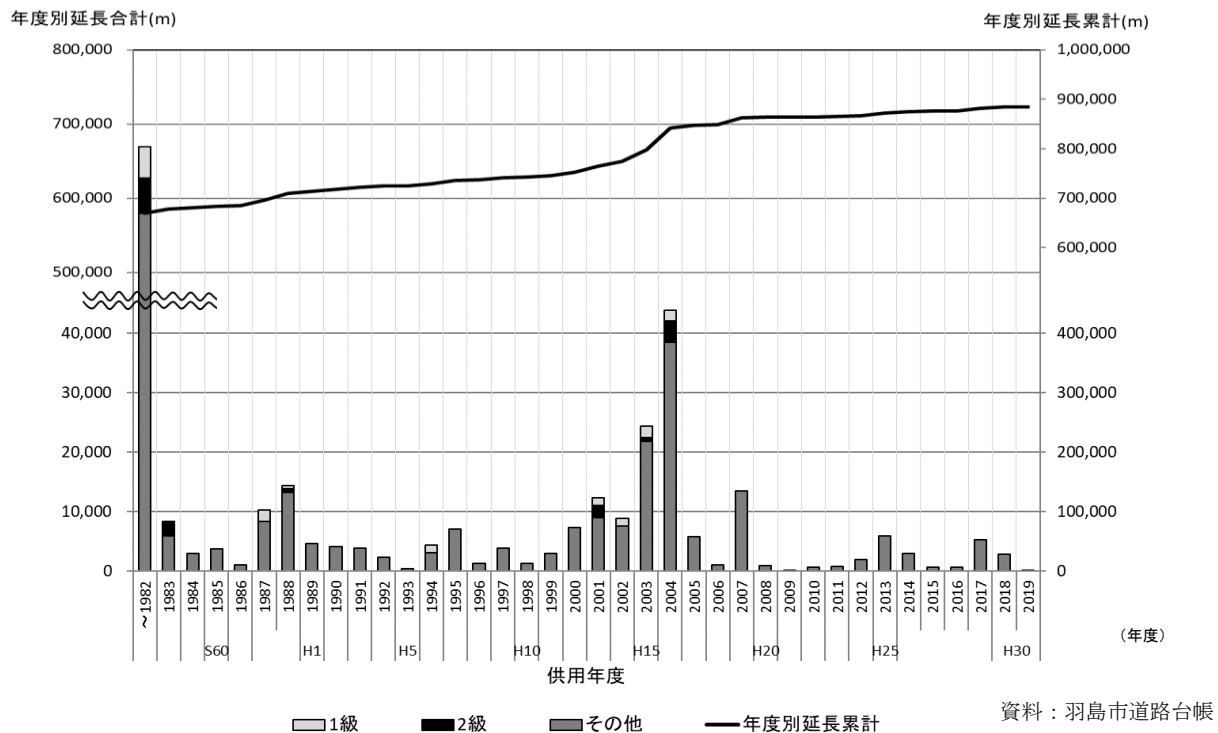


2. インフラ資産の状況

(1) 道路の整備状況

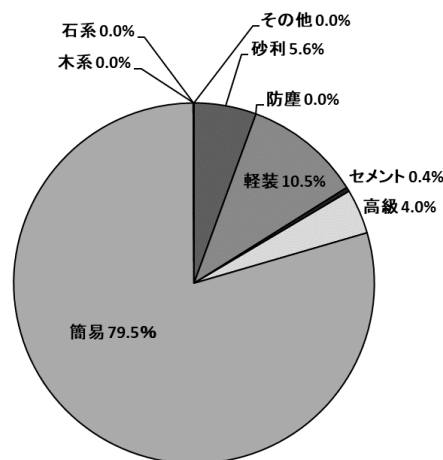
本市の令和元年度末における道路の延長は、約 88.4 万 m あり、道路台帳が整備された昭和 57 年度以前に約 67.8 万 m、全体の約 77%が整備されています。等級別では、1 級市道※¹が約 5.2 万 m (5.8%)、2 級市道※²が約 5.8 万 m (6.6%)、その他が約 77.4 万 m (87.6%) となっています。

図 3-19 道路の年度別整備状況



道路の路面種別の割合では、簡易アスファルトが 79.5%と最も多く、次いで軽装が 10.5%、砂利が 5.6%となっています。

図 3-20 道路路面種別の割合



※ 1 1 級市道：地方生活圏及び大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な市道

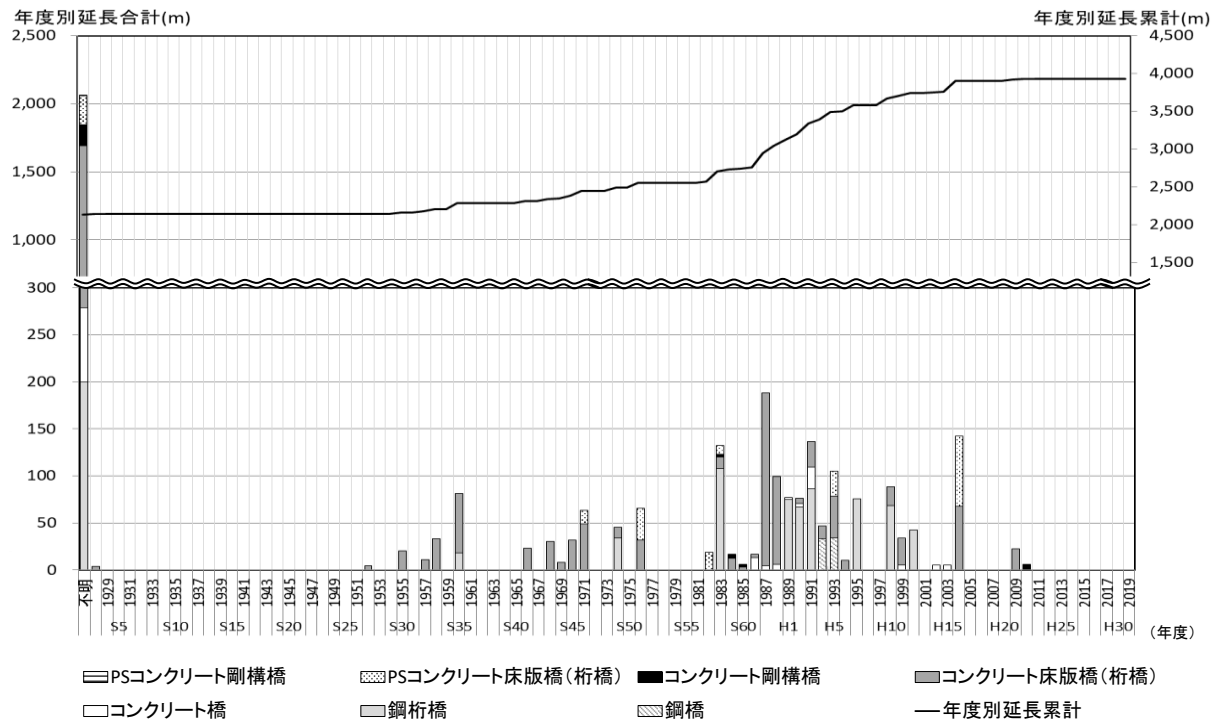
※ 2 2 級市道：1 級市道以上の道路を補完する市道

(2) 橋梁の整備状況

本市の令和元年度末における橋梁は、約 600 橋あり、総延長は約 3,900m です。

整備年の多くは不明ですが、昭和 58 年度から平成 16 年度までの 22 年間に全体の約 30%が整備されています。

図 3-21 橋梁の年度別整備状況

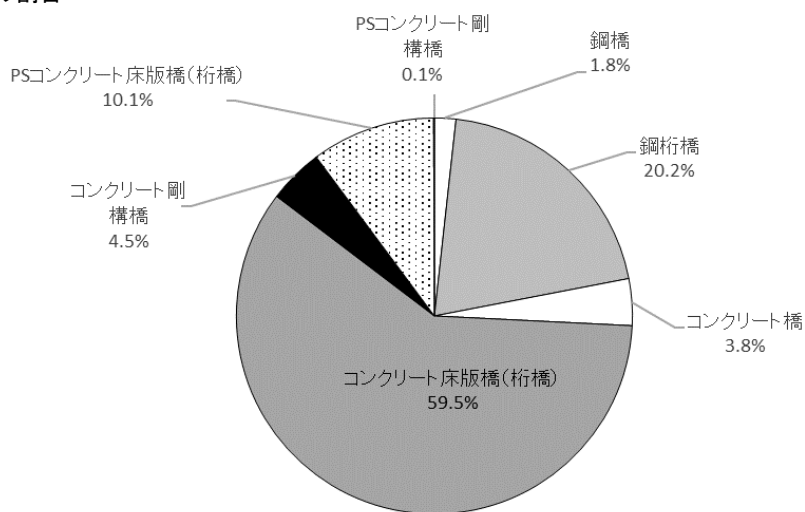


資料：羽島市橋梁台帳

注：四捨五入により合計が 100% になりません。

橋梁の構造別の割合では、コンクリート床版橋（桁橋）が 59.5%と最も多く、次いで鋼桁橋が 20.2%となっています。

図 3-22 橋梁構造別の割合



資料：羽島市橋梁台帳

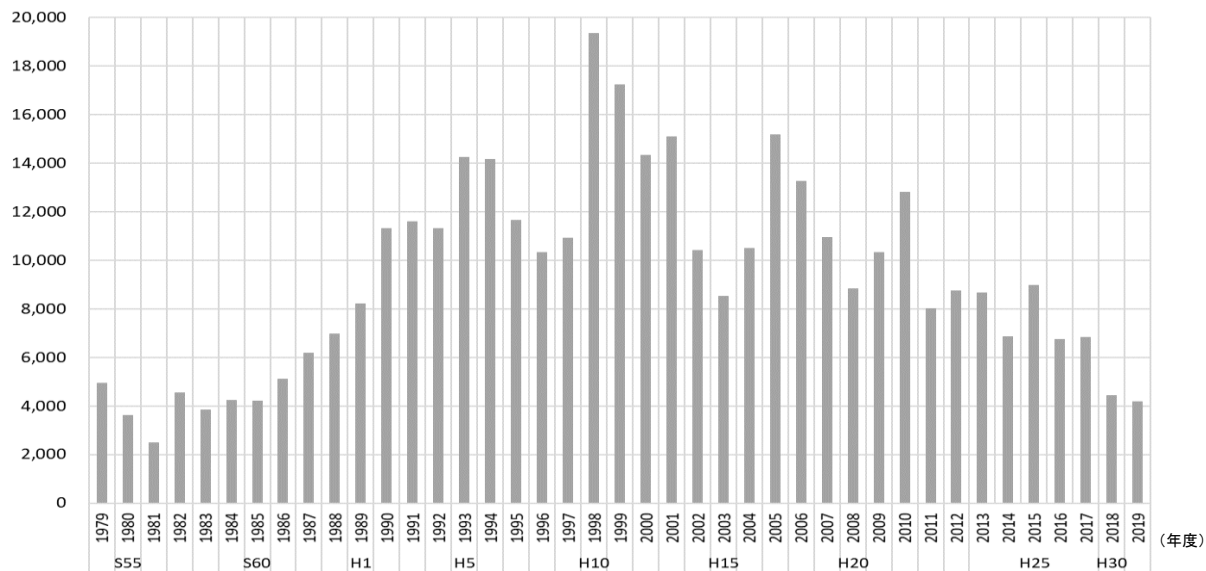
注：四捨五入により合計が 100% になりません。

(3) 上水道の整備状況

本市の令和元年度末における上水道の総延長は約 58.5 万 m あり、平成 10 年度に最も多く整備されています。一部の年度を除き、平成 2 年度から平成 22 年度まで各年度 10,000 m 以上整備されています。

図 3-23 上水道の年度別整備状況

年度別延長合計 (m)

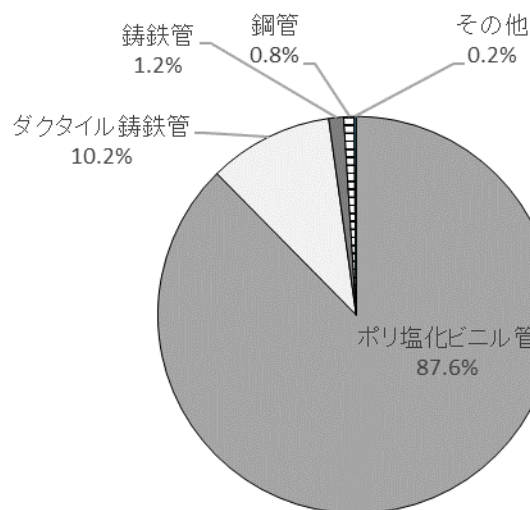


資料：羽島市公営企業会計決算書

注：整備量が不明な昭和 53 年度以前は除いています。

上水道管の管種別の割合では、ポリ塩化ビニル管が 87.6% と最も多く、次いでダクタイル鋳鉄管が 10.2% となっています。

図 3-24 上水道管管種別の割合



資料：水道統計調査

(4) 下水道の整備状況

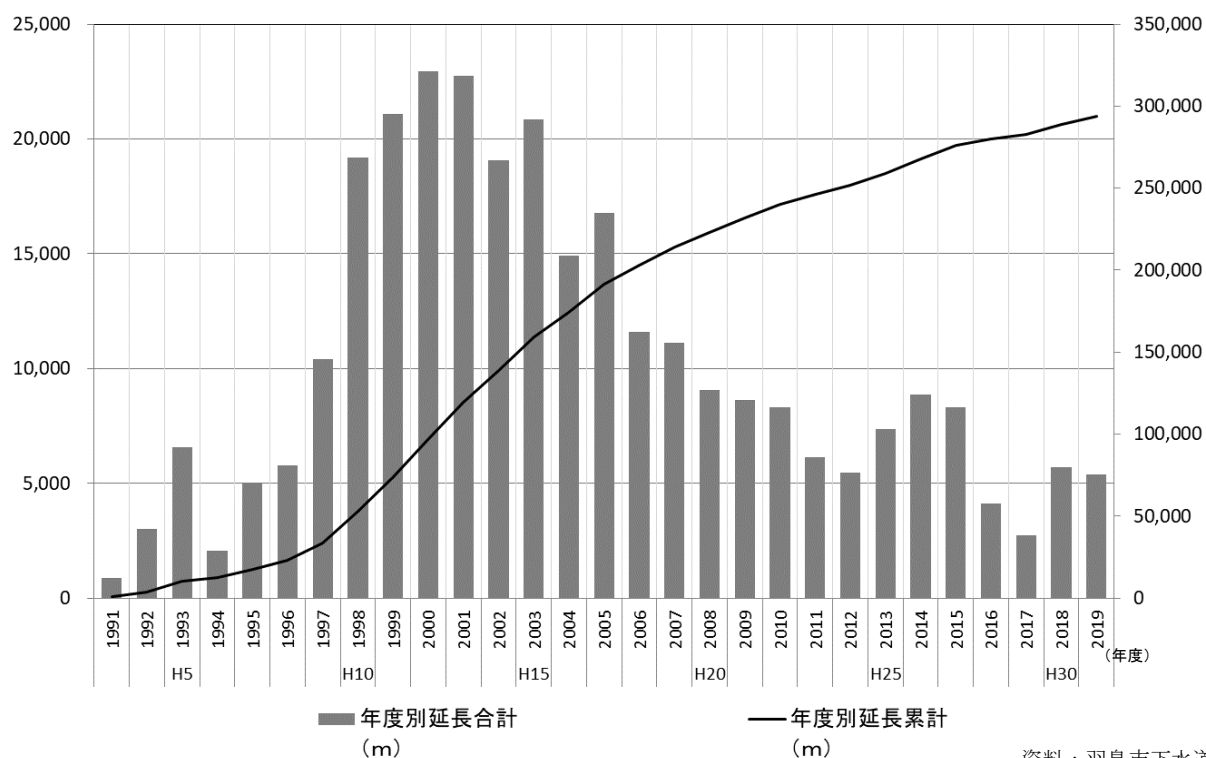
本市は平成2年度から公共下水道事業を開始しており、他のインフラ資産と比較して新しい資産であるといえます。

令和元年度末における下水道の総延長は約29.4万mあり、平成10年度から平成17年度にかけて整備量が多くなっています。

図3-25 下水道の年度別整備状況

年度別延長合計(m)

年度別延長累計(m)

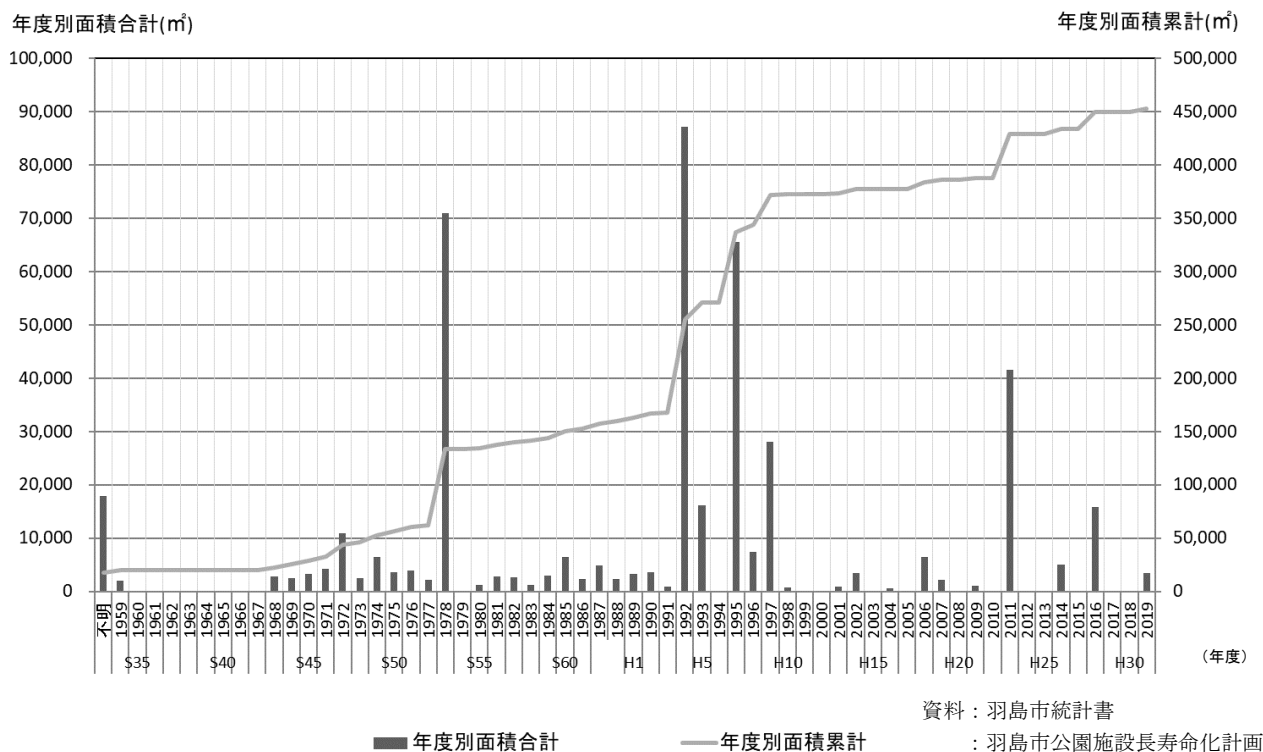


資料：羽島市下水道課

(5) 公園の整備状況

本市の都市公園は、令和元年度末において 73 施設、約 43.5 万㎡が整備されています。

図 3-26 都市公園の年度別供用開始状況



第4章 公共施設等の更新費用の試算

- 1. 今後の更新費用の見込み**
- 2. 個別施設計画策定の効果額**

第4章 公共施設等の更新費用の試算

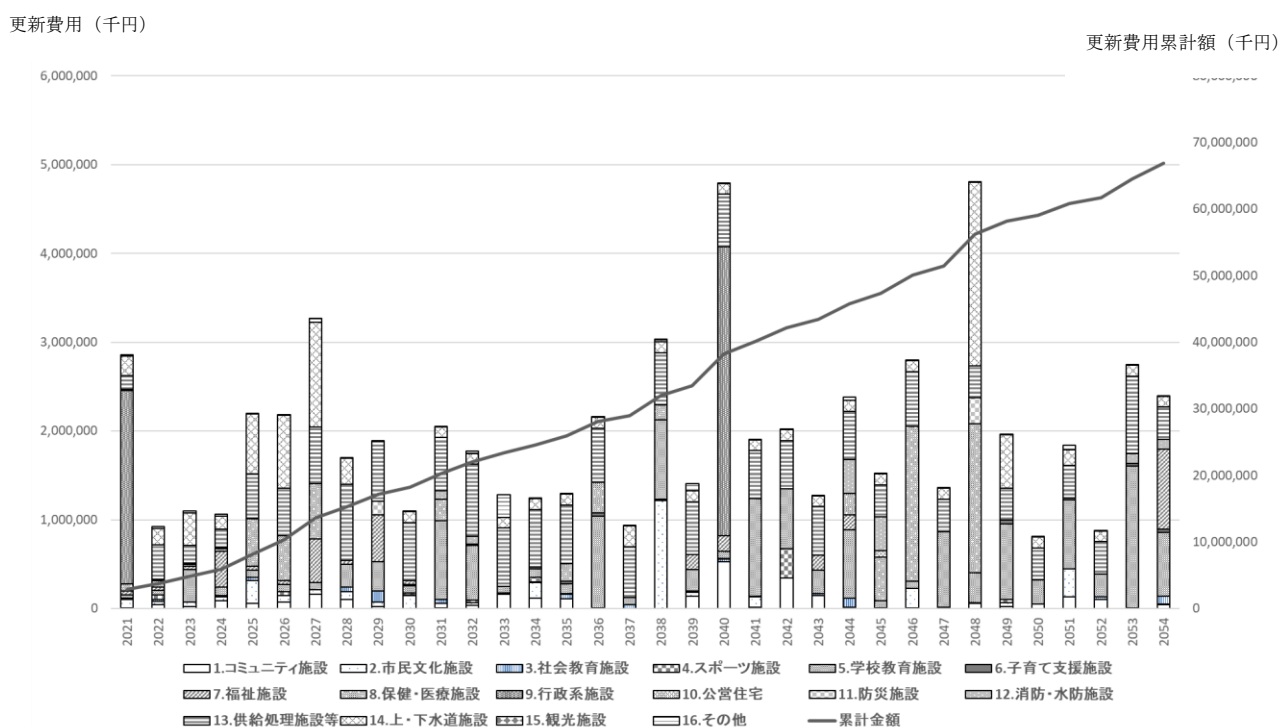
1. 今後の更新費用の見込み

平成29年度から個別施設毎の具体の対応方針を定めた計画として個別施設計画を策定しています。令和元年度末時点で個別施設計画を策定済の施設について、策定結果を反映した令和3年度から令和36年度までの34年間の公共施設等における将来の更新費用を試算しました。

(1) 公共建築物

公共建築物に係る34年間の更新費用の合計は約669.4億円となり、年平均で約19.7億円と試算されます。

図4-1 公共建築物に係る34年間の更新費用(個別施設計画反映)

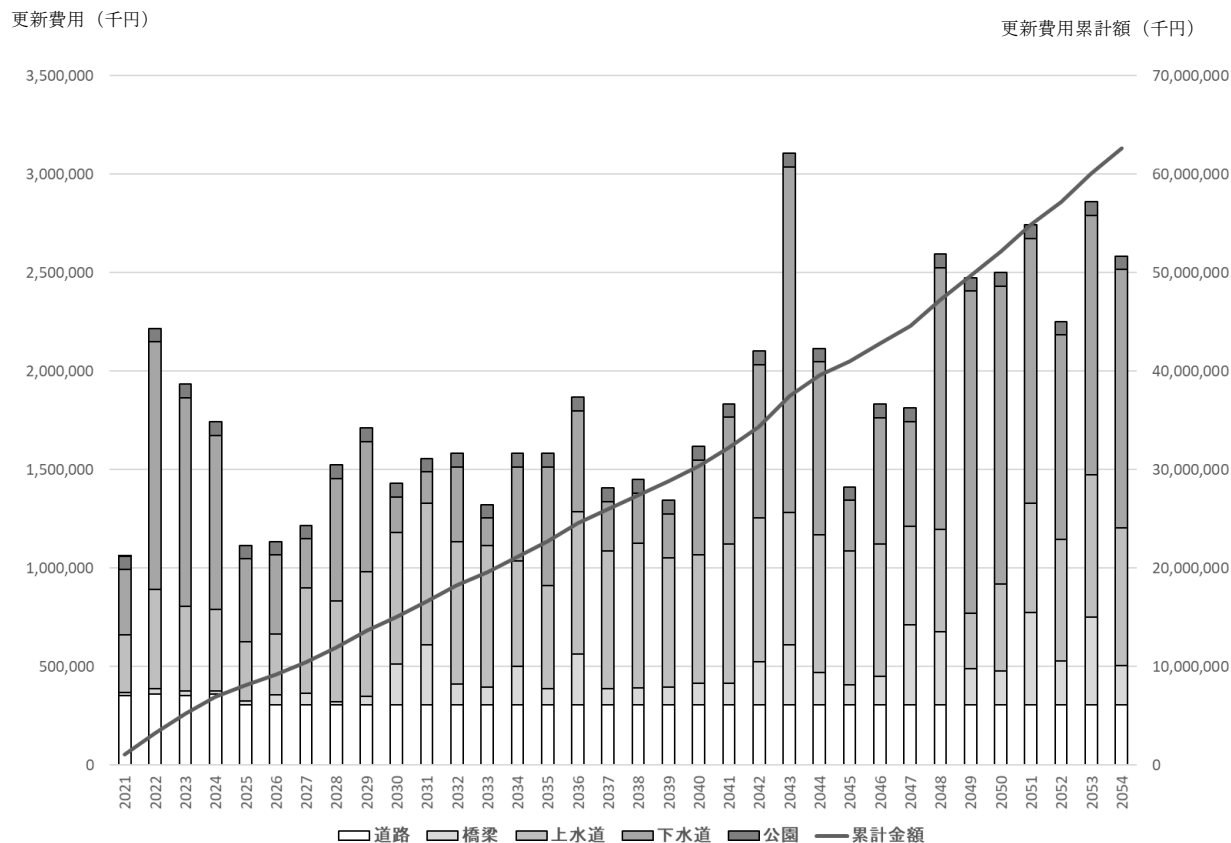


※ 個別施設計画未策定施設・期間については単純更新をした場合の費用で計算

(2) インフラ資産

インフラ資産に係る 34 年間の更新費用の合計は約 626.2 億円となり、年平均で約 18.4 億円と試算されます。

図 4-2 インフラ資産に係る 34 年間の更新費用(個別施設計画反映)



※ 個別施設計画未策定期間については単純更新をした場合の費用で計算

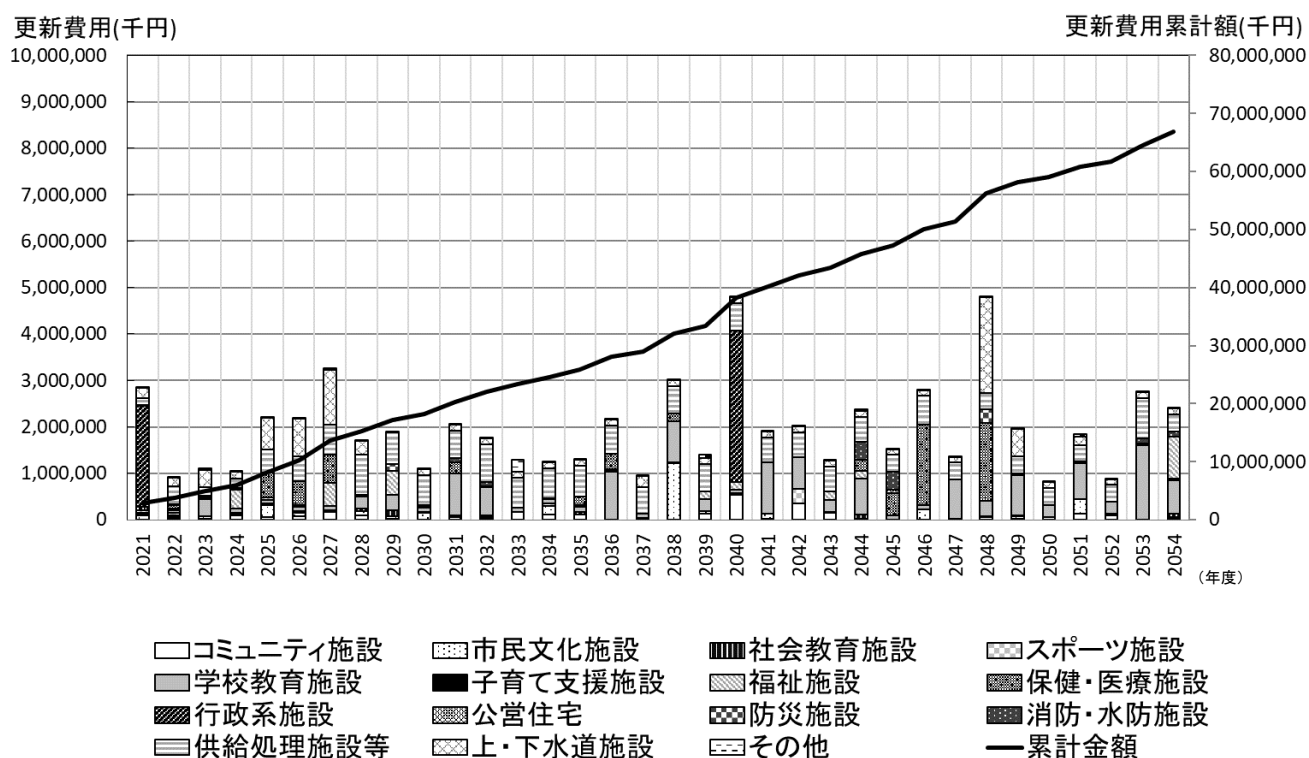
(参考) 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

平成 26 年度末の整備量をもとに、令和 3 年度から令和 36 年度までの 34 年間の公共施設等における将来の更新費用を試算しました。

(1) 公共建築物

公共建築物に係る 34 年間の更新費用の合計は約 1,010.0 億円となり、年平均で約 29.7 億円と試算されます。

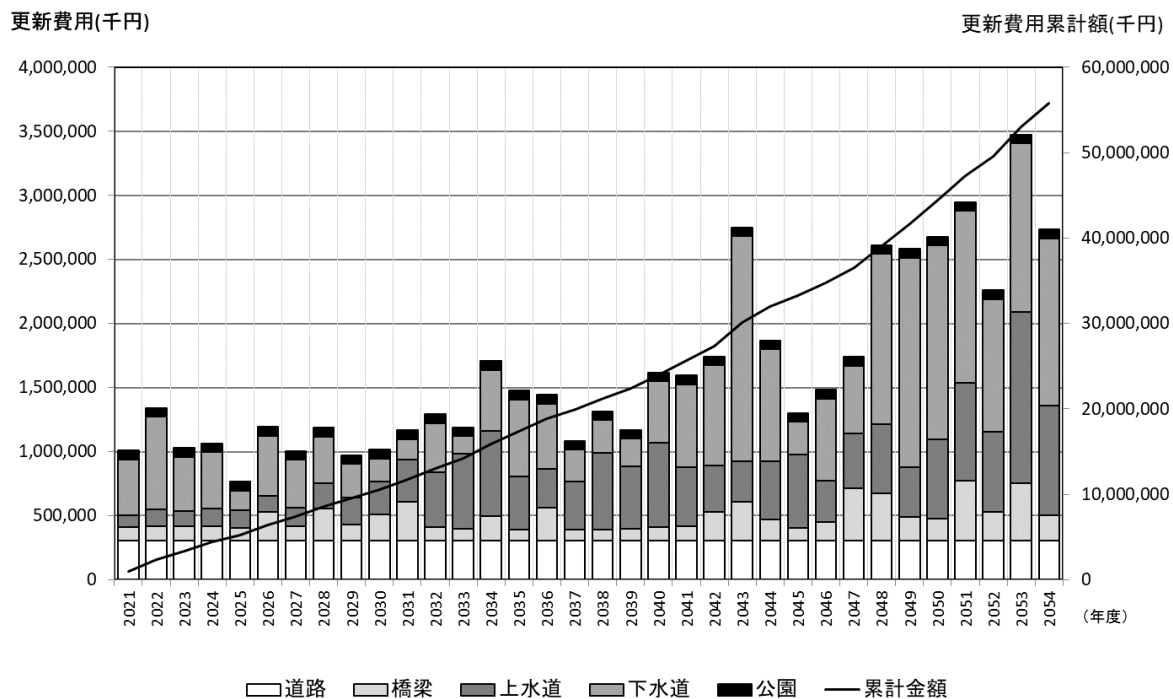
図 4-3 公共建築物に係る 34 年間の更新費用



(2) インフラ資産

インフラ資産に係る 34 年間の更新費用の合計は約 558.4 億円となり、年平均で約 16.4 億円と試算されます。

図 4-4 インフラ資産に係る 34 年間の更新費用



2. 個別施設計画策定の効果額

耐用年数経過時に施設を単純更新した場合の見込み額と個別施設計画の策定結果を反映した場合の見込み額を比較し、個別施設計画策定の効果額を中期的（10 年間）、長期的（34 年間）で試算しました。

（1）中期的効果額試算

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間における中期的な個別施設計画策定の効果額は、公共建築物で約 243.6 億円の減額、インフラ資産で約 45 億円の増額となります。

表 4-1 中期的な個別施設計画策定による効果額

	個別施設計画の結果を 反映した場合	耐用年数経過時に 単純更新した場合	効果額
公共建築物	約182.6億円	約426.2億円	約-243.6億円
インフラ資産	約150.9億円	約105.9億円	約45.0億円
合計	約333.5億円	約532.1億円	約-198.6億円

（2）長期的効果額試算

令和 3 年度から令和 36 年度までの 34 年間における長期的な長寿命化対策の効果額は、公共建築物で約 1010.1 億円の減額、インフラ資産で約 67.8 億円の増額となります。

表 4-2 長期的な個別施設計画策定による効果額

	個別施設計画の結果を 反映した場合	耐用年数経過時に 単純更新した場合	効果額
公共建築物	約669.4億円	約1,010.0億円	約-340.6億円
インフラ資産	約626.2億円	約558.4億円	約67.8億円
合計	約1,295.6億円	約1,568.4億円	約-272.8億円

第5章 公共施設に関する意識調査

1. 市民意識調査

第5章 公共施設に関する意識調査

1. 市民意識調査

(1) 調査概要

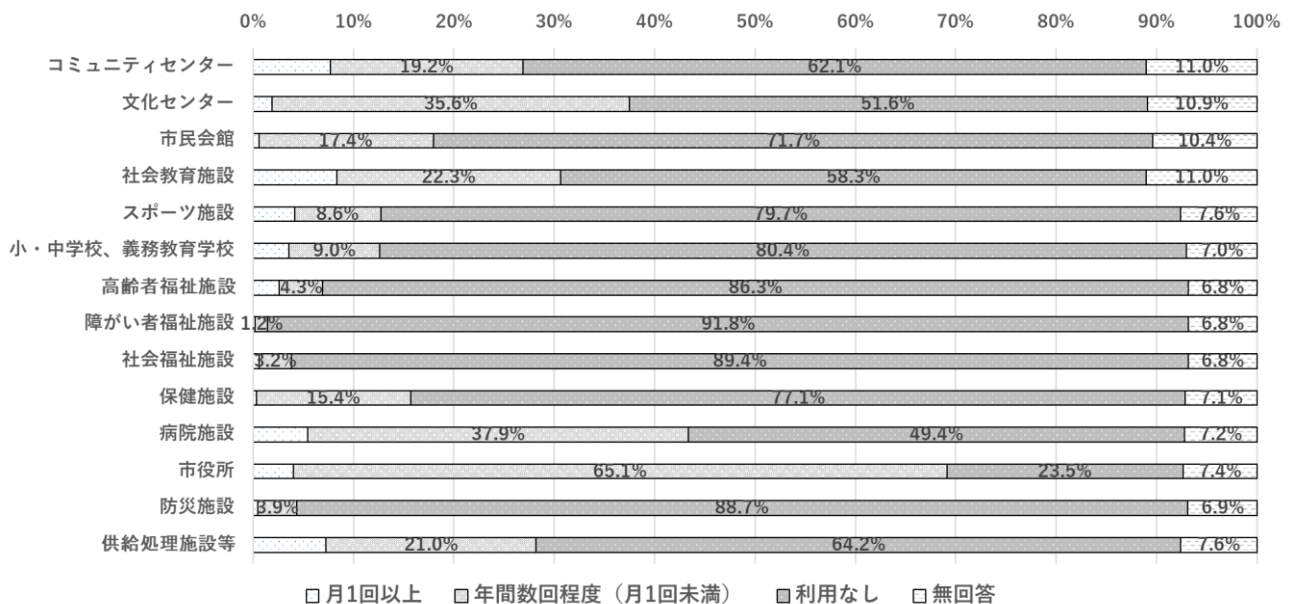
調査目的	市民の日常の公共施設の利用状況や施設の管理・運営のあり方に対する考えを把握することを目的に実施
調査対象	市内に居住する 18 歳以上の市民 2,000 人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出法
調査方法	郵送によるアンケート調査
調査期間	令和 2 年 3 月 2 日（月）～3 月 23 日（月）
回答率	44.9%

(2) 調査結果

①最近 1 年間の公共施設の利用状況

市役所以外では、すべての施設で「利用していない」が半数以上を占めています。特に、福祉施設や防災施設などでは「利用していない」が 8 割近くを占めています。

図 5-1 公共施設の利用状況



②公共施設に対する評価

ハード面では、満足（「とても満足」、「ある程度満足」の合計）が最も多いのは文化センターで 65.4% となっています。

ソフト面では、満足（「とても満足」、「ある程度満足」の合計）が最も多いのは高齢者福祉施設で 56.5% となっています。

図 5-2 ハード面における評価

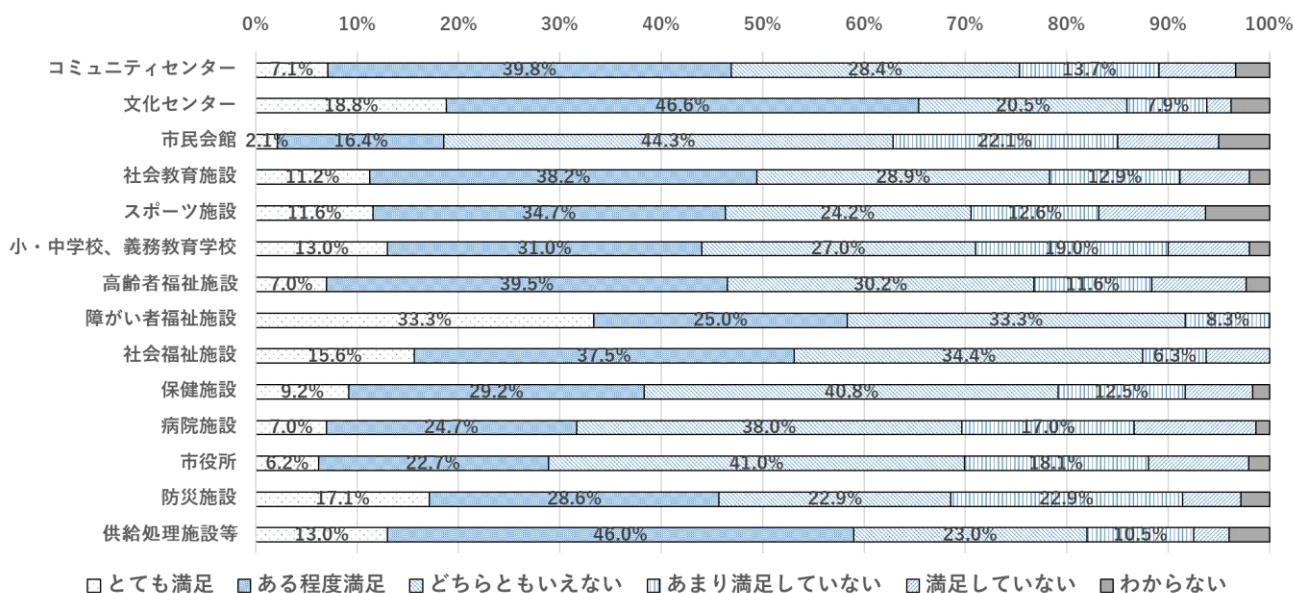
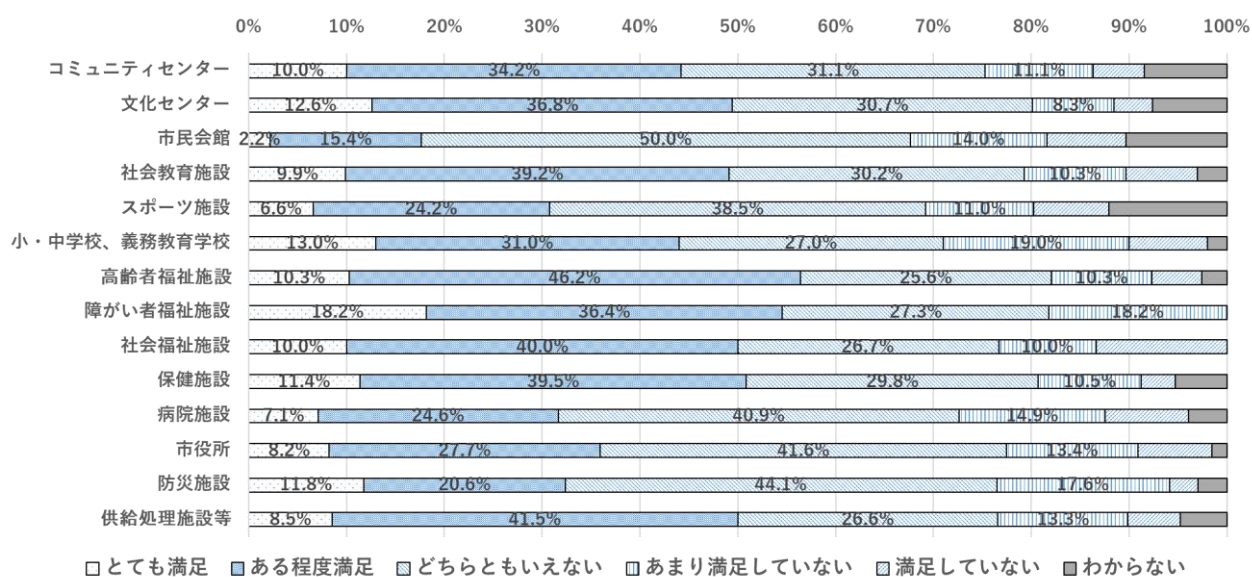


図 5-3 ソフト面における評価

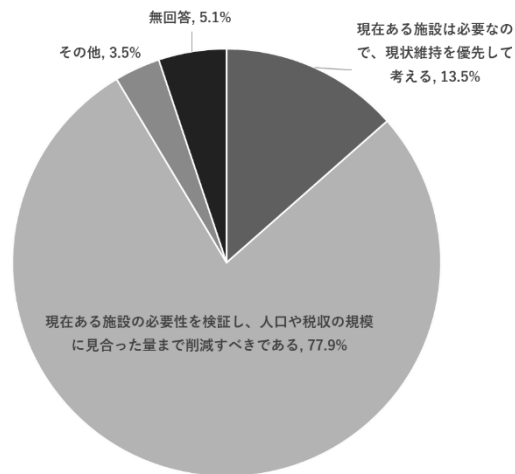


③公共施設の今後のあり方

ア) 公共施設のあり方に対する今後の方策

「現在ある施設の必要性を検証し、人口や税収の規模に見合った量まで削減すべきである」が77.9%で最も多く、次いで「現在ある施設は必要なので、現状維持を優先して考えるべきである」が13.5%となっています。

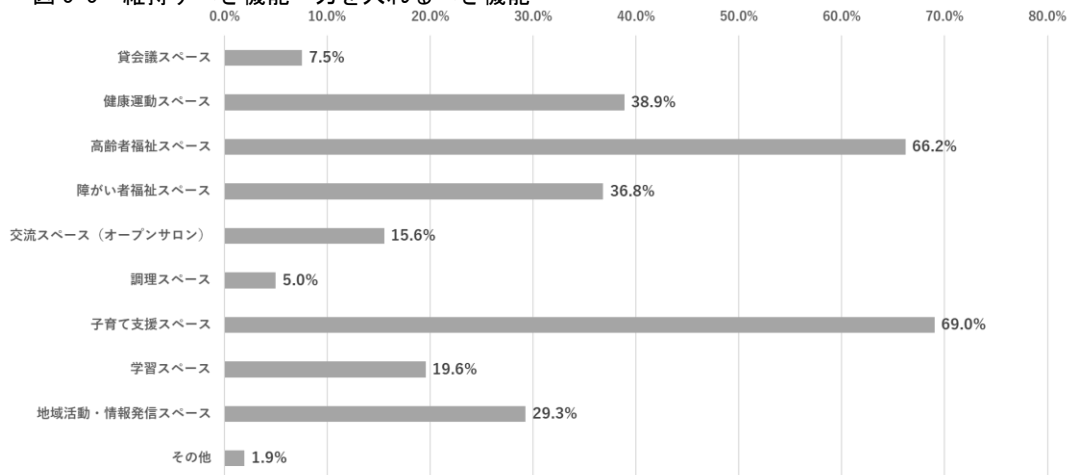
図 5-4 公共施設のあり方に対する今後の方策



イ) 残すべき機能・力を入れるべき機能

あり方を見直す際に残すべき機能・力を入れるべき機能としては「子育て支援スペース」が69.0%で最も多く、次いで「高齢者福祉スペース」が66.2%となっています。

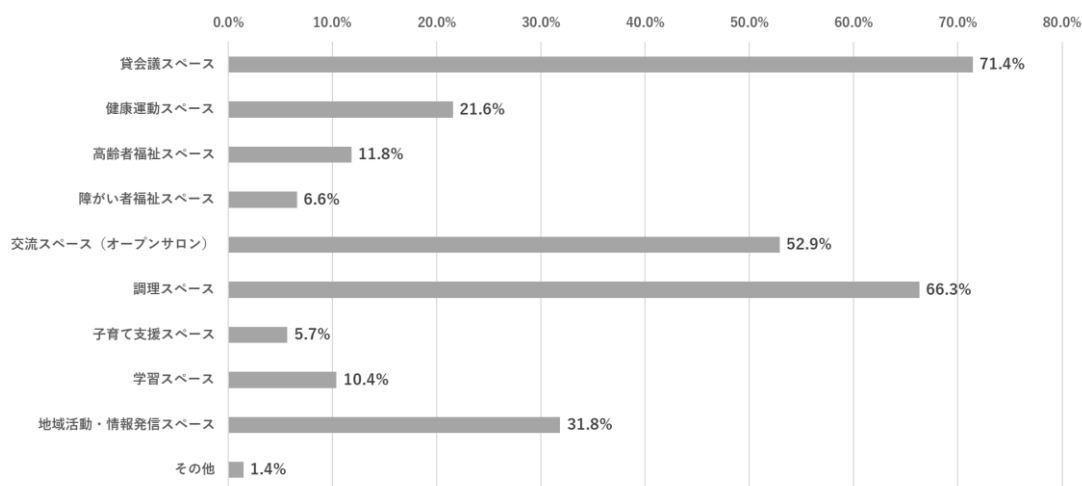
図 5-5 維持すべき機能・力を入れるべき機能



ウ) 削減を検討すべき機能

あり方を見直す際に現在よりも削減を検討すべき機能としては、「貸会議スペース」が71.4%、次いで「調理スペース」が66.3%となっています。

図 5-6 削減を検討すべき機能



第6章 公共施設等の更新等に係る課題の整理

1. 現状・課題の整理

第6章 公共施設等の更新等に係る課題の整理

1. 現状・課題の整理

人口の状況、財政の状況、公共建築物・インフラ資産の状況を踏まえて、公共施設等の更新等に係る課題を整理します。

(1) 将来人口と市民ニーズ

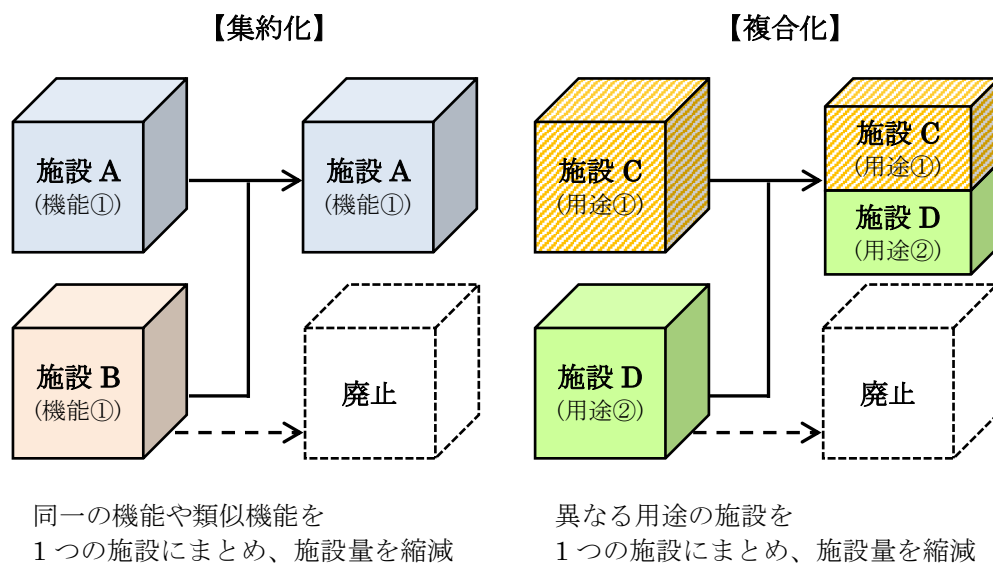
【課題1】 人口規模や市民ニーズの変化に対応した公共施設等のあり方の検討

- ◆国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計では、令和22年（2040年）には56,512人となり、平成27年の国勢調査による人口67,337人と比較すると10,625人（約16%）の減少が見込まれます。また、年少人口や生産年齢人口が減少する一方、老年人口の増加が一層加速し、その年齢構成が大きく変化していくことが見込まれます。
- ◆将来人口を考慮すると人口減少や少子化・高齢化は避けられないことから、人口規模や今後の市民ニーズの変化に対応した公共施設等のあり方を検討する必要があります。

【課題2】 集約化や複合化による利便性向上・利用拡大

- ◆性別・年齢・地域別の利用状況から、利用が一部の市民に限定されている施設もあり、幅広い市民に対してサービス提供がなされていないことがうかがえます。そのため、集約化や複合化による利便性の向上や利用拡大を図る必要があります。

図6-1 集約化や複合化のイメージ

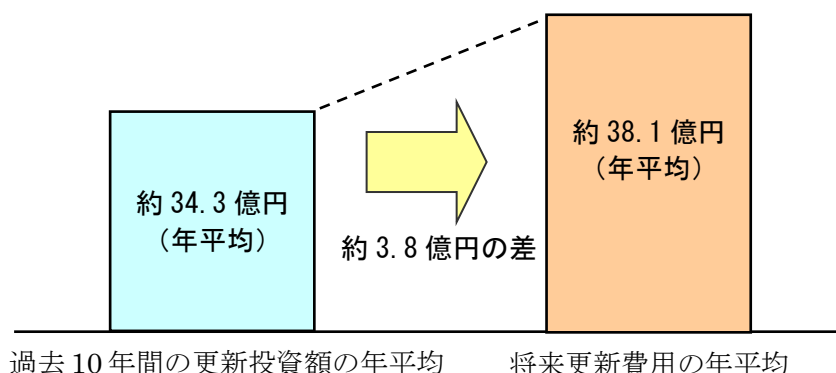


（２）財政状況及び更新費用

【課題３】 財源に見合った施設量の見直し

- ◆生産年齢人口の減少に伴う市税の減少や今後の高齢化の進行に伴い、扶助費の増加が避けられないことから、公共施設等への投資額は減少することが見込まれます。
- ◆一方で、今後 34 年間における公共施設等の更新費用は個別施設計画の策定結果によって約 1,295.6 億円、年平均で約 38.1 億円になると試算され、過去 10 年間の投資的経費の平均額が将来も続くと仮定すると、公共施設等への投資額の平均約 34.3 億円を大きく上回っています。しかし、インフラ資産は市民の生活に直結するものであり、削減が難しいことから、利用状況を考慮し、財源に見合った公共建築物の量に見直していくことが必要になります。

図 6-2 過去の更新投資額の年平均と将来更新費用の年平均との差



（３）公共建築物の整備状況

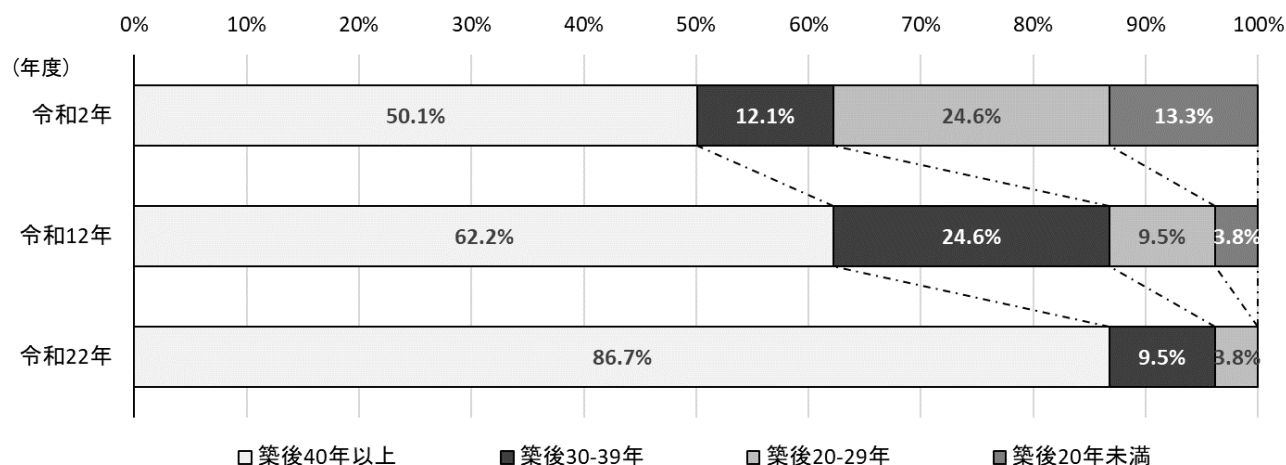
【課題４】 施設量縮減だけでない更新費用を抑制するための工夫

- ◆人口一人当たりの公共建築物の延床面積は県内市町村や人口規模が同等の類似団体と比較しても低いことから、公共建築物の量は比較的少ないと考えられます。これは、公共建築物の更新費用の削減に向けた統廃合や複合化の対象となる施設が少ないことでもあるため、更新費用を抑えるための工夫が必要となります。

【課題5】 施設の安全性の確保

- ◆公共建築物は、旧耐震基準により建設されたものが全体の約 50.2%を占めています。今後、耐用年数を迎える施設の割合が増加していくことから、施設の老朽化対策を行うとともに、安全性の確保を図る必要があります。

図 6-3 築後年数の割合の推移



(4) インフラ資産の整備状況

【課題6】 計画的な維持管理・更新やライフサイクルコストを縮減・平準化するための工夫

- ◆インフラ資産を効率的かつ効果的に使用できるようにするため、計画的な維持管理・更新を行うことが必要です。
- ◆インフラ資産は、市民の生活に直結するものであり、削減が難しいことから、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図る必要があります。

第7章 公共施設等マネジメントの基本方針

- 1. 基本的な考え方**
- 2. 基本方針**
- 3. 管理目標**

第7章 公共施設等マネジメントの基本方針

1. 基本的な考え方

今後、人口減少や少子化・高齢化が進むことにより、将来の財政状況は一層厳しさを増すことが見込まれていることから、現在ある施設の量や質をそのまま維持していくことは困難であり、必要性の高い施設までも安全・安心に利用することができない状況を招いてしまうことも懸念されます。

こうした実情を踏まえ、公共施設等の管理にあたっては、これまでのように個々の施設やインフラ資産ごとに個別に維持管理の方法や方向性を考えるのではなく、公共施設等の保有状況や維持管理に要するコストなどの情報を一元的に把握・整理し、市全体の実情や課題、ニーズ等を総合的に捉えた中で、長期的な視点をもって、本市の財政事情に見合った最適な方法や方向性を導き出し、適切な対応を図っていく公共施設等マネジメントを推進していくことが重要となります。

以下に、本市の公共施設等マネジメントを推進する上で基本となる3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 選択と集中による施設の適正化

⇒ 人口構成や財政事情等を勘案した身の丈にあった適正な保有量を実現します

基本方針2 計画的保全による効果的な維持管理

⇒ 維持管理の適正化と予防保全により既存施設を効果的に活用します

基本方針3 効率的な利活用の推進

⇒ まちづくり・地域づくりの観点から施設を有効的に賢く利活用します

2. 基本方針

基本方針1 選択と集中による施設の適正化

～人口構成や財政事情等を勘案した身の丈にあった適正な保有量を実現します～

公共施設等のあり方や必要性について、人口減少や少子化・高齢化、厳しい財政状況、市民の利用状況やニーズ等の面から総合的に評価を行い、本市の身の丈にあった適正な保有量を実現します。

公共建築物については、将来の人口推計や財政見通し、市民意識調査の結果等を踏まえ、今後必要な施設機能を想定し、必要なサービス水準を確保しつつ施設の集約化や複合化を図るなど、整備や管理・運営等の施設に係るコスト削減を推進します。また、老朽化した建築物の廃止や重複する機能を有する施設の統廃合を推進します。

取組方針

①統合や廃止の推進方針

今後は、1機能1施設を基本とする「施設重視」から集約化や複合化などを進める「機能重視」の発想に転換し、施設保有量の適正化を進めます。

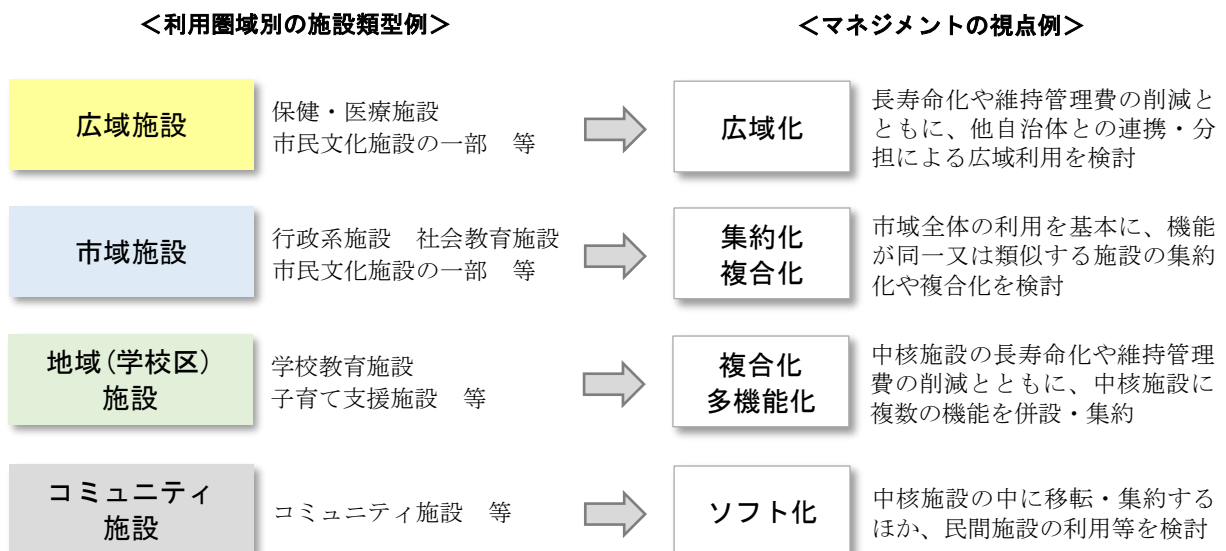
また、あらゆる用途の施設を整備するのではなく、優先的に維持管理・整備していく施設の「選択と集中」を図っていきます。

市域を超えた利用が想定される施設、市域全体で利用される施設、地域（学校区）で利用される施設、地域より小さいコミュニティ単位で利用される施設を区分して考える利用圏域別マネジメントの観点も取り入れ、施設の配置状況、利用状況、老朽化の状況、類似施設の有無等を考慮して、施設を総合的に評価した上で、統廃合を検討していきます。

市域を超えた利用が想定される施設については、他自治体との連携や分担による広域利用を検討していきます。

総量の縮減と合わせて、施設の集約化、複合化、統廃合、転用、廃止等も視野に入れた総合的な検討を踏まえ、公共施設で提供するべき機能やサービスの再編を計画的に推進します。

図7-1 利用圏域別マネジメントのイメージ



基本方針2 計画的保全による効果的な維持管理

～維持管理の適正化と予防保全により既存施設を効果的に活用します～

適正な保有量の実現に向けた取り組みを進めるとともに、厳しい財政見通しを踏まえ、中・長期的な視点で財政負担の軽減や平準化を図るため、適正な維持管理を行い、公共施設等の長寿命化を推進します。

これまでの事後保全の考え方から転換し、予防保全の考え方を取り入れた計画的な点検や老朽化対策を推進し、効果的な維持管理によるライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。

設備等の更新に関しても、計画的な更新に留意するとともに、施設の脱炭素化に向け、省エネルギー機器や再生可能エネルギー利用設備の導入を図るなど、光熱水費の負担軽減につながる対策を図ります。

インフラ資産については、市内での生活や社会経済活動等への影響が大きいことから、保有量を縮減していくことは困難ですが、優先度やリスクを考慮した効率的な維持管理や計画的な整備を進めながら、長寿命化を図ります。

取組方針

①点検・診断等の実施方針

学校、病院、図書館などの不特定多数の人が利用する特殊建築物については、法定点検（建築基準法第12条の定期点検）の実施と結果の活用、それ以外の施設については職員により日常的に管理を行うなど、定期的・計画的に施設の点検・診断を実施し、その結果を踏まえて適切な対応を行うことで、施設の劣化を未然に防ぎます。

インフラ資産については、インフラ長寿命化計画など国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。

また、社会基盤メンテナンス・エキスパートを養成し、職員による点検・診断の充実に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

＜予防保全型維持管理＞

予防保全を実施することで市民サービスの低下を防止し、維持管理費用の縮減につながる効果が高いものを優先して、予防保全型維持管理を取り入れていきます。

予防保全型維持管理を行うことで、補修等の突発的なコストの発生を抑え、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。

＜施設横断的で一体的な維持管理＞

現在、電気設備の保守等は施設ごとに発注していますが、一体的な実施が可能な場合には、一括発注により経費を削減することを検討します。

道路や上・下水道など所管部門が異なるインフラ資産についても、整備や維持管理の一体的な実施が可能な場合には、各インフラ所管部門が連携し、重複する工事を同時に行うことで経費を削減することを検討します。

＜リスクベース・メンテナンス＞

インフラ資産については、重要度や緊急度に応じて維持管理を行うリスクベース・メンテナンスの

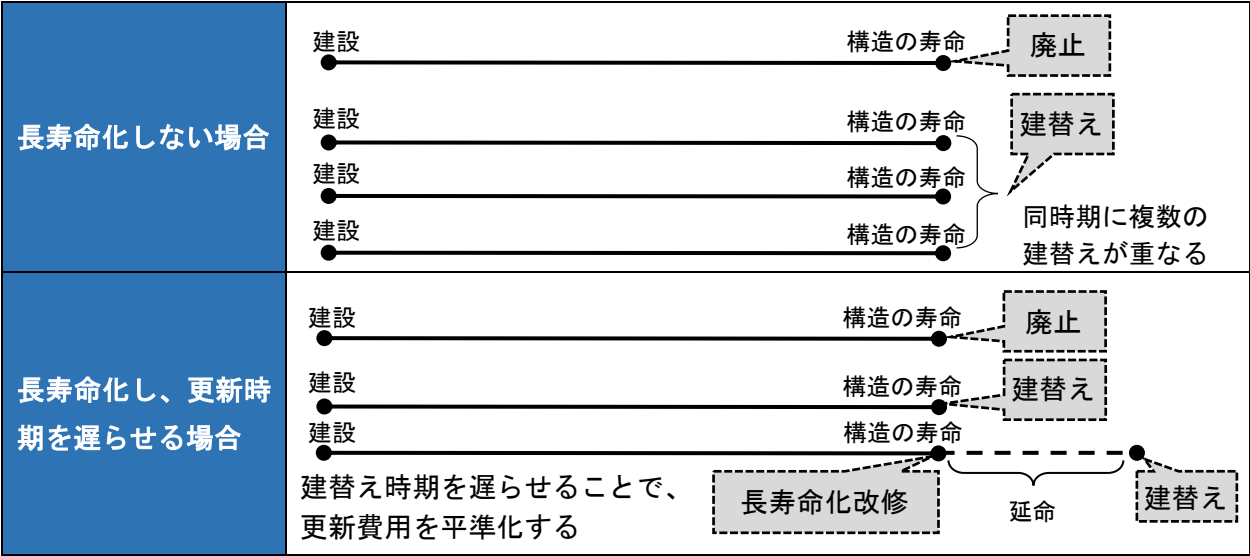
考え方を取り入れ、道路、橋梁、上・下水道等のインフラ資産ごとに、劣化が進みやすい部分、機能が損なわれた際の社会的な被害の大きさなどから管理対象を区分した上で、随時、劣化状況等を把握しながら、効率的な維持管理・修繕・更新等に努めます。

③長寿命化の実施方針

利用が少なく老朽化している公共建築物については廃止、今後も活用していく公共建築物については更新を基本としつつ、長寿命化を図ることが適当な施設を見極め、中・長期的な視点に基づく計画的な保全により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減や平準化を進めます。

インフラ資産については、施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行うことにより、更新よりも長寿命化を優先し、安全性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減や平準化を進めます。

図 7-2 長寿命化対策のイメージ



基本方針3 効率的な利活用の推進

～まちづくり・地域づくりの観点から施設を有効的に賢く利活用します～

公共施設等の全体について、新規整備を前提とするのではなく、現在保有する既存施設を有効活用することを原則とし、複合化や多機能化等により限られた施設をより有効に、賢く利活用することに留意していきます。

行政サービスの必要性をソフト・ハードの両面から検討し、事業の見直しや類似する機能を有する施設の集約化等により、効率性の向上を図ります。統廃合等により余剰となった施設は、売却等による財産処分や用途の見直しを進めるとともに、まちづくりや地域活動の拠点等として有効に活用します。

また、指定管理者制度や業務委託等の導入、複数施設の管理・運営の一元化や PPP^{※1}/PFI^{※2}等の民間活力の活用可能性についても十分に検討し、最適な管理・運営方法を推進します。

取組方針

①耐震化等の実施方針

耐震化が実施されていない施設について、本計画の方針に沿って施設の必要性を判断した上で、老朽化が進んでいるものや小規模なものなどは更新や統廃合を行い、災害時に拠点となる施設や基幹的なインフラ資産、長期的な利用が想定されるものは、耐震性能の向上を目指し、早急に耐震改修を実施します。また、計画的なユニバーサルデザイン化^{※3}を図ります。

②安全確保の実施方針

不特定多数が利用する施設や地区の拠点となる施設など、安全性の確保が必要と判断した施設については、平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、優先的に安全性の確保を図ります。

人口減少や少子化・高齢化に伴う市民ニーズの変化を考慮して、今後、安全性を確保・強化していくべき施設と、廃止していく施設を明確にしていき、施設管理者による自主点検や法定点検を適正に実施するなど、的確な対応を図ります。

指定管理者制度を採用している施設については、指定管理者との連携の下、適正な施設管理を徹底します。

インフラ資産については、国の各種点検基準等を勘案しながら、個別計画に基づき、安全確保のための的確な対応を図ります。

※1 Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。

※2 Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法です。

※3 ユニバーサルデザインは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

③民間活力（PPP/PFI 等）活用の方

市が保有し続ける必要性が少ないと判断された施設については、総量の縮減の中で検討を行うとともに、民間の活力を活かした機能の維持・向上が期待できるものについては、民間などへの譲渡等についても検討します。

民間が持つ建物を使用した公共サービスの展開、施設の管理・運営を民間事業者に委託するなど、PPP/PFI の考え方に基づき、市民や民間事業者等と協働して、専門的な知識やノウハウを導入するなど、施設の整備や管理・運営に関して、民間との適正な役割分担のもと、財政負担の軽減やサービス水準の向上を図ります。また、ネーミングライツの導入、統廃合等により余剰となった土地や建物の売却・賃貸など、自主財源の確保に向けた取組みも進めていきます。

PPP/PFI の取組みとしては様々な手法が想定されます。本市の特性や個別施設の条件等を勘案した中で、多様な手法の導入可能性を幅広く検討し、効果的な取組みを実践していきます。

3. 管理目標

基本方針を踏まえ、公共施設等マネジメントを推進していく上で原則となる管理目標を、公共建築物とインフラ資産のそれぞれについて定めます。

(1) 公共建築物に関する管理目標

【原則 1】 施設保有量の縮減

施設の集約化、複合化、統廃合、転用、廃止等を総合的に検討し、全体保有量を縮減します。新規整備については、原則、総量規制（目標値）の範囲内で実施するものとします。

【原則 2】 施設等の長寿命化

事後保全の考え方から転換し、予防保全型維持管理を取り入れ、計画的な対応を講じることで、長寿命化対策を推進し、効果的な維持管理を行っていきます。

【原則 3】 維持管理コストの削減

民間活力の活用を図るとともに、柔軟な発想で管理・運営に係る最適な事業手法等を検討・実施することで、維持管理コストを削減していきます。

【原則 4】 自主財源の確保

統廃合や複合化等によって生じる余剰施設や土地の積極的な売却・賃貸を行うとともに、経営的な観点から、施設を「資産」と捉えた管理・運営を推進し、自主財源を確保していきます。

【原則 5】 広域化の検討

市域を超えた利用が想定される施設については、他自治体との連携・分担による広域利用を検討していきます。

(2) インフラ資産に関する管理目標

【原則 1】 維持管理コストの削減

予防保全型維持管理の導入に伴う長寿命化対策により、効果的な維持管理を行い、維持管理コストを削減していきます。

【原則 2】 必要機能の確保

安全・安心な市民生活を支える上で必要なインフラ資産については、まちづくりとの連動や災害時における機能確保の観点等を踏まえ、維持管理や整備の優先度を定めた上で、必要機能を計画的に確保していきます。

(3) 目標値の設定

公共建築物の総延床面積を令和 36 年度までに 23%削減することを目指します。

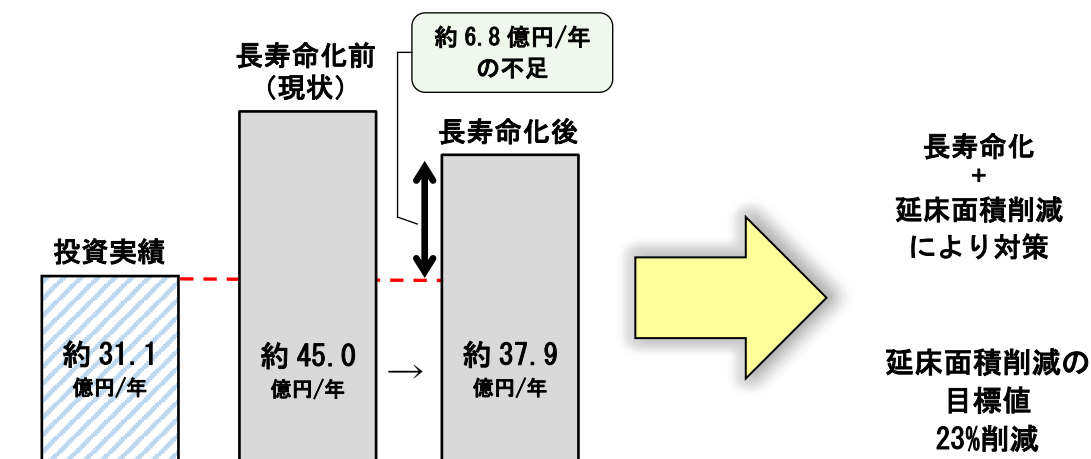
目標値の設定の考え方

個別施設計画策定による公共施設等の 34 年間の更新費用は約 1,295.6 億円、1 年間で約 38.1 億円（公共建築物約 19.7 億円、インフラ資産約 18.4 億円）と試算されます。個別施設計画策定の効果については、当初計画策定当時（平成 27 年度）、長寿命化の効果予測も加味して試算していた、1 年間の更新費用約 37.9 億円とほぼ同等の削減効果となっています。

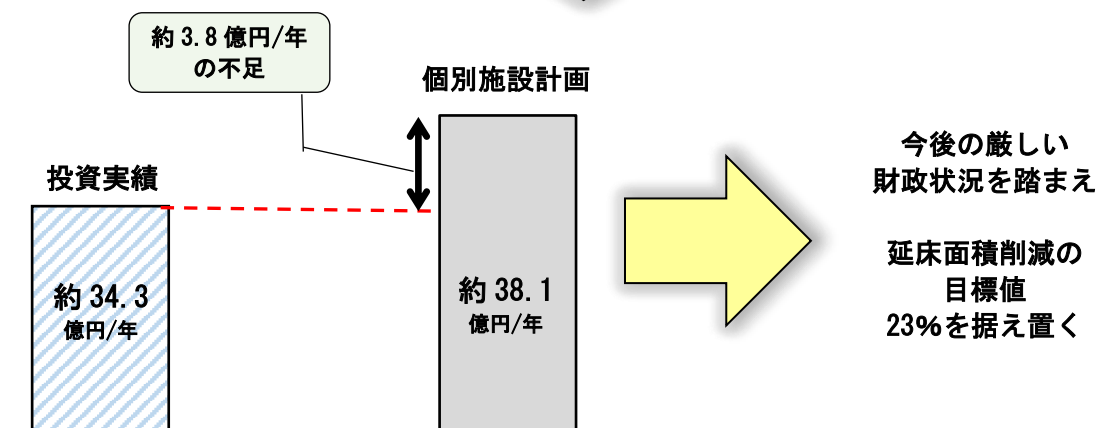
また、過去 10 年間の更新投資額の年平均約 34.3 億円（P16～P17 参照）と年間更新費用を比較すると約 3.8 億円の不足が生じることとなります。また当初計画策定当時では、年間更新投資額の年平均は約 31.1 億円としており、この差は約 3.2 億円の増額となっています。しかしながら、当市の中期財政見通し等も鑑み、財政的にはより厳しい状況が続くと予測されていることから削減目標値については、23%を据え置きます。

図 7-3

当初計画策定時（平成 27 年度）状況



第 4 次改定時（令和 2 年度）見直し



第8章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第8章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物

①コミュニティ施設

- コミュニティセンター 全 12 施設（足近、小熊、正木、竹鼻、竹鼻南、福寿、江吉良、堀津、上中、はしま、下中、桑原）
- 福寿地域交流センター

【現状】

- コミュニティセンターは、はしまコミュニティセンターを除き、昭和 40 年～50 年代に建設された施設であり、老朽化が進んでいます。ただし、旧耐震基準により建設された施設については、耐震診断を実施し、必要な耐震補強を行いました。
- コミュニティセンターでは、会議室、和室、集会室、調理室など、ほぼ同様の諸室構成となっています。

(運営形態)

- コミュニティセンター及び福寿地域交流センターは全 13 施設で指定管理者制度が導入されており、すべての施設において地元移管を行いました。

(利用状況等)

- 令和元年度の各コミュニティセンターの年間利用者数は、約 4,500 人～約 30,000 人で、施設によって利用者数に差があります。
- 諸室の稼働率は、一部の会議室や集会室等を除いて低くなっています。

(その他)

- 各コミュニティセンター及び福寿地域交流センターは、指定緊急避難場所に指定されています。

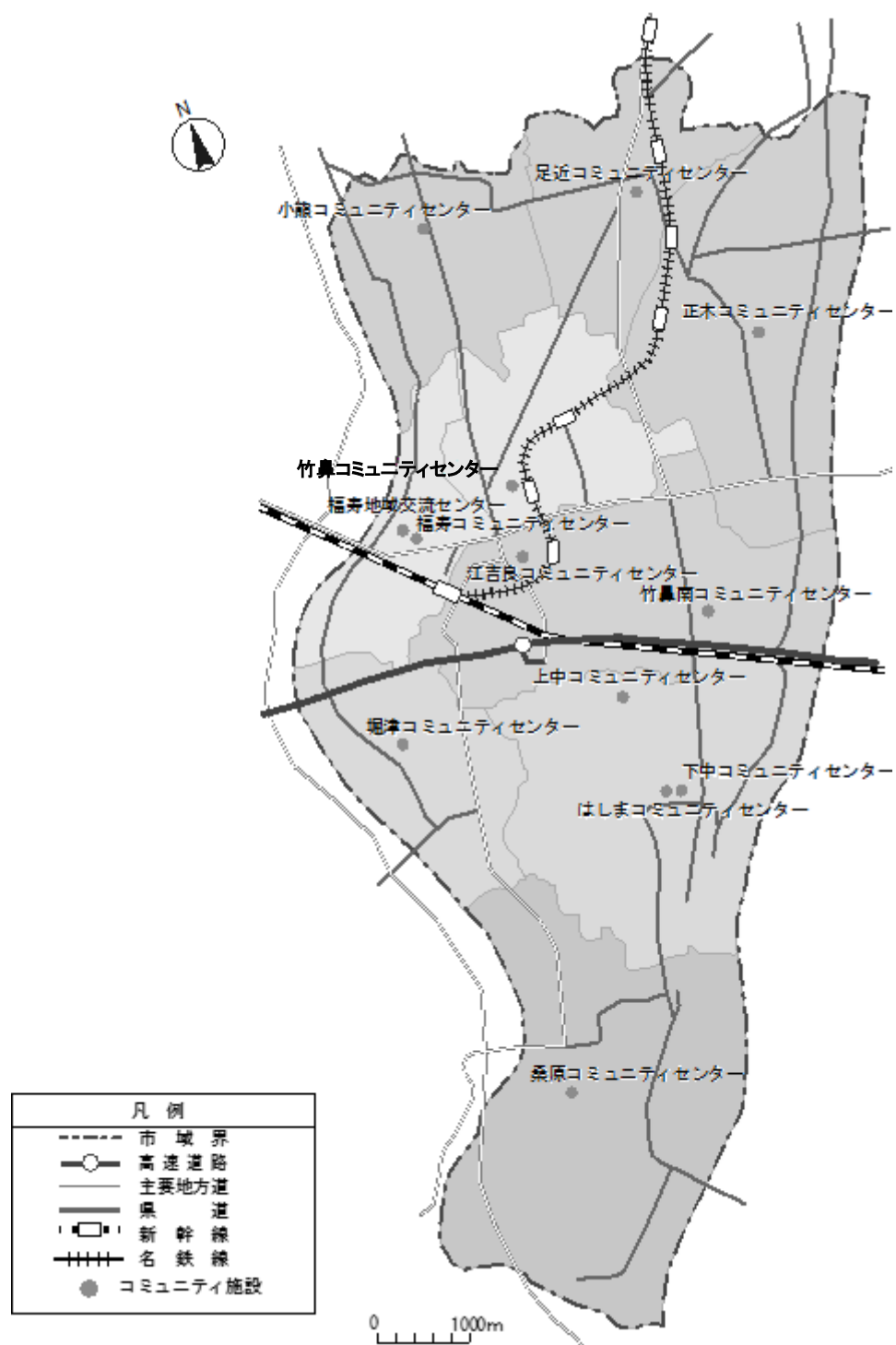
【管理に向けた課題】

- 利用者が少ない施設については、認知度の向上や利用促進に向けた取組みを行うことが必要です。
- 諸室構成や機能が重複するコミュニティセンターについては、他施設への機能集約や機能の共有化を検討する必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ コミュニティセンターについては、指定管理者制度の一層の効果的な運用を図るとともに、地元への移管等を通し、地域特性を活かしたまちづくりの拠点となるよう、効率的かつ一層の利用拡大につながる維持管理・運営を進めます。
- ◎ 地域コミュニティ活動、防災の拠点として利用されていることから、計画的な維持修繕により当面の間、長寿命化を図ります。また、必要に応じユニバーサルデザイン化を図ります。
- ◎ 利用者が少ない施設については、地域の核となる小・中学校等への機能集約等を検討し、複合化により施設量を削減します。また、人口減少の動向を踏まえ、将来的には必要に応じて施設の統廃合についても検討します。
- ◎ 諸室の利用状況や他施設の活用等を踏まえ、更新時には諸室の構成や適正な規模を検討します。
- ◎ 福寿地域交流センターは、用途の拡大を検討し、積極的な利用を促進します。

図 8-1 コミュニティ施設配置図



②市民文化施設

■文化センター・中央公民館

■市民会館

【現状】

- 文化センター・中央公民館は、市内の公共建築物の中では比較的新しい施設です。市民会館は、築後 50 年以上経過し、老朽化が進んでいます。市民会館は平成 25 年度に耐震補強工事を実施しました。
- 文化センター・中央公民館は、ホールや展示室のほか会議室、研修室、調理室等を備え、市民会館においても会議室を備えています。

(運営形態)

- 市民文化施設の全施設に指定管理者制度が導入されています。

(利用状況)

- 令和元年度の各施設の年間利用者数は、文化センター・中央公民館が約 280,000 人、市民会館が約 56,000 人となっております。

(その他)

- 市民文化施設の全施設が指定緊急避難場所に指定されています。

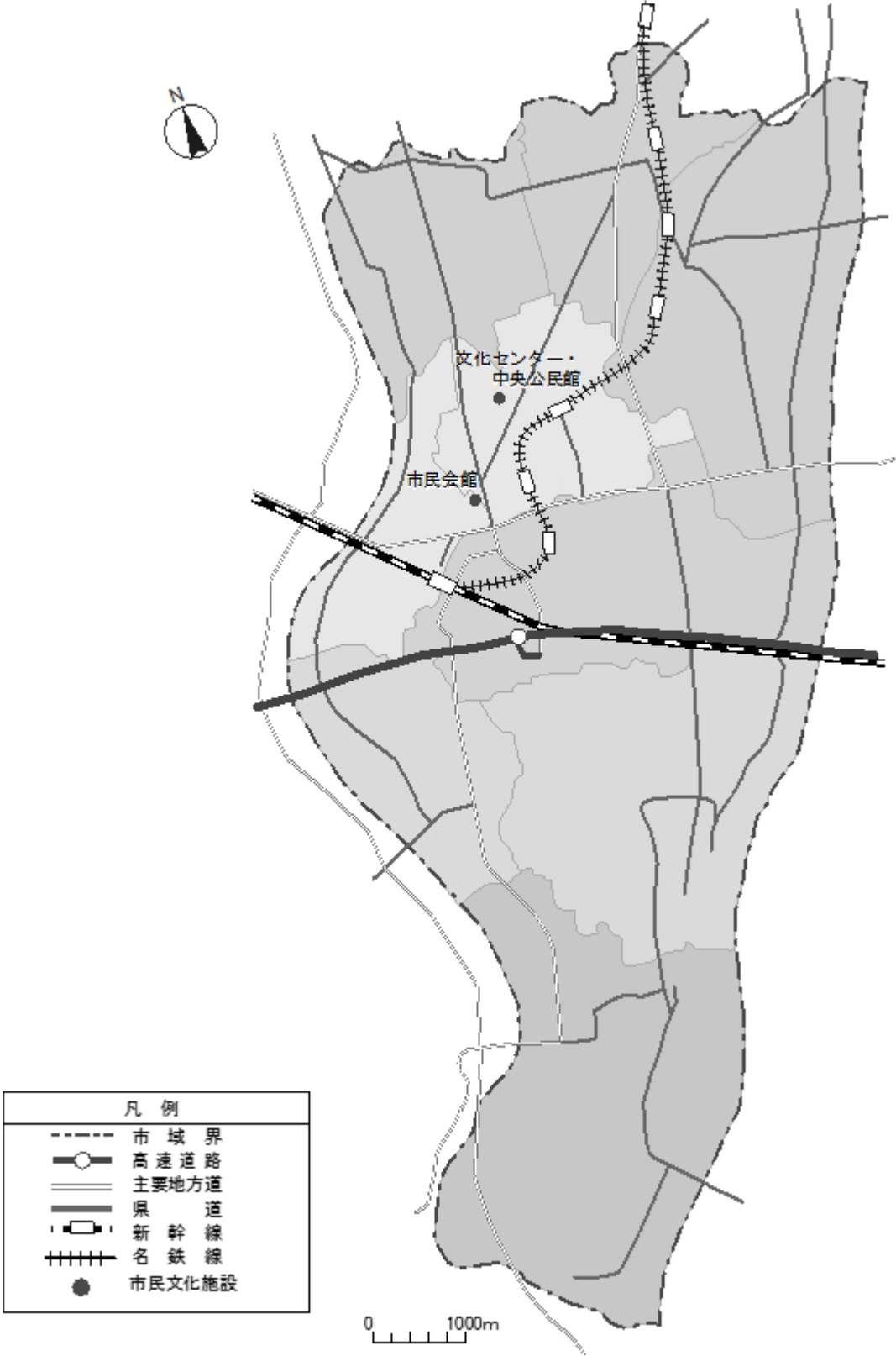
【管理に向けた課題】

- 各施設の老朽化の状況や諸室の利用率・稼働率を踏まえた、施設・機能の再編が必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 文化センター・中央公民館については、指定管理者制度の一層の効果的な運用を図るとともに、多様な民間活力の導入の可能性を検討し、効率的かつ一層の利用拡大につながる維持管理・運営を進めます。
- ◎ 市民会館については、老朽化の状況や利用状況を勘案しながら計画的な修繕を進めるとともに、統廃合や複合化について検討します。
- ◎ 文化センター・中央公民館は、設備の更新に多額の費用を要するため、計画的な修繕により長寿命化を図ります。

图 8-2 市民文化施設配置図



③社会教育施設

- 図書館
- 歴史民俗資料館・映画資料館
- 竹鼻町屋ギャラリー

【現状】

- 図書館は、新耐震基準により建設されており、耐震性は確保されていますが、築後 30 年以上経過し、設備の更新等が必要となっています。歴史民俗資料館・映画資料館は、市内の公共建築物の中では比較的新しい施設です。

(運営形態)

- 図書館と竹鼻町屋ギャラリーは直営ですが、歴史民俗資料館・映画資料館には指定管理者制度が導入されています。
- 映画資料館は、公立の施設としては全国的にも珍しく特徴ある施設です。

(利用状況等)

- 令和元年度の各施設の年間利用者数は、図書館が約 168,000 人、歴史民俗資料館・映画資料館は約 8,300 人、竹鼻町屋ギャラリーは約 1,500 人となっています。

(その他)

- 図書館および歴史民俗資料館・映画資料館は指定緊急避難場所に指定されています。

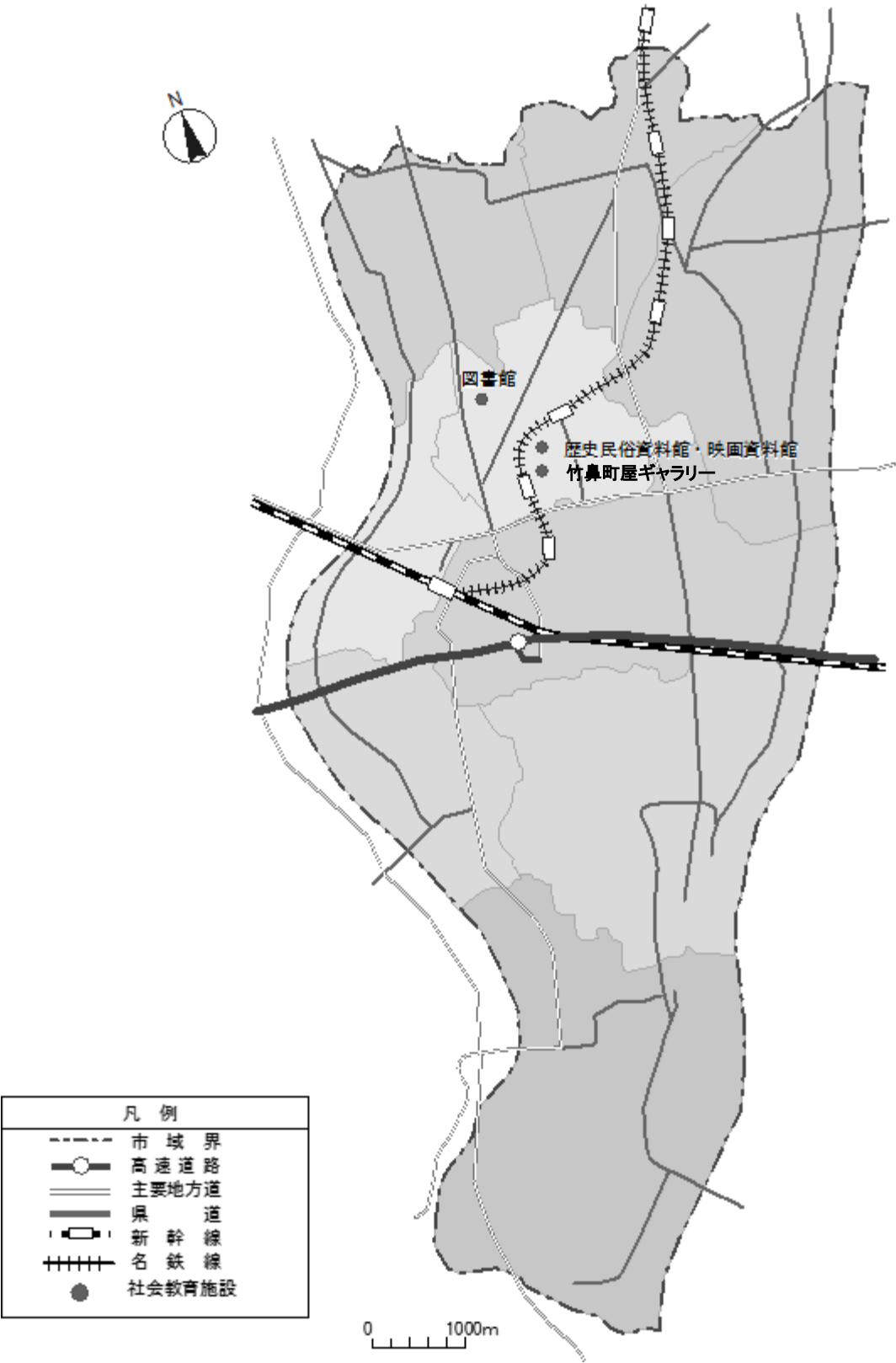
【管理に向けた課題】

- 図書館については、老朽化の進行に伴う設備の改修・更新や管理・運営面を充実させ、利用促進を図ることが必要です。
- 歴史民俗資料館・映画資料館については、施設の特徴を活かした運営を行うとともに、新設された竹鼻町屋ギャラリー、観光交流センター、竹鼻まつり山車会館と連携し、利用促進を図ることが必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 図書館については、維持管理コストの削減に向け、蔵書の購入と廃棄のバランスを検討し、適切な蔵書量を確保していくとともに、民間活力の導入を含め効率的な維持管理・運営を検討します。
- ◎ 歴史民俗資料館・映画資料館については、全国的に公立の映画資料館が少ない中、映写機による映画上映や新旧多数のポスター展示などを行っており、これらの貴重な資料を効果的に活用し、引き続き特色ある運営を行います。
- ◎ 歴史民俗資料館・映画資料館では、観光交流センターの設置に併せて収蔵庫を増設していますが、今後も資料や展示品を受け入れ続けると新たな収蔵庫の設置が必要となり、延床面積の増加につながることから、資料や展示品の受け入れも含め、適切な維持管理を行います。
- ◎ 竹鼻町屋ギャラリーについては、維持管理コストの削減に向け、他館、民間のノウハウや多様な財源の活用など効率的な維持管理・運営を検討します。
- ◎ 歴史民俗資料館・映画資料館、竹鼻町屋ギャラリー、観光交流センター、竹鼻まつり山車会館については羽島の魅力を伝える施設として街中の活性化に繋がるよう一体的な運営を図ります。
- ◎ 図書館については、施設の脱炭素化に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の導入を図ります。また、余剰電力については必要に応じ周辺施設への供給を図ります。

図 8-3 社会教育施設配置図



④スポーツ施設

■スポーツ施設 全3施設（弓道場、柔剣道道場、運動公園）

■堤外施設 全6施設（木曽川ふれあいの里広場、木曽川堤外正木運動場、ふれあいの里みどりの広場、木曽川堤外下中運動場、長良川多目的広場、長良川南部多目的広場）

【現状】

- スポーツ施設のうち建物を有するものは弓道場、柔剣道道場、運動公園の3施設であり、そのうち柔剣道道場は築後40年以上を経過し老朽化が進んでいますが、平成25年度に耐震補強工事を実施しました。
- 堤外施設は、木曽川及び長良川の河川敷に整備された公園・広場であり、木曽川ふれあいの里広場、木曽川堤外正木運動場、ふれあいの里みどりの広場、長良川南部多目的広場の4施設は都市公園として、長良川多目的広場は運動公園として供用されています。

（運営形態）

- スポーツ施設は全施設で指定管理者制度が導入されています。

（利用状況）

- 令和元年度の各施設の年間利用者数は、弓道場が約5,500人、柔剣道道場が約48,000人、運動公園が約26,000人で、弓道場は他の2施設と比べて、利用者が少なくなっています。

（その他）

- 柔剣道道場及び運動公園は、指定緊急避難場所に指定されています。

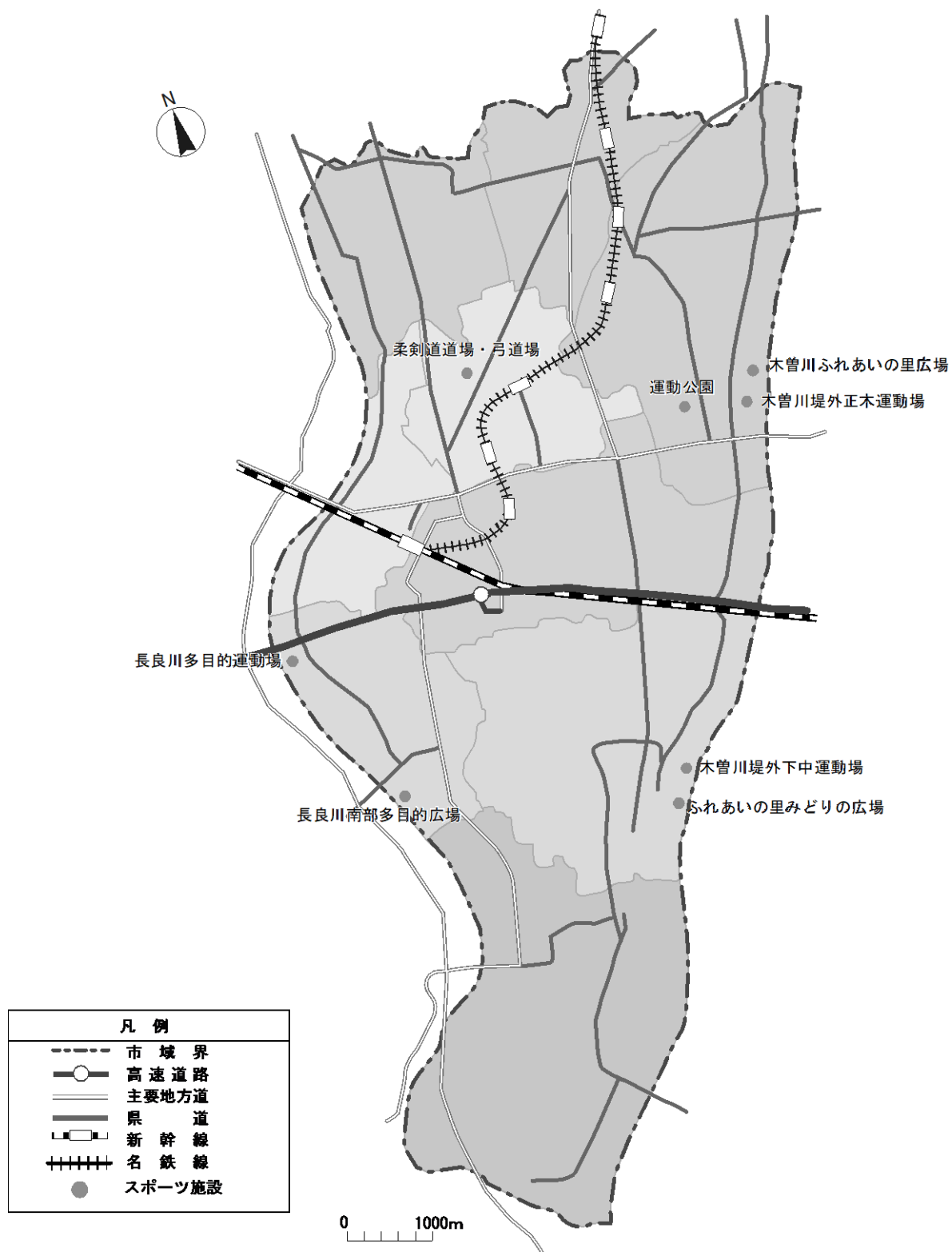
【管理に向けた課題】

- 利用者が限定的になりがちであるため、公共施設としての公平性・有効利用の観点から望ましいあり方を検討することが必要です。
- 使用用途が類似する施設の適正配置を検討するとともに、計画的で効率的な維持管理を行う必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ スポーツ施設については、指定管理者制度の一層の効果的な運用を図るとともに、多様な民間活力の導入の可能性を検討し、効率的で一層の利用拡大につながる維持管理・運営を検討します。
- ◎ 弓道場は利用団体が限定的であることから機能および施設のあり方を検討します。
- ◎ 柔剣道道場については、老朽化の状況や利用状況を勘案しながら、他施設への機能移転等、様々な選択肢を含め施設のあり方を検討します。
- ◎ 堤外施設については、修繕が大規模になることが想定されるため、計画的な維持管理を行い、改修コストの縮減と平準化を図ります。
- ◎ 堤外施設にあるテニスコートについては、施設・設備の更新に合わせて規模の縮小や運動公園テニスコートへの統廃合等を検討します。
- ◎ 体育施設建設整備基金を効果的に運用し、既存施設の利用状況、市民ニーズや財政状況等を踏まえてスポーツ施設の整備・改修を検討します。

図 8-4 スポーツ施設配置図



⑤学校教育施設

- 小学校 全 8 校（足近、小熊、正木、竹鼻、中央、福寿、堀津、中島）
- 中学校 全 4 校（羽島、竹鼻、中央、中島）
- 義務教育学校桑原学園
- 西部幼稚園
- 学校給食センター 全 2 施設（北部、南部）

【現状】

- 学校教育施設は多くの施設で老朽化が進んでいます。旧耐震基準により建設された校舎などは耐震診断を実施し、必要な耐震補強を行っています。
- 桑原小学校・中学校は、平成 29 年度より小中一貫校の義務教育学校桑原学園に移行しました。
※以下、「小学校」には桑原学園前期課程を、「中学校」には桑原学園後期課程を含みます。
- 福寿小学校は児童生徒数の増加に伴い、令和 3 年度に校舎の増築を行いました。
- 西部幼稚園は、築後 40 年以上経過していますが、必要な耐震性を有しています。
- 北部学校給食センターは、平成 30 年度に建築した新しい建物です。
- 南部学校給食センターは、老朽化が進んでいます。新耐震基準により建設された施設です。

（運営形態）

- 北部学校給食センターは、調理等一部業務については委託により運営されています。
- 南部学校給食センターは、直営により運営されています。

（利用状況等）

- 児童・生徒数は、福寿小学校区で増加しているものの、他では少子化の影響から減少傾向にあります。中央小学校のように児童数が 800 人前後の小学校がある一方、桑原学園前期課程の児童数は 100 人前後であり、地域によって児童数に大きな差があります。

（その他）

- 全ての小・中学校は、指定避難所及び指定緊急避難場所に指定されています。

【管理に向けた課題】

- 小・中学校は、地域住民にとって重要な拠点施設であり、今後順次耐用年数を迎えるため、施設の安全性を優先的に確保していく上で、長寿命化等の検討も含めた計画的な老朽化対策が必要です。
- 今後は児童・生徒一人ひとりにきめ細やかな指導をするために、小中一貫校や 35 人学級教室の検討に加え、少人数教室、特別支援学級教室及び通級指導教室の増設も検討する必要があります。

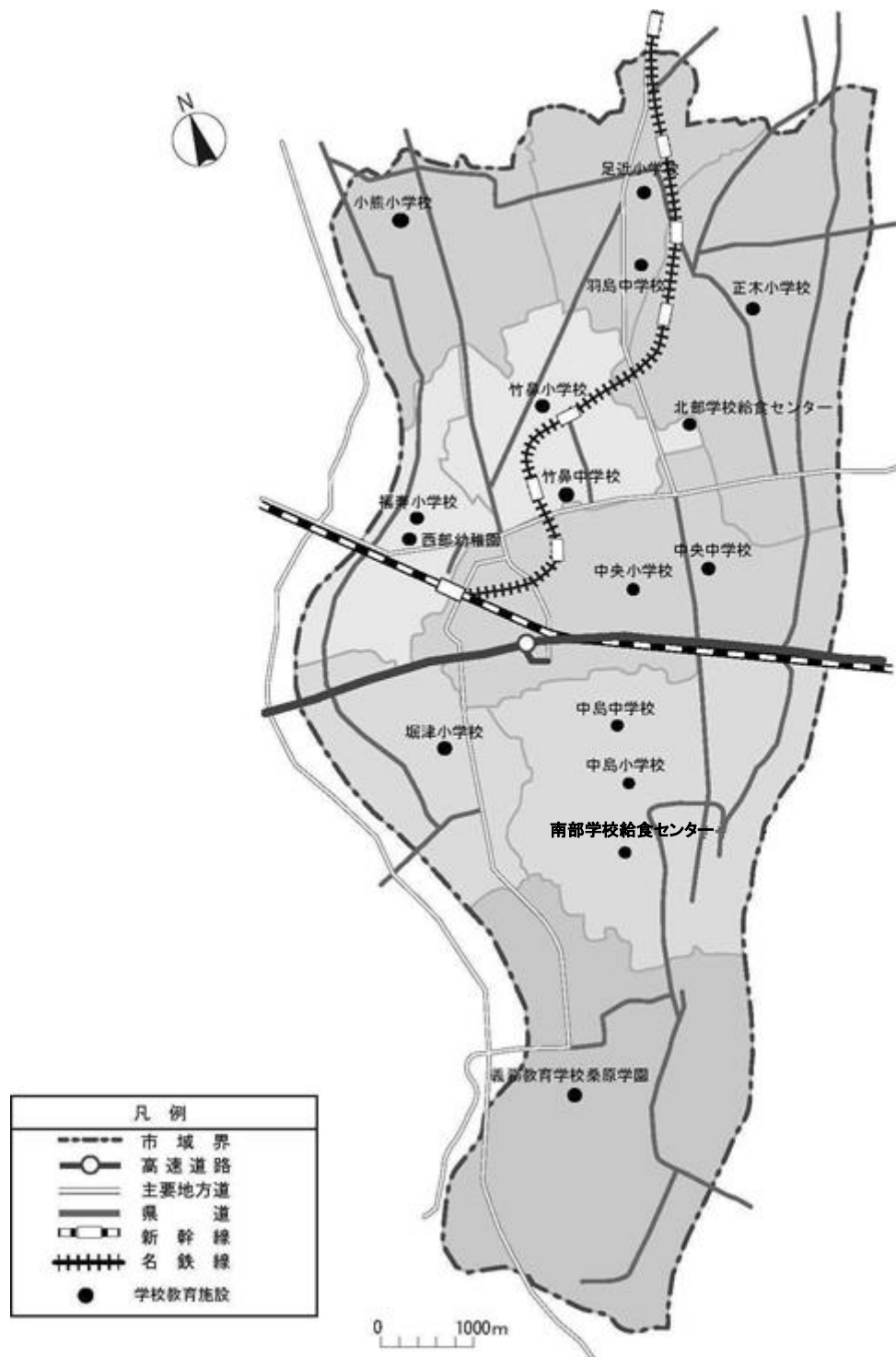
【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 小・中学校については、学校機能の充実を図りながら、必要に応じてコミュニティ機能や福祉・子育て支援機能等との複合化・集約化も含めあり方を検討します。
- ◎ 学校教育施設については規模、施設数ともに多く、老朽化も進んでいるため、個別施設計画に基づき更新費用の平準化を図ります。また、必要に応じユニバーサルデザイン化を図ります。
- ◎ 避難所となる小・中学校は、必要に応じ非構造部材の耐震化、要配慮者の多様なニーズに配慮できるよう施設・設備の整備を図ります。
- ◎ 体育館などの学校内体育施設については、引き続き施設開放を行い有効活用していきます。
- ◎ 小学校プールについては長寿命化を図りつつ、民間施設の利用も検討し、中学校プールについては老朽化の状況、負担が増加する維持管理費の推移や更新費用等を踏まえ、更新の是非について検討します。
- ◎ 西部幼稚園では、施設面や支援員の態勢を考慮しながら障がいのある子どもの受け入れを積極的

に行うなど、特色ある教育の推進に向けた運営を進めます。また、施設の長寿命化を図りつつ、今後の児童数の推移を踏まえながら施設のあり方について検討を行います。

- ◎ 南部学校給食センターについては、老朽化が進んでいるため、計画的な修繕を行い、将来的には施設の統廃合について検討します。
- ◎ 北部学校給食センターについては、施設の脱炭素化に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の導入を図ります。

図 8-5 学校教育施設配置図



⑥子育て支援施設

■児童センター(福祉ふれあい会館内)

■放課後児童教室 全8施設(足近、小熊、正木、竹鼻、福寿、中央、堀津、中島)

【現状】

- 子育て支援施設のうち、児童センターは福祉ふれあい会館内に、放課後児童教室の多くは各小学校内に設置されています。

(運営形態)

- 児童センターは委託により事業を実施しており、放課後児童教室は直営により運営しています。

(利用状況等)

- 放課後児童教室は、従来、小学校1～3年生を対象としていましたが、平成27年度には対象児童を4年生まで拡大し、平成28年度には6年生まで拡大しました。今後利用者数は増加することが予想されます。

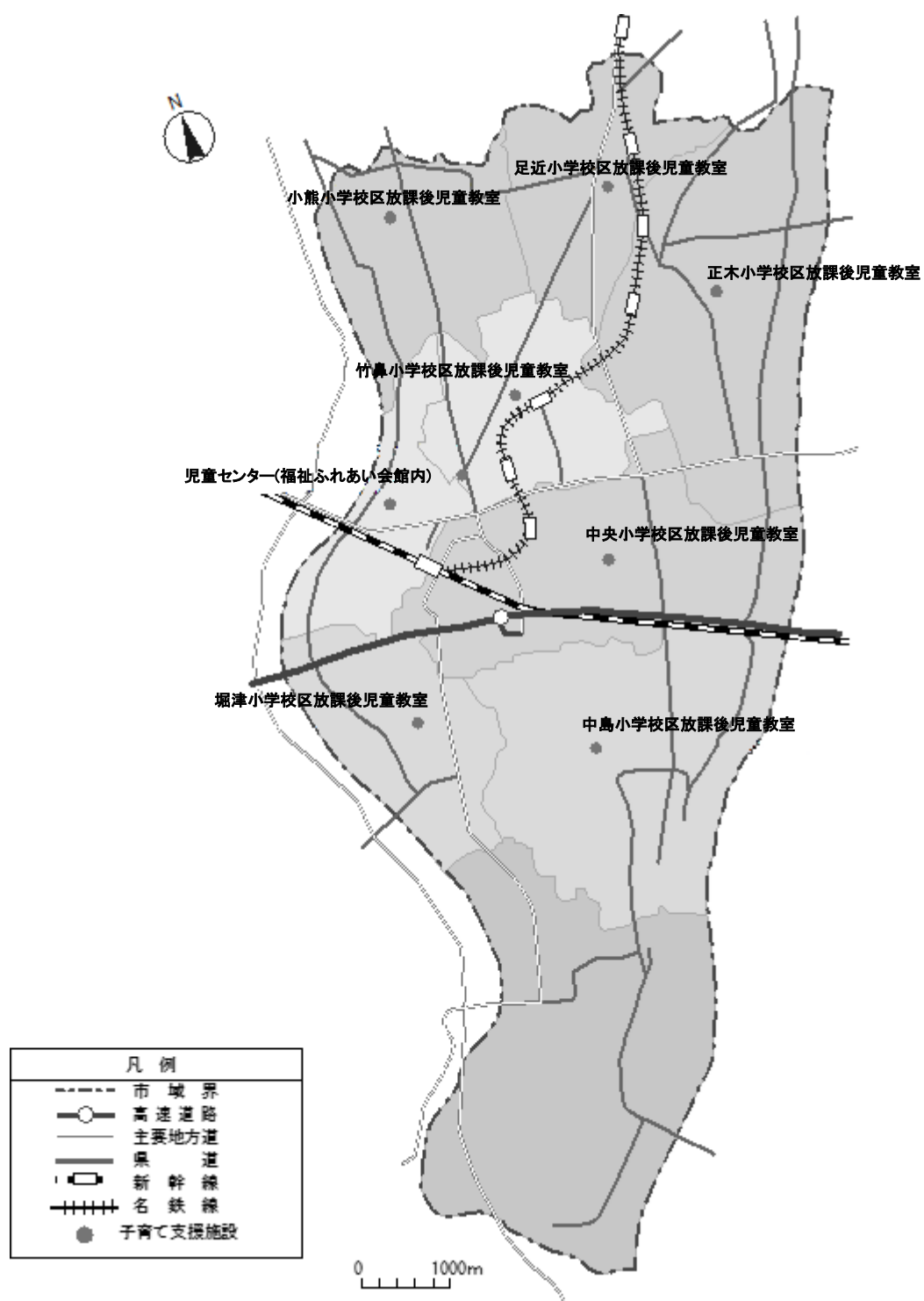
【管理に向けた課題】

- 児童センターは、施設概要やサービス内容を周知し認知度の向上を図り、利用を促進していくことが必要です。
- 放課後児童教室は、対象児童の拡大や施設の狭さに対する指摘も踏まえ、事業運営のあり方を検討するとともに、小学校の余剰教室の有効活用など、小学校との連携を図っていくことが必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 各小学校内に設置されている放課後児童教室については、利用状況を見据えつつ、児童数の減少に伴う小学校の余剰教室や近隣の公共施設を活用し施設面積の拡大を図るなど、効率的で一層の利用拡大につながる運営を進めます。なお、余剰教室や近隣の公共施設が活用できない場合には、小学校の敷地を有効活用し利用需要に対応します。

図 8-6 子育て支援施設配置図



⑦福祉施設

- 高齢者福祉施設 全 2 施設（老人福祉センター、老人福祉センター羽島温泉）
- 障がい者福祉施設 全 3 施設（はしま福祉サポートセンター、いきいき元気館、発達支援センター「もも」（福祉ふれあい会館内））
- 福祉ふれあい会館

【現状】

- 高齢者福祉施設の 2 施設は、旧耐震基準により建設された施設であり、機械設備も含め老朽化が進んでいます。
- 障がい者福祉施設のうち、はしま福祉サポートセンター及びいきいき元気館においても、旧耐震基準により建設された施設であり、老朽化が進んでいますが、耐震診断を実施し、必要な耐震補強を行っています。
- 福祉ふれあい会館は築後 20 年以下の施設であり、市内の公共建築物の中では比較的新しい施設です。また、会議室、障がい者福祉施設や子育て支援施設などが入る複合施設です。

（運営形態）

- 福祉施設の全施設において、指定管理者制度が導入されています。

（利用状況等）

- 令和元年度の各施設の年間利用者数は、老人福祉センターが約 26,000 人、老人福祉センター羽島温泉が約 118,000 人、となっています。

（その他）

- 老人福祉センター及び老人福祉センター羽島温泉は指定緊急避難場所に指定され、はしま福祉サポートセンターは福祉避難所として位置づけられています。

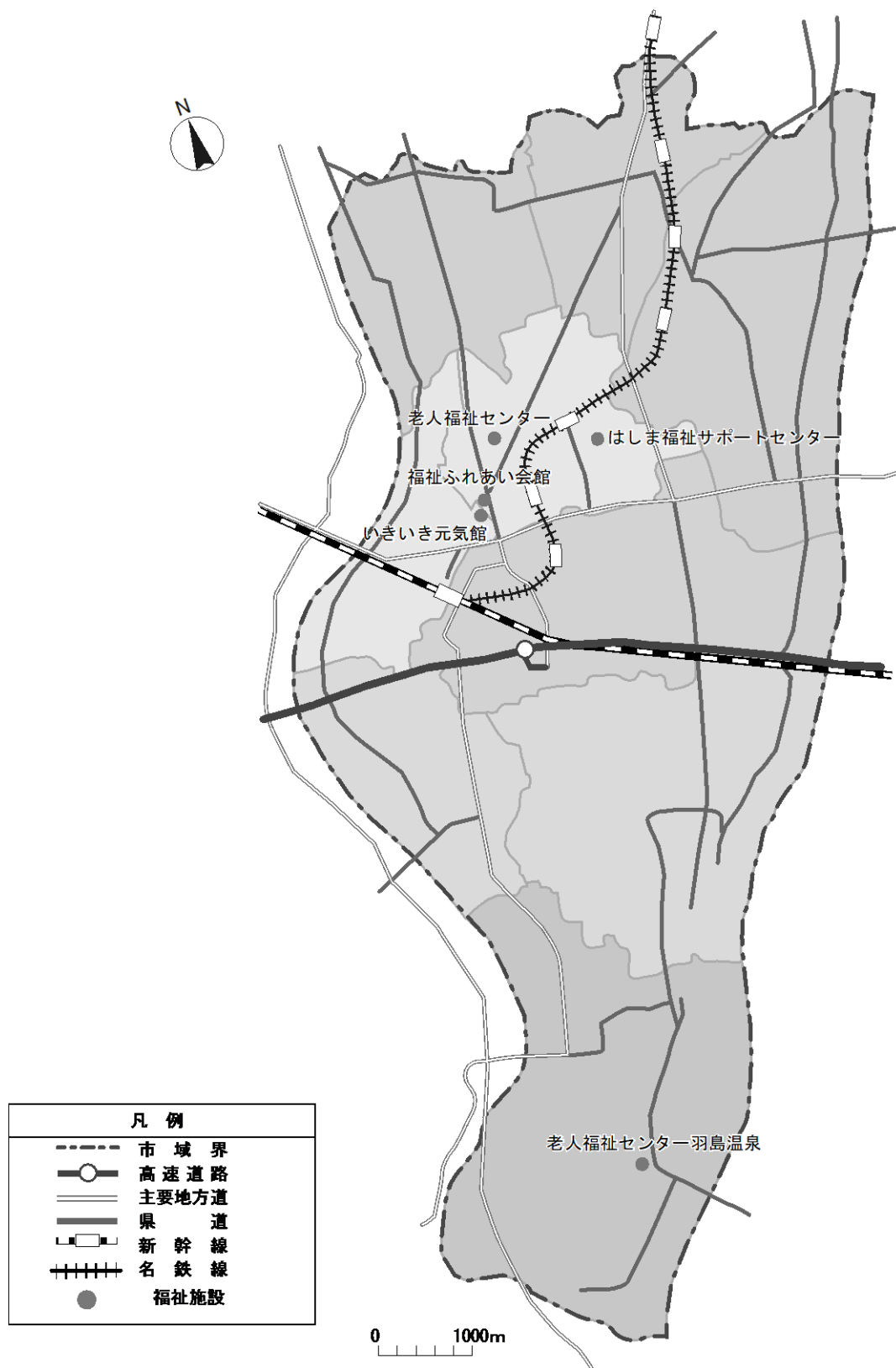
【管理に向けた課題】

- 老朽化が進む高齢者福祉施設及び障がい者福祉施設については、機能の必要性や施設の必要性を検証するとともに、施設再編に向けた検討が必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 老人福祉センターについては、施設や設備の老朽化が著しいことから、他の施設への機能移転等、様々な選択肢を含め施設のあり方を検討します。
- ◎ 老人福祉センター羽島温泉については、施設や設備の老朽化が著しいことから、今後の施設のあり方について検討します。
- ◎ いきいき元気館については、老朽化の状況が著しいことから、他施設への機能移転等、様々な選択肢を含め施設のあり方を検討します。
- ◎ 福祉サポートセンターについては、老朽化の状況や利用状況等を勘案しながら施設のあり方を検討します。
- ◎ 福祉ふれあい会館は、会議室や調理室の利用が少ないため、利用拡大に向けた用途の見直しを含め検討します。

図 8-7 福祉施設配置図



⑧保健・医療施設

- 保健センター
- 市民病院
- 市民病院旧看護師宿舎

【現状】

- 保健センターは築後 30 年以上経過し、市民病院は旧耐震基準により建設された建築物が大半を占めており、老朽化が進んでいます。
- 旧耐震基準により建設された建築物については、耐震診断を実施し、必要な耐震補強を行っています。

(利用状況等)

- 令和元年度の各施設の年間利用者数は、保健センターが約 22,000 人、市民病院が約 200,000 人となっています。

(その他)

- 市民病院においては、施設の維持管理のほか、医療機器の更新に多くのコストを要します。

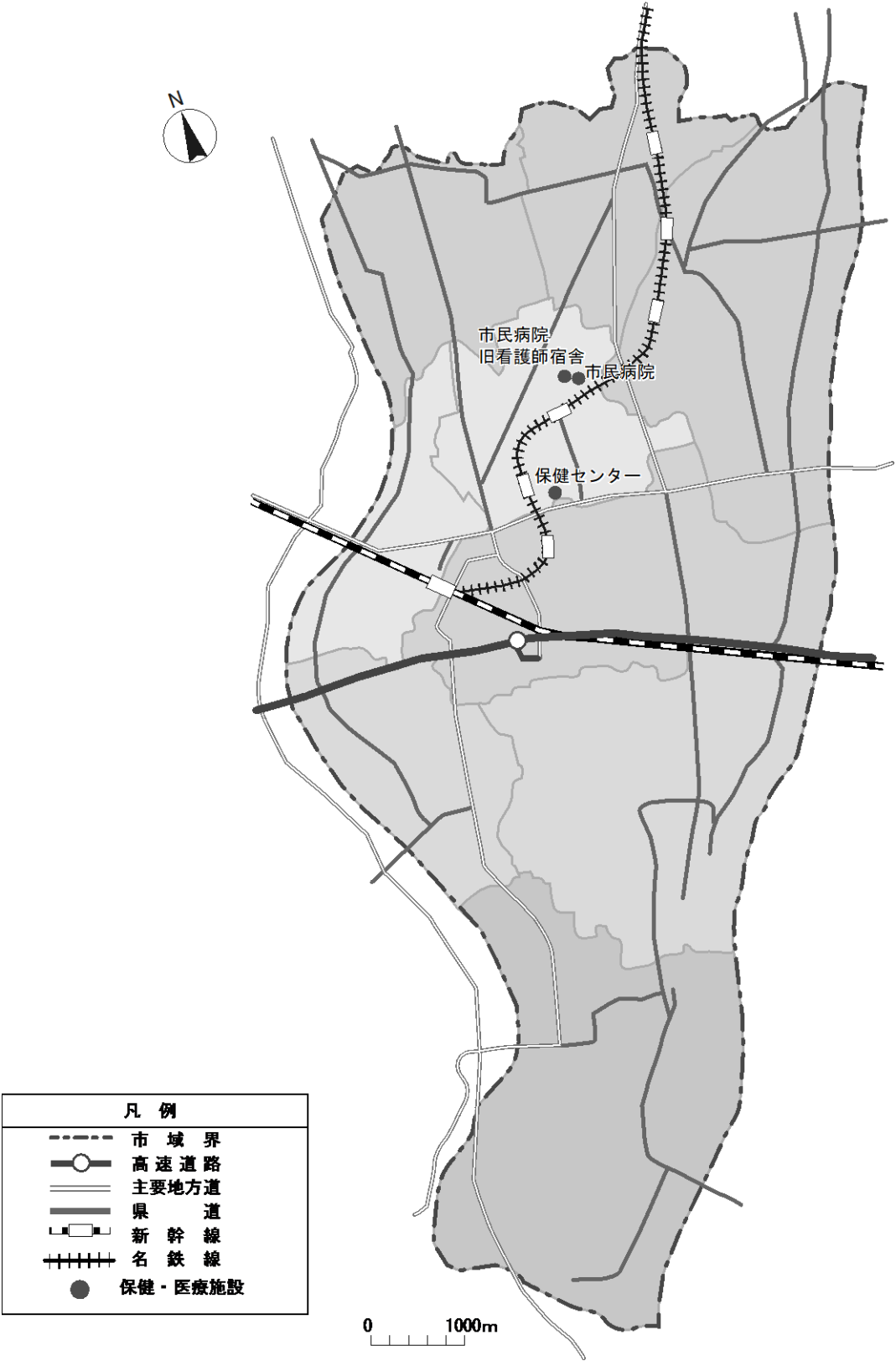
【管理に向けた課題】

- 保健センターは、老朽化の状況や利用状況を踏まえた維持管理を検討していく必要があります。
- 市民病院は、計画的な維持管理や施設状況を踏まえた老朽化対策を検討していく必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎保健センターについては、老朽化の状況や利用状況等を勘案しながら、適切な維持管理を行います。
- ◎市民病院及び市民病院旧看護師宿舎については、個別施設計画に基づき、施設の修繕や更新について計画的な維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。

図 8-8 保健・医療施設配置図



⑨行政系施設

■庁舎等 全 5 施設（本庁舎、北庁舎、中庁舎、情報・防災庁舎、教育センター）

【現状】

- 市役所庁舎では、本庁舎は築後 60 年以上経過し老朽化が著しく、耐震診断を実施しているものの、必要な耐震補強は行われていません。情報・防災庁舎を除くその他の庁舎は、築後 40 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。これらの庁舎についても耐震診断を実施しているものの、必要な耐震補強は行われていません。
- 市役所敷地内に新庁舎を建設中であり、分散している各庁舎の機能を新庁舎に集約します。
- 市役所本庁舎は、建築家・坂倉準三氏が設計したもので、現存する数少ない施設の 1 つです。

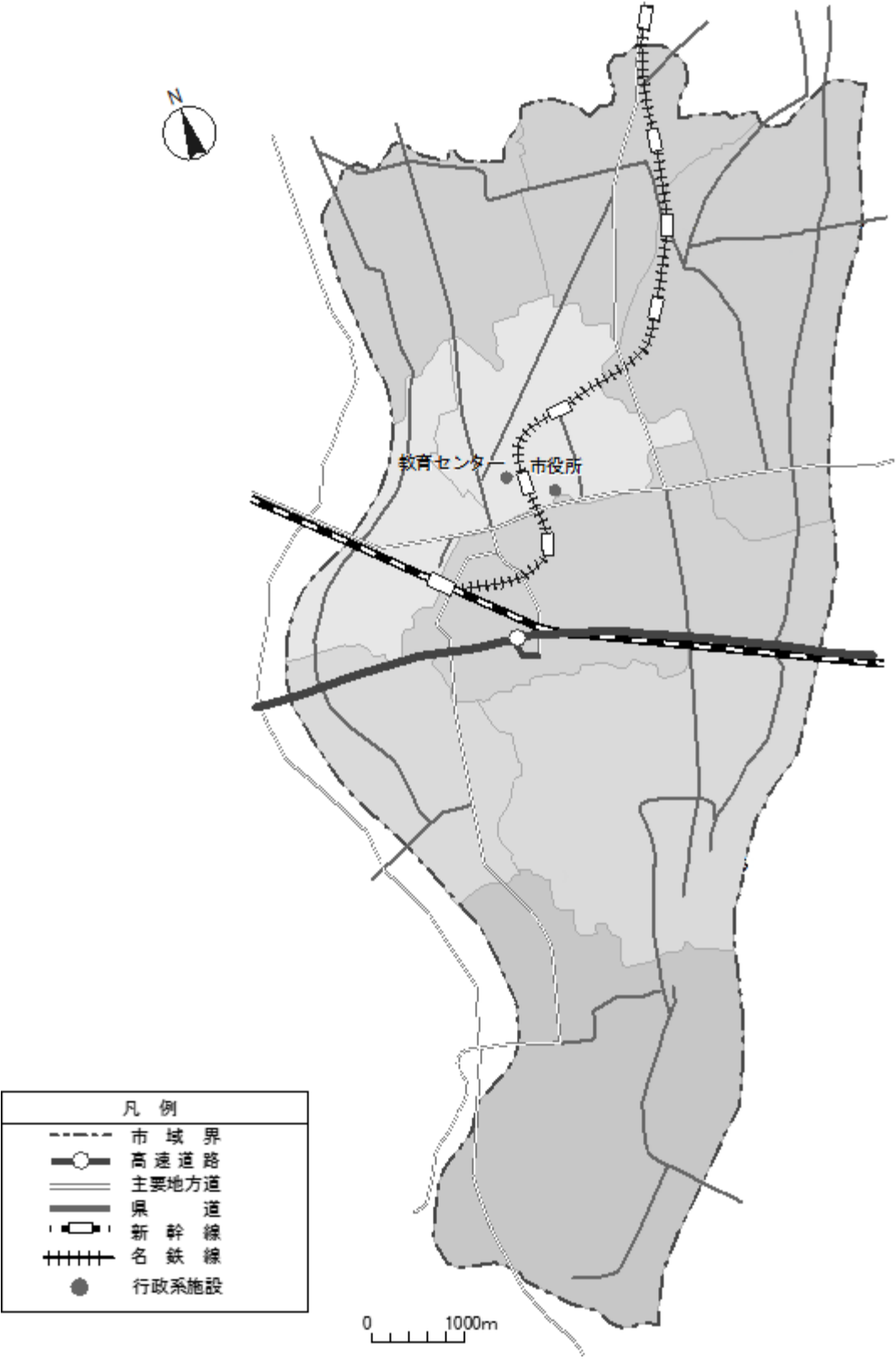
【管理に向けた課題】

- 新庁舎建設後の現庁舎のあり方について検討することが必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 令和 3 年度に完成予定の市役所新庁舎については、情報・防災庁舎と一体で利用し、災害時には災害対策本部と緊密に連携が取れるような運用を図ります。
- ◎ 市役所新庁舎の建設により、旧庁舎については、他施設の機能移転や複合化等による利活用の検討を行い、不要となる場合は廃止します。

図 8-9 行政系施設配置図



⑩公営住宅

■市営住宅

【現状】

- 市営住宅は、鉄筋コンクリート造 3 階建ての建築物で、築後 60 年以上経過し老朽化が進んでいます。平成 19 年度に行った耐震診断では、耐震基準を上回っています。

- 市営住宅では 12 戸の利用に供しています。

(運営形態)

- 直営により運営しています。

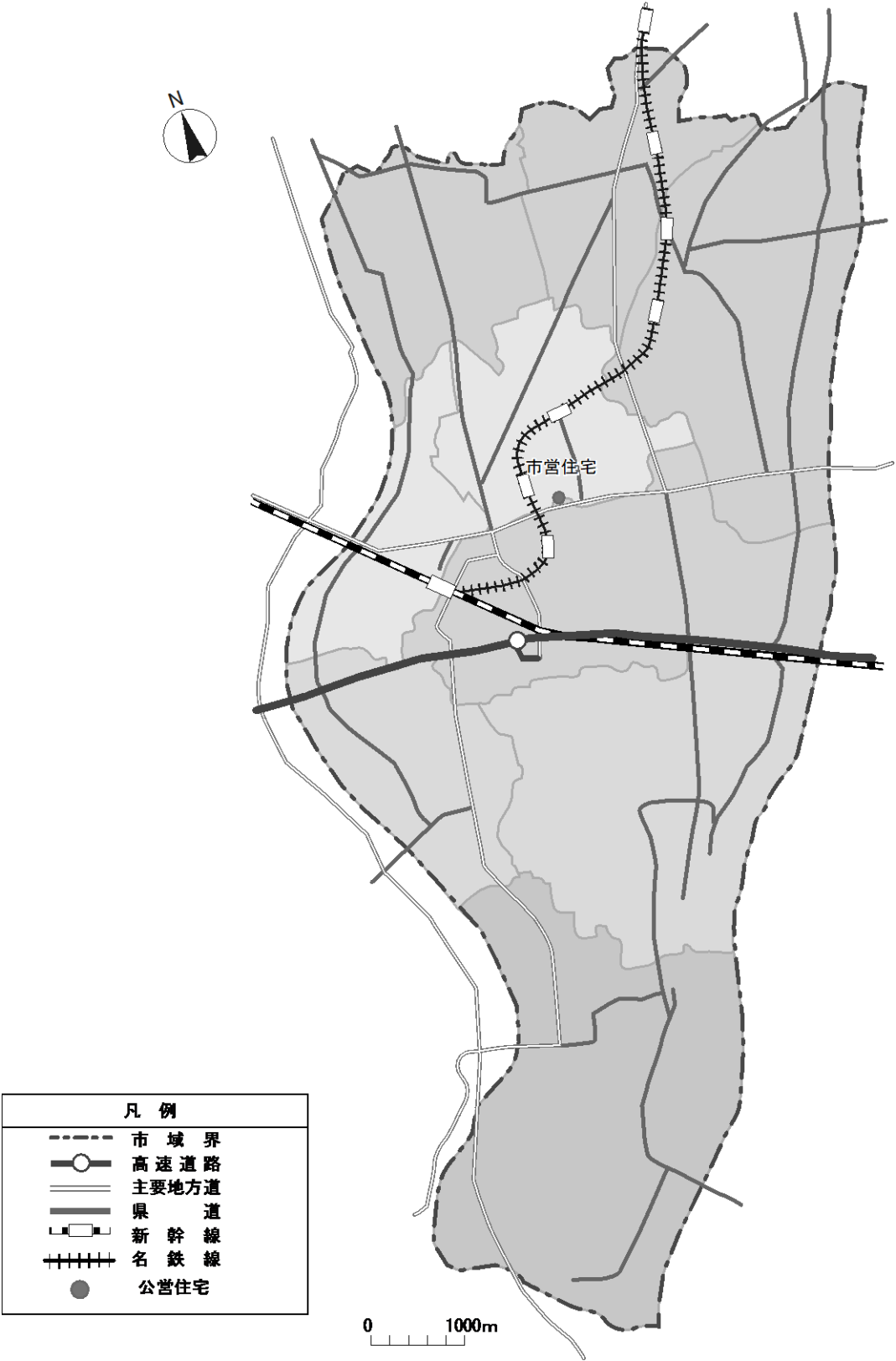
【管理に向けた課題】

- 老朽化を踏まえた対策などを検討する必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 市営住宅については、公営住宅法上の耐用年数が 70 年であることを踏まえ、存続の可否を含めた当該施設のあり方を検討します。

图 8-10 公営住宅配置図



⑪防災施設

■防災ステーション

【現状】

- 防災ステーションは、平成 22 年度に建設され、洪水に対する種々の水防機能や情報収集・発信機能等を整えており、災害時には避難所として活用されます。また、平常時には体育施設として武道等の利用に供するほか、会議・集会等に利用するため会議室と和室を備えています。

(利用状況等)

- 令和元年度の防災ステーションの年間利用者数は約 11,000 人となっています。

●

(その他)

- 防災ステーションは、指定避難所及び指定緊急避難場所に指定されています。

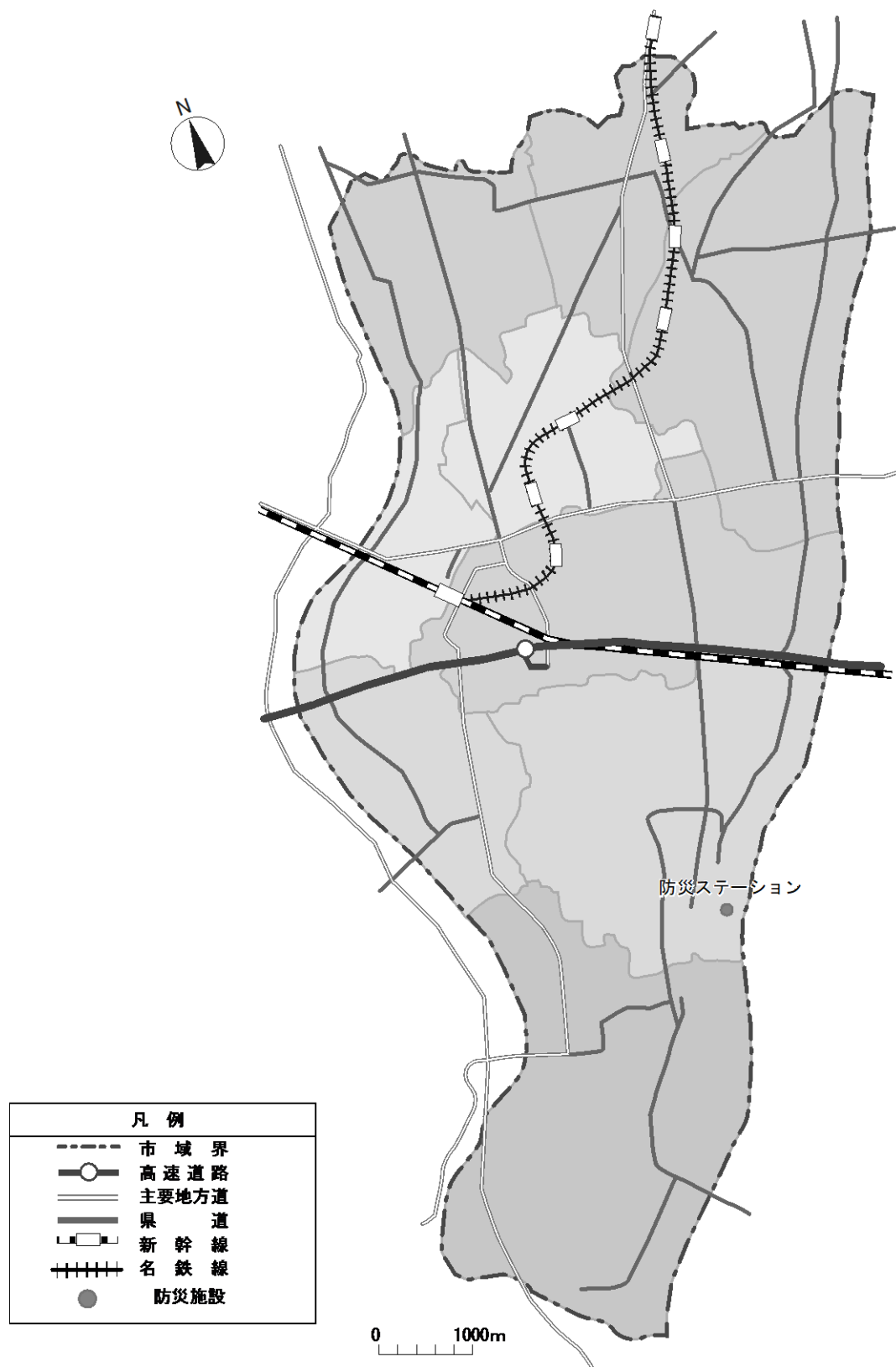
【管理に向けた課題】

- 防災ステーションについては、防災施設としての必要性を啓発するとともに、平常時の利用促進を図ることが必要です。
- 会議・集会等の機能については、他の施設との重複を整理する必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 防災ステーションは、管理・運営面において多様な民間活力の導入の可能性を検討します。また、貸館機能を有する施設であることを積極的に周知し、諸室の利用促進を図ります。

図 8-11 防災施設配置図



⑫消防・水防施設

- 消防庁舎 全 3 施設（消防本部、北分署、南分署）
- 消防倉庫
- 消防車庫 全 22 施設
- 器具庫 全 17 施設
- 水防倉庫 全 15 施設

【現状】

- 消防施設は、消防庁舎 3 施設をはじめ、消防倉庫 1 施設、消防車庫 22 施設、器具庫 17 施設の合計 43 施設あります。消防本部は築 40 年以上、南分署は築 30 年以上経過し、老朽化が進んでいます。一方、北分署は、平成 7 年度に建設され、市内の公共建築物の中では比較的新しい施設です。消防本部については、平成 24 年度に耐震診断を実施し、必要な耐震補強を行っています。
- 消防車庫や器具庫については、建築年は様々ですが、多くは 30 ㎡を下回る小規模な施設です。
- 水防倉庫は防災ステーション内に設置されたものを含め 15 施設ありますが、多くは建築年不詳で老朽化が進んでいます。

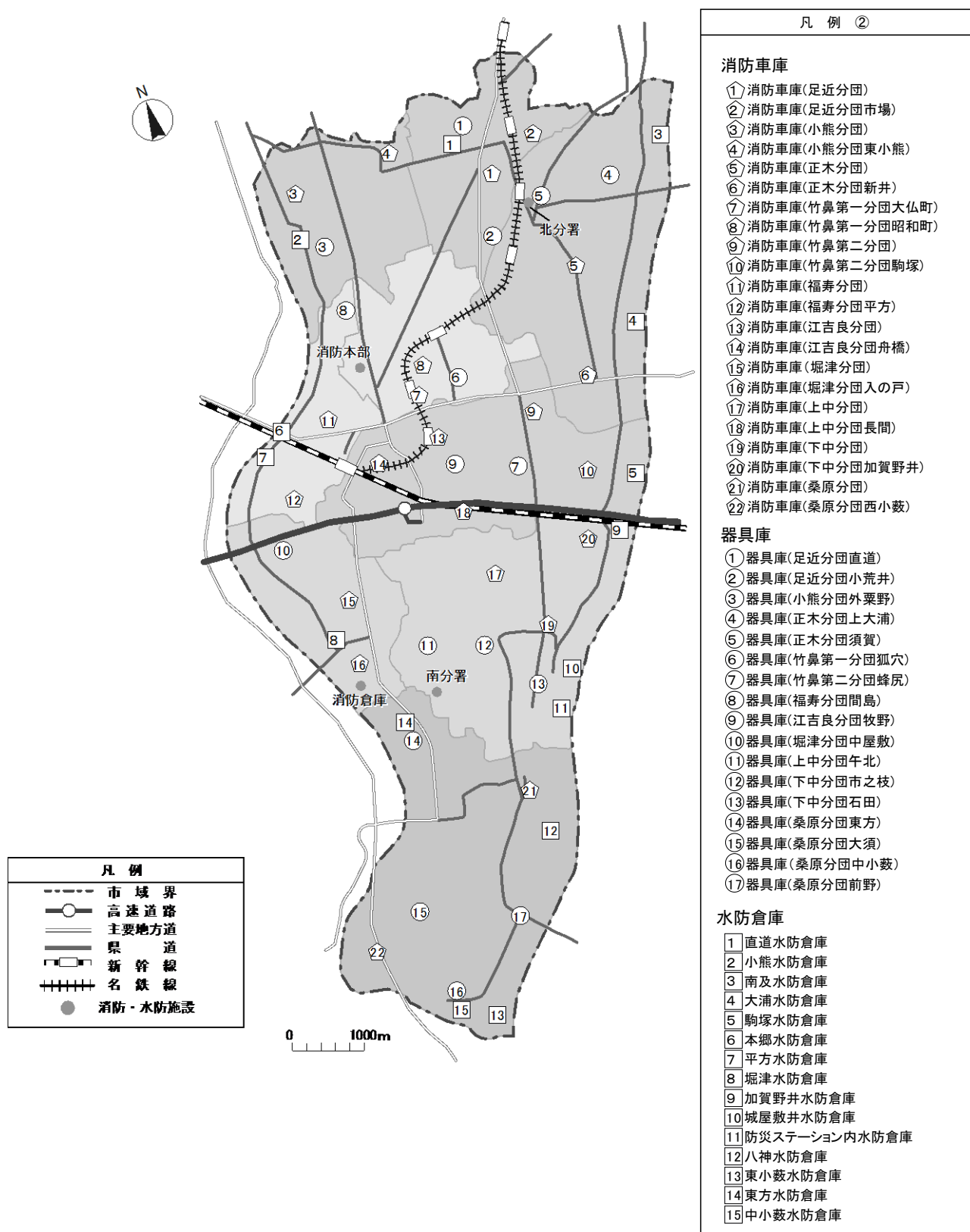
【管理に向けた課題】

- 消防本部、南分署については、老朽化が進んでおり、計画的な維持管理や老朽化対策が必要です。
- 消防車庫、器具庫、水防倉庫については小規模ながら老朽化が進んでいるため、計画的な更新が必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 消防本部及び南分署については、老朽化の状況などを踏まえ、計画的な維持管理と再整備を検討します。
- ◎ 消防車庫や器具庫、水防倉庫については、木造のもの、築 50 年以上など著しく老朽化が進むものを優先的に、建替えや計画的な維持管理に努めます。

図 8-12 消防・水防施設配置図



⑬供給処理施設等

市民意識調査では「環境衛生施設」として分類

- 環境プラント
- 資源物ストックヤード
- 一般廃棄物最終処分場
- 市営斎場

【現状】

- 供給処理施設等の4施設は、市内の公共建築物の中では、比較的新しい施設です。
- 資源物ストックヤードには、地域の会議・集会等に利用される会議室を備えています。
- 環境プラントや市営斎場は、設備の更新等に多額の費用が必要になります。

(利用状況等)

- 令和元年度の資源物ストックヤードの年間利用者数は、資源物持込者が約47,000人、会議室利用者が約7,000人となっています。

(その他)

- 環境プラント及び資源物ストックヤードは、指定緊急避難場所に指定されています。

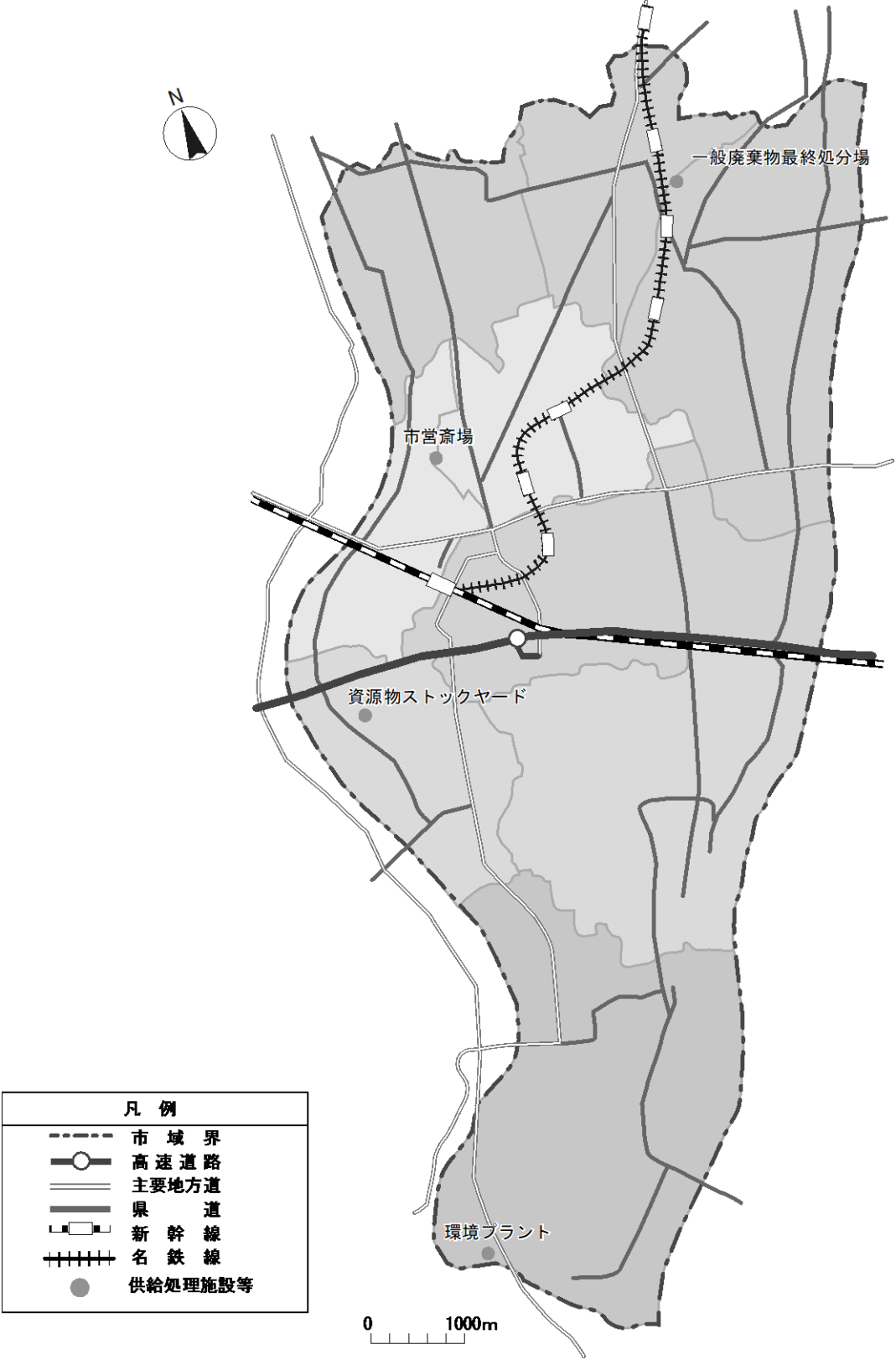
【管理に向けた課題】

- 各施設の設置・利用目的や施設概要を周知し認知度の向上を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理を行い、有効活用を図っていくことが必要です。
- 設備の更新等に多額の費用が必要となる施設の修繕計画を策定する必要があります。また、一般廃棄物最終処分場については、将来的な残余容量を見極めた上で、計画的な維持管理を行う必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 供給処理施設等は、比較的建築年次が新しい施設が多いため、設備も含めて予防保全の考え方を取り入れ、適正な維持管理、長寿命化を図ります。
- ◎ 設備の更新等に多額の費用が必要となる環境プラントや市営斎場については、計画的な修繕を行い、適正な維持管理を推進し、長寿命化を図ります。
- ◎ 市営斎場については、稼働状況や老朽化の状況を踏まえ、施設（炉の数）規模の適正化を進めます。
- ◎ 市営斎場については、施設の脱炭素化に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の導入を図ります。

図 8-13 供給処理施設等配置図



⑭上・下水道施設

■上水道施設 全4施設（小熊水源地、江吉良水源地、桑原水源地、西小薮水源地）

■下水道施設 浄化センター

【現状】

- 上水道施設のうち、小熊水源地及び桑原水源地は築後40年以上経過し、老朽化が進んでいます。
- 江吉良水源地は施設更新がなされ築後10年以下の新しい施設です。
- 西小薮水源地は施設更新がなされ築後30年以下の施設です。
- 令和7年度までを計画年次とする市水道整備計画において、小熊水源地、江吉良水源地及び桑原水源地の配水池の増設による更新を耐震化として位置づけています。なお、江吉良水源地及び小熊水源地は増設が完了（江吉良水源地：H29年度、小熊水源地：R1年度）し、桑原水源地は令和4年度に完了する予定で、配水池の増設が行われています。
- 下水道施設である浄化センターは、市内の公共建築物の中では比較的新しい施設です。
- 浄化センターでは、令和元年度にライフサイクルコストの削減を目的とするストックマネジメント計画を策定しました。

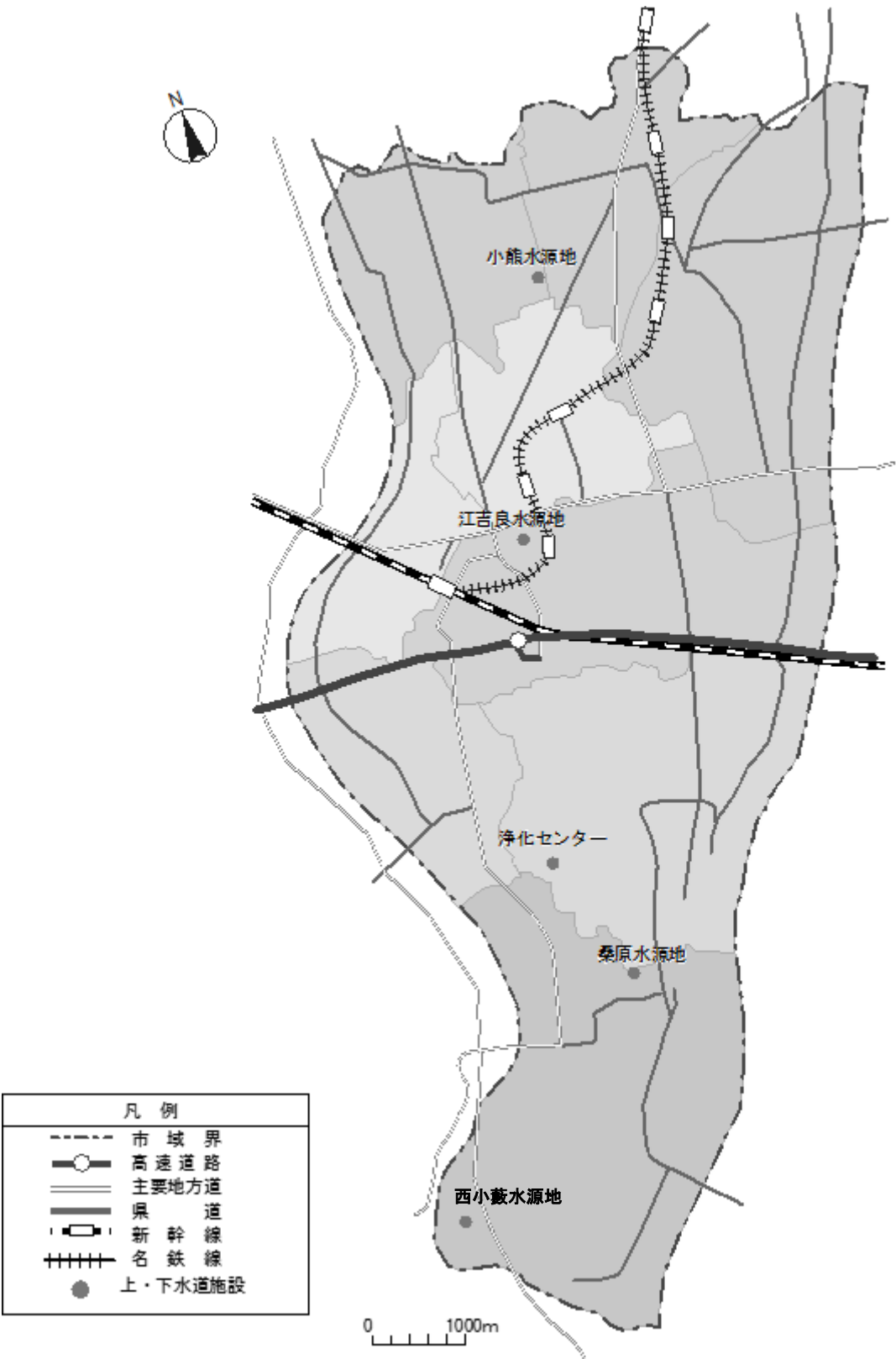
【管理に向けた課題】

- 水源地については、老朽化が進んでおり、計画的な老朽化対策が必要です。
- 浄化センターについては、令和3年度から長寿命化計画に基づく改修等を計画的に進めます。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 小熊水源地及び桑原水源地については、人口や水需要予測はもとより、投資支出の平準化や健全経営の確保に資するよう、長寿命化や規模の最適化を図ります。
- ◎ 浄化センターについては、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を推進します。

図 8-14 上・下水道施設配置図



⑮観光施設

- 観光交流センター
- 竹鼻まつり山車会館

【現状】

- 観光交流センターは平成 27 年に整備された新しい施設です。
- 竹鼻まつり山車会館は令和 2 年度に整備・寄付をいただいた新しい施設です。

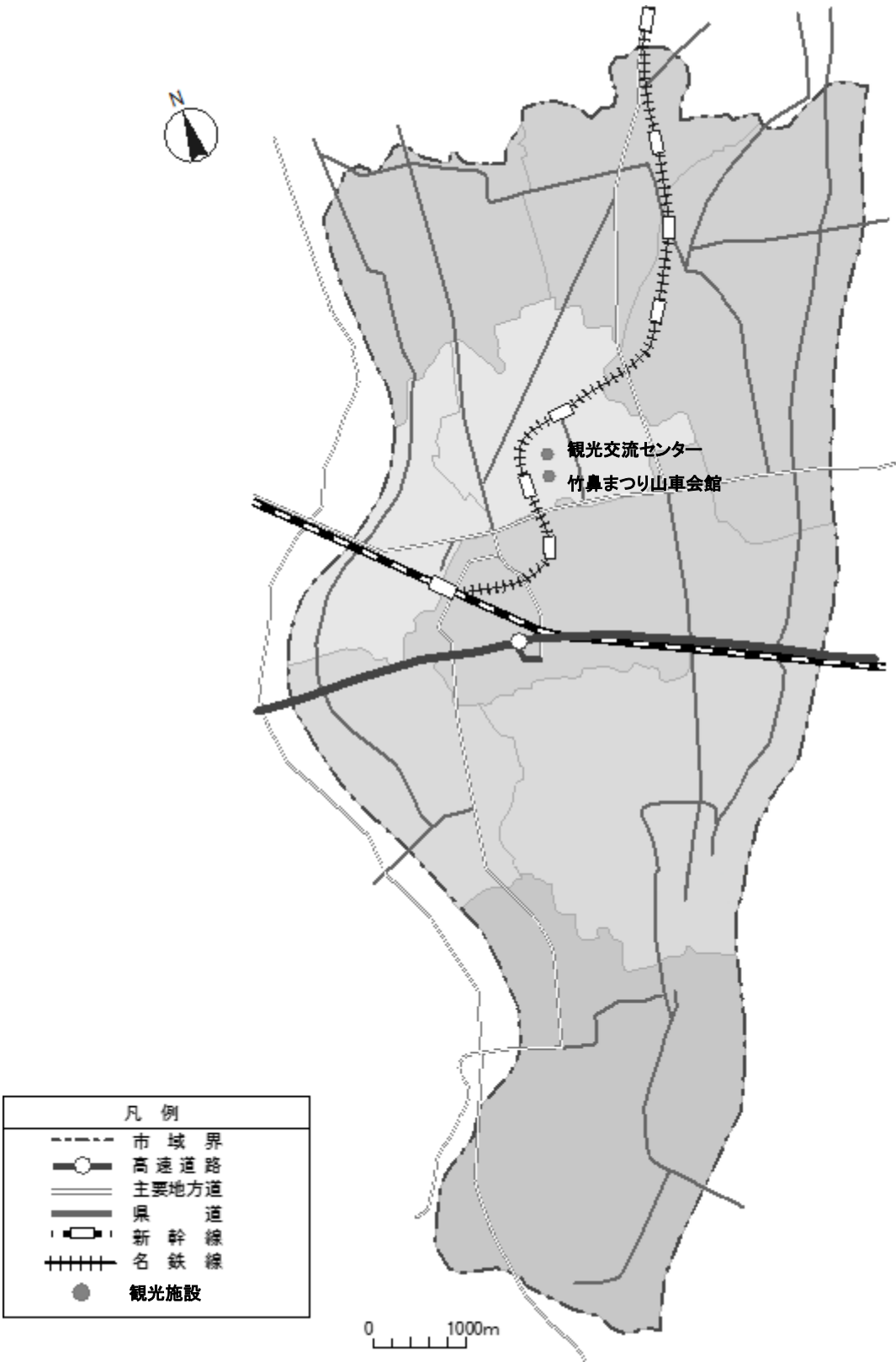
【管理に向けた課題】

- 観光交流センターおよび竹鼻まつり山車会館については、周辺の歴史民俗資料館・映画資料館および竹鼻町屋ギャラリーと連携し利用促進を図ることが必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 観光交流センター、竹鼻まつり山車会館、歴史民俗資料館・映画資料館、竹鼻町屋ギャラリーについては羽島の魅力を伝える施設として街中の活性化につながるよう一体的な運営を図ります。

図 8-15 観光施設配置図



⑮その他

- 商工振興センター
- 旧桑原輪中事務所
- 駅南防犯ステーション
- 飯柄倉庫

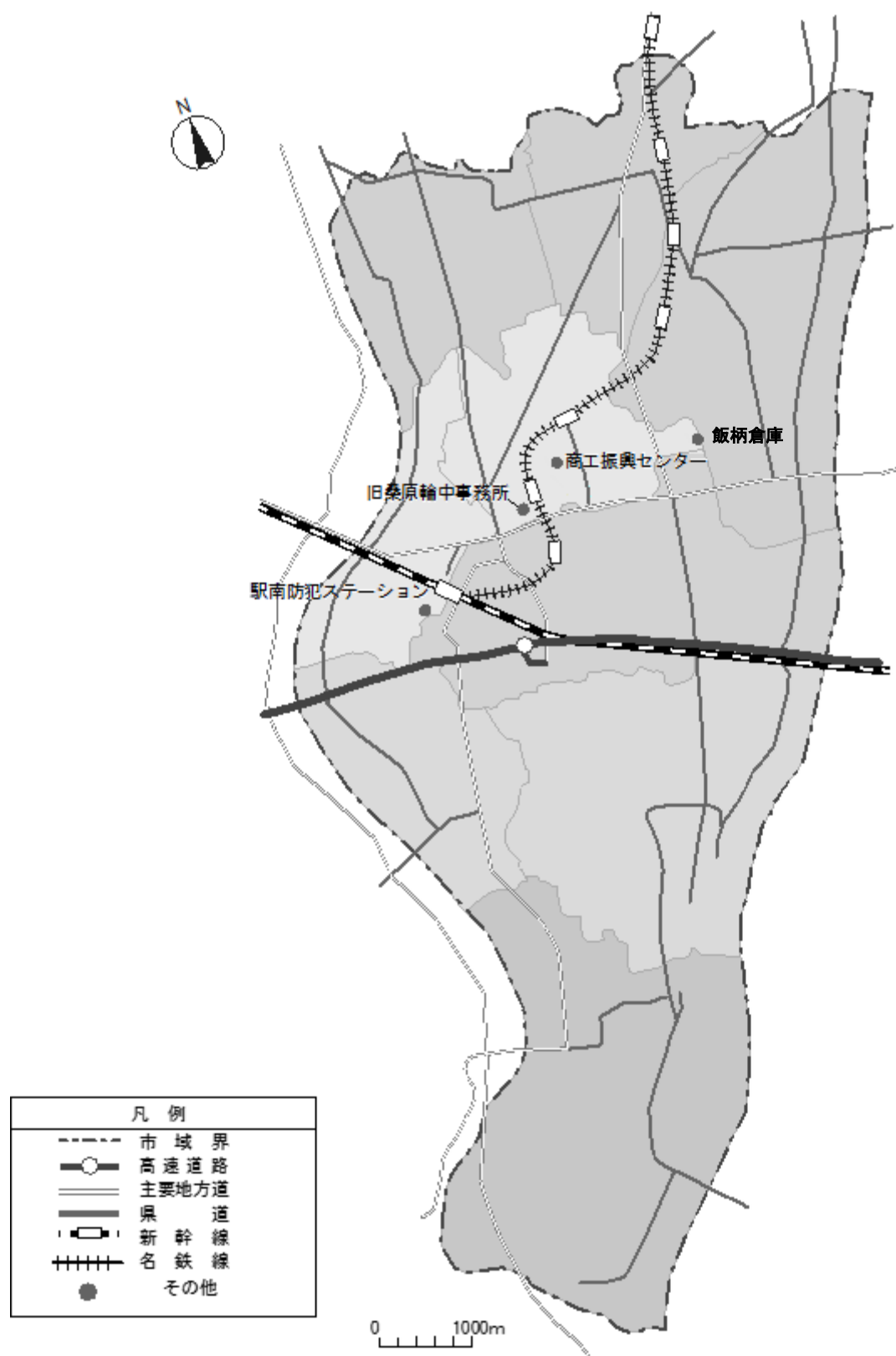
【現状】

- 商工振興センターは築後 30 年以上、旧桑原輪中事務所は築後 50 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。旧桑原輪中事務所は旧耐震基準により建設された施設ですが、耐震診断は未実施で耐震補強は行われていません。
- 商工振興センター及び旧桑原輪中事務所は、各種団体へ貸付けを行っています。
- 駅南防犯ステーションは、地域防犯団体の詰所や警察官及び少年センターの立寄所としての機能を有しています。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 駅南防犯ステーションについては、最低限の設備・コスト負担で効率的な維持管理を行います。

図 8-16 その他施設配置図



(2) インフラ資産

①道路

■道路 路線数：約 3,300 延長：約 88.4 万m

【現状】

- 本市が管理する道路は、令和元年度末現在、路線数約 3,300、延長約 88.4 万mとなっています。
- 等級別では、1 級が約 5.2 万m (5.8%)、2 級が約 5.8 万m (6.6%)、その他が約 77.4 万m (87.6%) となっています。

【管理に向けた課題】

・令和元年度に策定した幹線道路の舗装修繕計画（個別計画：(R2～R6)）を基に更新単価を設定して道路全体の年間更新必要額を試算すると、推定での全体の年間更新必要額は当初計画策定時の試算額より大きく乖離すると予測される。修繕が進まなければ、対策を要するインフラは増加するため、予防保全による経費軽減や平準化など、持続可能な維持管理を実現するには、早期に適切な水準での管理に舵を切る必要がある。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 道路の維持管理については、予防保全の考え方を取り入れ、道路の重要性に応じて維持管理水準を変えるなど、優先順位を定め、コストの縮減や平準化に努めます。
- ◎ 具体的には、市道区分に応じて舗装の打ち替え頻度を設定し、路面種別に応じた舗装水準を適用します。
- ◎ 主要な道路や道路付属施設等について、国が定める点検実施要領に基づき、定期的な点検を実施します。その他の生活道路等については、日常パトロールによる点検を実施します。
- ◎ 社会基盤メンテナンス・エキスパートを養成し、職員による点検・診断の充実に努めます。

②橋梁

■橋梁 総数：約 600 橋 総延長：約 3,900m 総面積：約 22,000 m²

【現状】

- 本市が管理する橋梁は、令和元年度末現在、総数は約 600 橋、総延長は約 3,900m、総面積は約 22,000 m²となっています。
- 令和元年度に、橋梁の老朽化に対応するため、従来の事後的な修繕及び架替から予防的な修繕及び計画的な架替への転換を図り、費用の縮減とともに、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的として、主に災害時における防災拠点（避難場所・災害対策所）への通行が可能となる橋梁 76 橋を対象に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高いものから順に補修を進めることとし、将来、補修に必要となる維持管理費を縮減させるため、重点的に事業を推進します。
- ◎ 健全度の把握は、橋梁の架設年度や立地条件等を十分考慮して実施するとともに、岐阜県橋梁点検マニュアルに基づいて定期的な点検を実施し、橋梁の劣化損傷状況から健全度を把握します。
- ◎ 橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理としてパトロールを実施し、劣化損傷の把握に努めます。
- ◎ 健全度の把握や定期的な点検等により予防保全型維持管理を行い、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、コストの縮減を図ります。
- ◎ 橋梁長寿命化修繕計画の対象となっていない橋梁については、日常点検を実施して損傷状況を把握したうえで修繕計画の対象とするかどうかを検討します。
- ◎ 社会基盤メンテナンス・エキスパートを養成し、職員による点検・診断の充実に努めます。

③上水道

■上水道 総延長：約 58.5 万m

【現状】

- 本市が管理する上水道の管路は、令和元年度末現在、総延長約 58.5 万mとなっています。
- 平成 29 年度には、アセットマネジメントや経営戦略に関する取り組みなどを反映した「羽島市新水道ビジョン」を策定しました。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 上水道の維持管理については、財政計画を検証しながら、経営の合理化・効率化を図ることにより、企業会計として経営の健全化を維持しつつ、適切に実施していきます。
- ◎ 大地震などの災害に備え、配水幹線の耐震化を引き続き推進します。
- ◎ 老朽管の更新については、人口や水需要予測を踏まえ、管路の長寿命化や規模の最適化を図ります。
- ◎ 料金収入を主とする自主財源に基づく管路整備を推進するため、健全経営の維持強化に資する、適宜適正な料金のあり方について検討します。

④下水道

■下水道 総延長：約 29.4 万m

【現状】

- 本市が管理する下水道の管渠は、令和元年度末現在、総延長約 29.4 万mとなっています。
- 本市では平成 2 年度から公共下水道事業に着手していますが、近隣市町と比較すると下水道事業に着手した時期が遅かったため、下水道処理人口普及率は 47.6%と低くなっています。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 下水道の整備については、財政計画を検証しながら、合理化・効率化を図ることにより、経営の健全化を維持しつつ、整備計画に基づき、市街化区域を対象とした計画的な公共下水道整備を推進します。

⑤公園

■公園 総数：73 施設、総敷地面積：約 43.5 万㎡

【現状】

- 本市の公園は、令和元年度末現在、総数 73 施設、総敷地面積約 43.5 万㎡となっています。種別では、都市緑地が 7 施設あり、敷地面積では約 20.1 万㎡と最も多く、次いで、街区公園が 61 施設、約 10.4 万㎡、近隣公園が 3 施設、約 4.8 万㎡、運動公園が 2 施設、約 8.3 万㎡となっています。
- 平成 26 年度に、本市が管理する公園のうち 58 施設を対象に、今後の老朽化に対する安全対策の強化及びライフサイクルコストの縮減と費用の平準化を目指し、効果的な維持管理や保全・改修を行うことを目的として「公園施設長寿命化計画」を策定しました。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 長寿命化計画に基づき、健全度判定が「C・D」の遊戯施設を優先的に更新し、その安全性を確保していきます。
- ◎ 日常的に維持保全と点検を随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性の維持に努めます。
- ◎ 地域住民や各種団体等と一体となって、清掃を行うなどの維持管理に努めます。

第9章 計画の推進にあたって

- 1. 全庁的な取組体制の構築方針**
- 2. 情報管理及び共有方策**
- 3. フォローアップの実施方針**

第9章 計画の推進にあたって

1. 全庁的な取組体制の構築方針

(1) 庁内推進体制

公共施設等マネジメントの推進にあたり、企画部門と管財部門が中心となって、相互に連携しつつ適切な役割を担っていくことにより、全庁横断的な連携・調整機能を発揮できる庁内推進体制を構築し、公共施設等の総量を管理し、進行管理を行います。

庁内推進体制としては、既存の行政改革推進本部や政策会議を活用し、的確に運用していきます。また、個別事業や検討テーマに応じた部会やプロジェクトチームを設置し、具体的な事案を効率的に推進します。

さらに、効果的・効率的な公共施設等マネジメントを実施していくためには、財政との連携が必要不可欠であることから、財政部局との連携を強化し、財源の確保と効果的な活用に向けた体制のあり方についても検討していきます。

(2) 市職員への啓発・意識の醸成

公共施設等マネジメントを推進していくためには、公共施設等の更新費用や財政状況、公共施設等マネジメント導入のあり方などを各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。そのため、社会経済情勢の変化、財政状況、人口減少や少子化・高齢化に伴う市民ニーズの変化等に対応した公共施設等マネジメントを実施できるよう、研修や勉強会等を適宜実施することなどにより、公共施設等マネジメントに対する市職員の理解の促進、意識の醸成を図ります。

(3) 広域的な連携・協力

公共施設等マネジメントに限らず、各種行政分野において、市単独ではなく、関連する自治体間の連携と協力、あるいは国や県との連携を強化することによって、より効果的・効率的な取組みを実践していくことが期待できます。市民の日常における生活圏は市内で完結するものではなく、公共施設の利活用においても行政区域を越えた広域的な広がりをみせています。

公共施設等マネジメントの推進にあたっては、既存の広域連携の取組みを踏まえつつ、さらなる広域的な連携の可能性も視野に入れながら、取組みを進めていきます。また、必要に応じて、国や県等の関係機関との連携・協力も図ります。

2. 情報管理及び共有方策

(1) 公共施設等に関する情報の一元管理

公共施設等マネジメントに必要な施設情報等については、本計画の策定に際して取りまとめた公共施設等の情報を継続的に運用していき、情報の一元管理と共有化を図ります。

今後は、本計画に基づき、公共施設等の所管課において毎年度情報の更新を行い、企画部門が市全体の情報を取りまとめ、一元管理していきます。また、一元的に整理された情報については、庁内 LAN を活用して各所管課が閲覧・活用できるようにデータベース化に向けて充実させていくとともに、閲覧・活用にあたっての共有ルールを明確化し、円滑な運用に向けた仕組みを整えていきます。

(2) 市民等との情報共有・相互理解の醸成

公共施設等マネジメントの推進にあたっては、市民との相互理解を深め、各段階で関係する各主体との合意形成を醸成していくことが不可欠になります。

そのため、本計画に基づき、本市の公共施設等マネジメントに対する考え方や目指す姿、施設の有効利用や効率的な管理・運営に向けた取組みの方向性などを広く情報発信し、周知・啓発を図ります。特に、市民生活と密接な関わりを持つ公共施設の移転や統廃合等には、市民の意見・提案を把握し検討に反映するなど、公共施設等マネジメントの取組みへの市民の主体的な参画を促し、協働による取組みを推進します。

3. フォローアップの実施方針

計画の進行管理

行政改革推進本部等において、計画の進捗状況や達成度等について検討・協議し、市民や議会と情報を共有しながら的確に進捗管理を行います。

計画の見直しについては、概ね5年を目途に計画の改訂に向けた検討を行うこととしますが、各個別計画の策定や見直しを実施した場合、本市のまちづくりの動向や社会経済情勢等に大きな変化が生じた場合などにも、必要に応じて適宜見直しを行います。

羽島市公共施設等総合管理計画

初	版	平成28年3月
第1次改訂版		平成30年3月
第2次改訂版		平成30年12月
第3次改訂版		令和元年12月
第4次改訂版		令和3年3月
第5次改訂版		令和4年11月

発行 羽島市

編集 羽島市企画部総合政策課

〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地

TEL 058-392-1111 (代)

FAX 058-394-0025

E-mail seisaku@city.hashima.lg.jp
